

# 統合の深化を阻むもの ～ナショナリズムの高まりと英国の離脱を前にして

国際貿易投資研究所 欧州経済研究会編

2019年4月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

## はじめに

2017年の欧州経済は、EU全体およびユーロ圏とも対前年比2.4%増の成長を達成した。債務危機に陥っていたギリシャも1.5%増を記録しプラス成長に転じ、同じく危機に苦しんでいたアイルランドも7.2%の高成長を達成、スペインも3.0%増とユーロ圏平均を上回った。失業率はギリシャが21.5%、スペインが17.2%と高いが、ユーロ圏平均では9.1%と10%を下回っている。財政収支はギリシャが対GDP比0.5%の黒字を記録したほかドイツも1.0%の黒字となっている。ユーロ圏全体では1.0%の赤字であり、目標値の3%を下回っている。累積債務は、ギリシャ（対GDP比176.1%）、イタリア（同131.4%）、ポルトガル（同129.2%）などが懸念されるが、ユーロ圏全体では86.8%で、改善の傾向が見られる。

2018年はこの経済成長が持続するのか、あるいは減速するかが注目されていた。

欧州の統合に関しては、フランスのマクロン大統領が2017年の9月に提案を行ったが、これに対しオランダ・北欧を中心に反対意見が出され、ドイツはフランスの提案に賛成しつつも積極性にかけるという対応を示している。

2018年の最大の課題はやはり英国のEU離脱交渉である。英国はEUに対し離脱を宣告してから2年後の2019年3月には離脱することが予定されることから、離脱方式、離脱の影響などに関心が高まっている。

また、日欧経済連携協定も調印が予定され、その経済効果にも注目が集まっている。米国トランプ政権の誕生により、保護主義への動きもみられる中、日欧の協定は当事国だけでなく、世界に対し自由貿易体制の擁護という意味も持つものといえる。

以上のような情勢を踏まえ、今年度の欧州経済研究会では、今後の欧州統合の行方、日EU経済連携協定、EUの財政政策、EUとカリブ・アフリカ・太平洋等諸国との関係、南欧2カ国の経済などに関し、調査を実施し、討論を行った。

報告書の一部は既に『ナショナリズムと難民危機を乗り越えて～日欧EPAのもたらす衝撃』（ITI調査研究シリーズNo79）として発表している。本報告書は研究会の報告書の第2分冊という位置づけである。

2019年4月

欧州経済研究会

## 要 旨

### 第1章 欧州の再生に向けた統合方式の模索—欧州都合白書の5つのシナリオを中心に

戦後に始まった欧州統合を進める方式（統合の先導者フランス人ジャン・モネにちなんで「モネ方式」と呼ばれる）には、一部例外が認められることはあっても、原則として、全ての加盟国が共通ルールに基づいて、共通の政策を同時に進めるという前提があった。

しかしながら、加盟国の拡大によって、加盟国間の経済格差や政策目標・選好の相違などがますます広がった結果、モネ方式では、柔軟性に欠け、迅速に対応できず、今やEUは機能不全の状態に陥っている。とくに、2010年からはEU、ユーロ圏が深刻な危機に晒されている。

これこそ、マクロン仏大統領ら政治主導者がEU改革へと突き動かす最大の要因である。モネ方式を修正する統合方式として、「2 速度欧州または多段階統合」という考え方が登場する。欧州委員会は「欧州の将来に関する白書」の中で2025年までの5つのシナリオを提示し、様々なレベルで議論が深化することを期待している。2019年5月の欧州議会選挙を経て、これらの構想を含めたEU改革案の具体化に向けて大きな動きが出てこよう。

### 第2章 EUにおける財政改革とイタリア

EUでは、リーマン・ショック、債務危機の直後に大規模な財政出動が図られたが、景気が安定を取り戻すとともに、財政再建に向けた動きが模索されつつある。その背景として、財政規律を導入しようとするEUの努力を指摘できる。

財政学の分野では、財政制度の在り方が財政赤字の拡大につながると議論されるようになってきている。財政政策の方向を決定する政治家は、地元選挙区の利益になるような政策を主張しがちであることなどによる。

このためもあって、EUにおいては、安定成長協定を始めとして様々なルールを導入することによって、財政赤字の削減を目指すようになってきた。近年、EUおよび主要国において、財政赤字が縮小する傾向にあるのも、このためである。

ただ、いくつかの国で、上記のようなEUのルール導入に反対する勢力が拡大してきている。イタリアがその例である。今後、財政ルールの強化を図るEUと、反EUおよびポピュリズム勢力の対立が深刻化する可能性がある。

### 第3章 EUの対日経済関係と日EU・EPA ～期待される大きな経済効果

EUの域外経済関係の中で日本の比重が低下しつつある中で行われた日EU・EPA交渉は高い関税撤廃率、相互の市場開放などで大きな成果を挙げた。EUでは、日本とのEPA締結はEUのGDP増加のほか、「アパレル・皮革部門」「乳製品」などの対日輸出に大きな効果をもたらすとしている。ただ、英国のEU離脱が間近に迫っていることから、日EU・EPAの経済効果もその分差し引いて考える必要がある。日本としてはブレグジット交渉の結果を踏まえつつ、速やかに英国との間で高度な自由化条項を盛り込んだ二国間FTA締結に向けた交渉に入るべきであろう。

### 第4章 BREXITがもたらすEU・ACP経済関係の動揺

EUとアフリカ・カリブ・太平洋島嶼国（ACP）との経済関係は宗主国・植民地時代に遡る。

両者の関係は、その後ヤウンデ協定やロメ協定などにより、旧宗主国との特別な歴史的性格も次第に整理され、WTOの無差別、例外無き相互主義を原則とする自由貿易を志向する方向へと変化してきた。

2018年現在のACP参加国は南アフリカを含む79カ国に増え、世界経済に一定の比重を占める経済グループとなっている。その特徴は、地理的に全地球規模にまたがっていること、経済規模が小さい国々の集まりであり、いわゆる被援助国（レシピアン）であることなどである。

このEUとACPとの経済関係が、英国のEU離脱により、どのように変化するのであるうか。

### 第5章 難航する南欧の経済改革

ユーロ債務危機を脱した欧州であるが、再び経済危機に陥る恐れがあるのがイタリアとギリシャの2カ国である。イタリアは、左右のポピュリズム政党の連立政権の誕生した結果、減税、福祉予算の拡充などにより財政赤字が膨らむ恐れがあり、ギリシャも財政黒字を達成したとはいえ、国民の緊縮政策への不満は依然として大きく、改革路線の後退も懸念されている。

本稿では欧州委員会の報告書をもとに、両国の経済の現状、問題点を探るとともに、中長期的な構造問題についても言及する。

# 目次

<b>第1章 欧州の再生に向けた統合方式の模索 —欧州統合白書の5つのシナリオを中心に—</b>	
第1節 EU改革の背景.....	1
第2節 欧州統合の「モネ方式」の限界.....	1
第3節 欧州統合の「2速度式欧州」と「アラカルト欧州」.....	2
第4節 欧州委員会の「欧州の将来に関する」白書—5つのモデル.....	4
第5節 今後の見通し—険しい改革へ道筋、次々と立ちはだかる難題.....	8
<b>第2章 EUにおける財政改革とイタリア</b>	
はじめに.....	13
第1節 EU及び主要国の財政収支動向.....	13
第2節 財政制度と財政赤字.....	14
第3節 EUにおける財政改革.....	19
第4節 欧州委員会とイタリア.....	23
第5節 今後の見通し.....	25
参考文献.....	25
<b>第3章 EUの対日経済関係と日EU・EPA ～期待される大きな経済効果</b>	
第1節 EUの貿易と投資.....	28
第2節 日本との貿易・投資関係.....	33
第3節 EUの日本市場に対する評価.....	40
第4節 日EU経済連携協定（EPA）締結に向けた取り組み.....	43
第5節 日EU・EPAに対するEUの評価.....	49
参考資料.....	52
<b>第4章 BREXITがもたらすEU・ACP経済関係の動揺</b>	
はじめに.....	53
第1節 EUとアフリカ・カリブ・太平洋島嶼国（ACP）の関係.....	53
第2節 アフリカ諸国とEUの歴史.....	60
第3節 その他地域（ROW）の経済発展.....	67
第4節 考察.....	73

参照資料リスト（公表年降順） .....	79
----------------------	----

参照 URL.....	80
-------------	----

## 第5章 難航する南欧の経済改革 ～イタリアとギリシャ

はじめに .....	82
------------	----

第1節 イタリア.....	82
---------------	----

第2節 ギリシャ.....	87
---------------	----

第3節 各種国際機関の経済指標.....	89
----------------------	----

第4節 改革を阻むもの.....	90
------------------	----

第5節 ユーロ離脱は解決になるか.....	91
-----------------------	----

# 第1章 欧州の再生に向けた統合方式の模索 —欧州統合白書の5つのシナリオを中心に—

(一財) 国際貿易投資研究所  
客員研究員 田中 友義

## 第1節 EU改革の背景

フランスのエマニュエル・マクロン大統領はドイツ連邦議会選挙の結果が判明した2017年9月、パリのソルボンヌ大学で演説し、欧州再建のための「主権を有する、結束した、民主的な欧州のためのイニシアティブ」(マクロン構想)を提案した<sup>1</sup>。同氏は、現在の欧州は「弱すぎ、遅すぎ、非効率すぎる」として、欧州再生に向けて、難民危機などを含む広範な問題でEU加盟国がより緊密に連携するように呼び掛けた。

マクロン氏をEU改革へと突き動かす要因は、2010年以降EU、とくにユーロ圏が深刻な危機に見舞われ、一段と機能不全の状況下にあることである。ギリシャ債務危機に発するユーロ危機、シリアや北アフリカなどからの大量の難民流入危機、テロの頻発による社会不安、緊迫化するウクライナ情勢やロシアの脅威など、「欧州複合危機」と呼ばれる、複数の危機が連動し、それらの相乗効果によって、EUの基盤が大きく揺らいでいる<sup>2</sup>。

反EU、反ユーロ、イスラム排外主義などを掲げるポピュリスト(大衆迎合主義的)政党が国政選挙で勢力を急速に強め、政権与党への参加を果たしている。イタリアの極右政党・ポピュリスト政党の連立政権やオーストリアの中道右派政党と極右政党の連立政権、ポーランドとハンガリーの右翼・権威主義的なポピュリスト政権は、押しなべて欧州懐疑的(euro-skeptics)であり、EUの結束を一段と難しくさせる政治的リスクが高まっている。

2019年3月の英国のEU離脱後、残留する27カ国の結束が直面する難局を突破できるかどうか試されている<sup>3</sup>。

## 第2節 欧州統合の「モネ方式」の限界

戦後の欧州統合は、フランス人ジャン・モネ(実業家)やロベール・シューマン(外相)、

ドイツ人コンラート・アデナウアー（首相）、イタリア人アルシード・デ・ガスペリ（首相）、ベルギー人ポール・アンリ・スパーク（外相）など有力な政治家が主導し、統合政策と経済的利益を各国民が緩やかな形で受け入れる「許容のコンセンサス」を前提に、漸進的に経済統合を進めるというものである<sup>4</sup>。

これら政治エリートらは、統合過程で、①国家主権の制限と共同行使（主権のプール）、②欧州委員会など超国家機関の設立<sup>5</sup>、③閣僚理事会における特定多数決の導入（主権の制限）<sup>6</sup>などスプラナショナルな（超国家的）システムを構築し、欧州の人々の間にトランスナショナル（国境横断的）な交流関係を樹立することを主眼とする。

トランスナショナルな関係とは、①人々の交流・融合による偏狭なナショナリズムの克服、②経済の諸活動を行う企業や労働者のクロスボーダーの自由移動などであり、スプラナショナルな仕組みとトランスナショナルな関係を通して、欧州に平和と経済的繁栄を齎そうとするものである。これが欧州統合の先導者ジャン・モネによる統合推進方式「モネ方式」と呼ばれるものである。

EUは1973年以降、6次にわたる拡大の結果として、加盟国間の政治的、経済的、社会的相違が拡大したにもかかわらず、「モネ方式」による画一的な統合を進める。加盟各国の法令を単一のEUルールに置き換えることによって加盟各国の事情を考慮した規則の多様性や柔軟性が失われて、加盟国の行動の自由が次第に残らないようになる。

EUは「民主主義の赤字」に陥っている。EU市民が気づかり知らないまま、遠く離れた（超国家機関が所在する）ブリュッセルでEUの市民生活に重要な影響を及ぼす決定が下されているという不満のマグマが蓄積している。

EU市民の不満を吸収する形で、イタリア、ドイツ、オーストリア、スウェーデンなどの国政選挙で欧州懐疑派のポピュリスト政党が勢力を一段と伸張してきていることは、「モネ方式」を支えた許容の合意が崩れつつあることを示すものである。モネ方式は早急な修正を迫られているといえよう。

### 第3節 欧州統合の「2速度式欧州」と「アラカルト欧州」

モネ方式は、前提として、全ての加盟国が共通の政策や協力を同時に進めるというものである。例えば、英国やデンマークのようにユーロへの参加を義務付けられないオプトアウト

(適用除外) といった一部例外やユーロに参加するために財政赤字や政府債務などの経済的収斂基準を充たすまでの時間的な猶予が容認されることはあっても、あくまでも一時的なものであることを基本とする<sup>7</sup>。

しかしながら、加盟国の増加(当初の6カ国から現在の28カ国へ拡大)によって、加盟国間の所得格差や政策目標・選好の相違など政治的、経済的、社会的な異質性がますます増大する結果、同一のルールに基づいて、共通の分野で統合を進めることがますます困難になってくる。そこで、一定分野では統合に参加しないことを認める必要が生じることもある。以上のような状況下で注目されるようになったのが、「多段階統合」というアプローチである。EU法学者庄司克宏氏は表1-1のように、3つの多段階統合を類型化し、統合ビジョンや統合の性格を整理している。

#### ① 2速度式欧州 (Two-speed) あるいは多速度式欧州 Multi-speed)

時間的に統合に差異をつけるものの、超国家的(スプラナショナル)な目標を共有しつつ、後発グループが先発グループに将来的に追いつくことを想定している。つまり、超国家的な統合を時間差で追求する手段と位置付けられる。

先発グループが先行統合に成功する一方、後発グループには能力または意思が欠如するため後で追いつくことが想定されなくなり、2つの集団の間の差異が永続的に存在することもあり得るので、統合目標の共有には疑問符がつくことになる。実質的には、可変翼欧州を意味する(例えば、スウェーデンのユーロ参加拒否のケース)。

#### ② 可変翼欧州 (Variable geometry)

空間的・地理的(分野別・加盟国別)に統合に差異をつけ、それが永続することを前提とするもので、超国家的な統合を進める国家集団のまわりに政府間(インターガバメンタル)協力にとどめる国家集団が多層的に組織される。

#### ③ アラカルト欧州

一定の共通政策に従いつつも、問題に応じて柔軟な統合をめざす。国家主権が重視されて、政府間的協力が断片的に行われる。「多様性の中の統合」(Union in diversity)という統合手法である。

共通項としての「モノ・ヒト・サービス・資本の自由移動」という単一市場の部分は全加

盟国で維持するが、単一通貨ユーロや政治統合などは参加を望む国だけで統合を進めればよいというものである。

表 1-1 多段階統合の類型化（概念上のモデル）

多段階統合の類型	多段階統合の主要原因	統合ビジョン	統合の性格
2 速度式欧州	政策を実行する能力が <u>短期的に</u> 欠けている	加盟国の地位が <u>一時的に</u> 異なる政策取決、後発国は <u>将来的に</u> 追いつくことを約束する	スプラナショナルな統合を時間差で促進
可変翼欧州	政策を実行する能力が <u>長期的に</u> 欠けている	中核集団のまわりに加盟国のさまざまな層が組織される	スプラナショナルな統合とインターガヴァメンタルな協力を多層的に展開
アラカルト欧州	政策を実行する能力にかかわらず、 <u>参加しない</u> 選択をする	加盟国の地位が異なる政策取決が複数共存し、中核集団がない	インターガヴァメンタルな協力の断片的な追求

(注) 下線部は筆者によるもの。

(出所) 庄司克宏『欧州の危機』（東洋経済、2016年）、60ページ。

EU が統合をさらに進めたい場合、EU 基本条約（リスボン条約）を改正しなければならない。それには加盟国の全会一致の合意が必要であるが、それほど簡単なことではない。仮に 27 カ国政府による新条約の調印に漕ぎ着けたとしても、新条約の批准を国民投票で否認される場合もあり得る。前例として、2005 年 5 月のフランスと同年 6 月のオランダの国民投票による欧州憲法条約の批准否決がある。

多段階統合は全会一致が達成されない場合や条約批准否決のリスクを回避する調整方法といえる。「アラカルト欧州」は、加盟国にとくに「意思」が欠ける場合を、「2 速度式欧州」は「能力」が欠ける場合を想定した方式である。

#### 第 4 節 欧州委員会の「欧州の将来に関する」白書—5 つのモデル

欧州委員会は 2017 年 3 月、EU 改革の方向性を示す「欧州の将来に関する白書」を発表し、同年 3 月 25 日の EU 首脳会議に提出した。白書では、英国の EU 離脱後 2025 年までに EU27 カ国がとりうる 5 つのシナリオが描かれている。その概要は、以下のとおりである

(表 1-2) 8。

表 1-2 5つのシナリオ・EUの権限・特徴

シナリオ類型	EU 権限の範囲・強度	特徴
シナリオ 1: これまで通り進める (Carrying On)	範囲・権限の現状維持	従来 방식 (モネ方式) に基づく超国家的統合の継続
シナリオ 2: 単一市場のみ進める (Nothing but the Single Market)	範囲・権限縮小 単一市場のみ	アラカルト欧州。単一市場以外の権限を加盟国に返還、必要に応じて政府間協力
シナリオ 3: 希望する加盟国はさらに進める (Those Who Want More Do More)	有志諸国で協力の範囲・権限強化	多速度式欧州 (2 速度式欧州)。超国家的な先行統合、遅れて参加可能
シナリオ 4: 領域を絞り効率よく進める (Doing Less More Efficiently)	範囲縮小、権限強化	準アラカルト欧州。合意分野で EU の権限強化、それ以外では権限を加盟国に返還
シナリオ 5: さらに多くを共に進める (Doing Much More Together)	範囲拡張、権限強化	従来方式 (モネ方式) に基づく超国家的統合の拡大発展

(出所) 庄司克宏: 経済教室 (日本経済新聞、2017/04/19) などから作成。

### (1) シナリオ 1: Carrying On (現状を維持しながら徐々に前進する)

積極的な改革目標で成果が上がるようになる

#### ① 特徴:

目的意識を共有しつつ、政策の優先順位を定めて、全加盟国で改革を進めるというシナリオ。従来の「モネ方式」に基づく超国家的統合を継続するアプローチである。EU27 カ国が結束を保持し、合意した積極的な行動課題が具体的な成果を出し続けるが、意思決定過程や成果が結実するまでに時間がかかる。

#### ② 2025 年の姿:

単一市場をさらに推進し、デジタルや運輸、エネルギーなどのインフラに投資し続けることで雇用を創出して経済成長を促す。ユーロの機能を向上させ、金融部門の監督を強化する。外交面では EU はこれまで以上に一つにまとまって行動する。気候変動、金融安定、持続可能な開発などの国際的な課題に対して、EU27 カ国はこれまでどおりリーダーシップを発揮する。

## (2) シナリオ 2 : **Nothing but the Single Market** (単一市場だけに専念する)

単一市場に関連する重要な側面以外の政策領域は、各加盟国の裁量に委ねられる

### ① 特徴 :

多くの政策領域で統合に合意できず、徐々に単一市場の重要な側面のみに終始するというシナリオ。単一市場以外の権限を加盟国に返還し、必要に応じて政府間協力を進める「アラカルト欧州」アプローチである。意思決定がより分かりやすくなる反面、移民・難民や安全保障、防衛などの政策領域では、統合が進まず、EU 市民の権利が徐々に制限される。

### ② 2025 年の姿 :

EU は単一市場 (自由貿易圏) を意味することになり、関係する領域に限った政策協調や標準化だけが行われる。資本・モノの自由移動は続くものの、消費者保護や労働基準、環境基準、税制、公的助成金政策などでの EU 加盟各国の差異は大きくなる。EU として第 3 国と貿易協定を締結することが困難になり、EU の域内国境管理がより規制的に実施される。移民・難民政策などの課題は、二国間で扱われるようになる。気候変動、グローバル化、国際貿易などの国際的な課題について、EU 全体として参加できなくなる。

## (3) シナリオ 3 : **Those Who Want More Do More** (統合をさらに進めたい加盟国だけが推進する)

特定の領域でより統合を進めたい加盟国はそれも可能になる

### ① 特徴 :

EU27 カ国による単一市場が継続される一方で、防衛、域内での治安、税制、社会問題などの政策領域では協力を進めたい EU 加盟国だけが参加するというシナリオ。超国家的な統合を共有しつつ、後発グループが先発グループに将来的に追いつくことを想定した「2 速度式欧州」アプローチである。

EU の結束が続く一方で、さらなる統合を希望する加盟国が先行し、期待に見合った成果が上がる。領域ごとにいくつかのグループができて、立法や予算面で個別に協議することになり、手続きが複雑になる。加盟国によって、EU 法で保護されている EU 市民の権利に差異が生じる。

### ② 2025 年の姿 :

防衛領域でより密接に協力して、共同で調査や開発、調達を行い、合同作戦を展開するグ

グループ、安全保障や司法の領域で先に進み、警察や情報機関を共有し、テロ対策・組織犯罪の取り締まりを共に進めるグループ、税制や社会問題などにおける協力を強め、税法や税率を調和させることによって、コンプライアンス・コストや租税回避を減らすグループなど複数のグループが並存する。

#### (4) シナリオ 4 : **Doing Less More Efficiently** (統合の政策領域を縮小し、より効率的に行う)

選んだ領域でより速く効率的に結果を出して、他の領域の取り組みは減らす

##### ① 特徴 :

EU レベルで政策領域を限定し、そこに資源を集中投入することによって、素早い行動が可能となるというシナリオ。合意分野で EU の権限を強化する一方、それ以外の分野では EU の権限の一部を加盟国に返還する「アラカルト欧州」アプローチである。

競争政策や銀行監督のように全体で決めたことに関して EU が直接的に実施・執行できるより強力な手段が与えられ、迅速かつ断固とした取り組みが可能になる。

EU 市民にとって、EU・国・地域でどのように権限を分担しているか明確になる。

##### ② 2025 年の姿 :

EU は、イノベーション、貿易、安全保障、移民・難民、国境管理、防衛などの領域で取り組みを強化する。

その一方で、地域開発、公衆衛生、一部の雇用・社会政策などの、付加価値が限定的もしくは、約束に応えることが不可能とみられる領域では、EU27 カ国として協調行動を取らない、もしくは削減する。

#### (5) シナリオ 5 : **Doing Much More Together** (EU の統合を共にさらに推進する)

全ての政策領域において、全加盟国が一丸となって進むことを決断する

##### ① 特徴 :

全ての EU 加盟国が、全政策領域で権限、資源、意思決定を共有し、決定するというシナリオ。従来の「モネ方式」に基づく超国家的統合を拡大発展させるアプローチである。

徹底して EU としての統合を推進する。ユーロ圏も強化される。EU レベルでの意思決定や実施を素早く達成できるようになる。EU 法で保護される EU 市民の権利が、さらに拡大

する。その反面、EU の正統性に疑問を持ち、国の権限が奪い取られていると感じる一部の社会では、疎外感を味わう危険がある。

## ② 2025 年の姿：

国際社会において、EU は「一つの結束した声」として、より明確に機能する。貿易協定の批准は、EU 加盟国や地域の議会に代わって、欧州議会が行う。移民・難民政策での共同の取り組みが強化される。気候変動問題で世界を牽引し、開発援助・人道援助の最大提供者としての役割がさらに高まる。

「シナリオ 1」と「シナリオ 5」は、従来の方式である「モネ方式」で超国家的統合を目指すアプローチである。しかし、EU の拡大によって、加盟国間の経済格差や政策目標・嗜好の相違などが増大し、柔軟性を欠くことになった。EU はユーロ危機や難民危機などに迅速に対応した政策決定ができず、EU 市民の支持を失っていることは前述したとおりである。単純に、モネ方式を受け継ぐシナリオが支持されにくい状況である。

「2 速度式欧州」か「アラカルト欧州」というアプローチが選択肢として登場する。ローマ条約調印 60 周年のローマ宣言には「EU はこれまでと同様、同じ方向に進みながら、必要に応じて異なる速度と程度で共に行動する。後から参加したい者には扉を開けておく」と明記した一節がある<sup>9</sup>。「シナリオ 3」は、2 速度式欧州アプローチであり、今後 10 年間の EU 改革の主流になるのではないかと考えられる。

「シナリオ 2」と「シナリオ 4」は、アラカルト欧州アプローチであるが、前者は EU を単一市場のみに限定するとしているので、EU 改革のシナリオをとっては可能性が少ないが、「シナリオ 4」は「シナリオ 3」と共に有力な考え方である。

## 第 5 節 今後の見通し—険しい改革へ道筋、次々と立ちはだかる難題

### 1. 英国の EU 離脱問題

2019 年は欧州にとって、「ベルリンの壁」崩壊から 30 年、EU 単一通貨「ユーロ」創設から 20 年という節目の年にあたる。欧州レベルや各国レベルで様々なリスクが一気に噴出する予兆がある。

最大の危機は目前に迫った 4 月 12 日の英国の EU 離脱（ブレグジット）である。もし

「合意なき離脱」に至れば、英国発の世界景気の後退や経済危機が起きる懸念は尽きない。EU 側との合意案で英議会の同意が得にくい問題は、アイルランド国境管理を巡る「バックストップ」条項である。EU 側は今後一切の再交渉に応じないと厳しい姿勢を示している。3月21日のEU首脳会議は、英国のEU離脱日を4月12日の延期することを決めて、ひとまず「合意なき離脱」は回避されることとなった。

メイ首相は4月12日までに英議会に離脱協定案を再提案して採決する方針であるが、可決の見通しはたっていない。メイ氏が採りうる選択肢としては、①離脱案を3月29日までに英議会に提案し、可決することを前提に、首相を辞任する。この場合、離脱日が5月22日まで延期され、2020年末までの移行期間が認められる、②議会が否決した場合、合意なしに4月12日に離脱する（「合意なき離脱」）、③議会が否決した場合、離脱日を1年程度長期に延期して、再交渉する、④離脱を撤回するか、2度目の国民投票を実施するか、英議会を解散するなど様々な選択肢が想定される。

市民生活や企業の経済活動に大きな混乱を招きかねない「合意なき離脱」の可能性も残されており、また、メイ氏もその可能性を排除していないため、事態は極めて流動的である。

## 2. 仏独連携の揺らぎ：内政の混乱

〈フランス〉

リベラル・改革派の急先鋒マクロン大統領は、2018年11月以降フランス全土へ広がった反政府デモ「黄色いベスト」運動が激化する中、自らが進めてきた構造改革の見直し（段階的な撤退）を余儀なくされている。燃料費税引き上げの先送りや最低賃金の引き上げなどに要する政府の歳出増や税収減によって、フランス政府は2019年予算の財政赤字をEUルールのGDP比3%以内に抑える計画が3.2%に膨らむと見込まれる。

フランスの内政改革の停滞は、ユーロ圏共通予算などマクロン氏が唱えてきたEU改革への対外的な説得力を弱らせるだろう。マクロン氏が反政権運動の鎮静化に手間取るようだと、盤石だとみられていた政権基盤が大きく揺らぎ、政治危機が一気に高まる。

〈ドイツ〉

メルケル首相は、自らの難民・移民路線を否定されたうえ、地方選での連敗の責任をとり、18年間務めてきた与党キリスト教民主同盟（CDU）党首の座を明け渡したことから、求心力の低下は避けられない。メルケル氏が2021年に政界を引退することを表明したことによ

って、同氏の「レームダック化」(死に体)が進み、2019年のドイツ政治は世代交代期に入り、「ポスト・メルケル時代」へと移る。

メルケル氏に逆風が吹くきっかけとなったのは、2015年9月の難民危機である。同氏は「人道的な危機」と捉えて、大幅な難民受け入れを決断したが、ドイツ国内で批判が高まり、極右政党「ドイツのための選択肢」(AfD)の台頭を許した。

メルケル氏の求心力の後退はEU統合の推進力を鈍らせる。マクロン氏の大胆なEU改革案にもドイツ政権の慎重さが目立つようになっている。今、ドイツ側からの積極的なマクロン改革支持は望むべくもない。

### 3. 欧州議会選挙：ポピュリスト政党躍進の予兆

英国のEU離脱予定日(4月12日か5月22日)直後の5月23日から26日には欧州議会選挙が実施される。極右・極左政党の議席が大きく増えて、ポピュリズム勢力がさらに勢いづく一方、中道右派・左派を中心とする二大政党制が崩れる可能性が強い。

イタリアの極右政党「同盟」党首でもあるサルビーニ副首相は、「反移民」などの主張で共鳴するフランスの極右政党「国民連合」(旧国民戦線)やドイツの極右政党「ドイツのための選択肢」など他の加盟国の右派ポピュリスト政党勢力との連携する動きを強める。

フランスの極右政党「国民連合」のマリーヌ・ルペン党首は2019年に入って、同党の会合で候補者を発表するなど、欧州議会選挙に向けて活発に動き出した。2018年12月の世論調査では国民連合に投票すると答えた人は24%とマクロン大統領率いる与党「共和国前進」の18%を上回っている。

EUの価値観を揺るがすハンガリーやポーランドの強権的な政権も欧州議会選挙に向けて、EUに懐疑的なイタリア与党の「同盟」やフランスの極右・国民連合など他の加盟国との連携を模索する動きが強まる。欧州議会選挙で、ポピュリスト政党が大幅な議席を獲得することになれば、欧州の今後の行方に大きな変化が生まれてくる。

### 4. 欧州政治の節目

欧州議会選挙後に、ドナルド・トラスク欧州理事会議長(EU大統領)、ジャン＝クロード・ユンケル欧州委員会委員長、マリオ・ドラギ欧州中央銀行総裁などの首脳らの交代時期が重なる重要な欧州政治の節目に時期である。

政治的影響力を著しく弱めつつあるメルケル氏がマクロン氏と二人三脚で EU 改革を進めていけるのか。本年 1 月、エリゼ条約調印以来、56 年ぶりとなる新たな友好条約（アーヘン条約）に調印、独仏の連携強化と EU 改革への主導力回復を目指す。

EU は抜本的な（解体的？）な改革によって、統合を大きく前進させるのか、それとも小幅な修正（微温的）改革に留めて、これ以上の統合を望まないのか、今まさに、EU は決断を迫られている。

## 5. EU:リーダー不在、ユーロ圏改革後退の懸念

2019 年 1 月から 6 カ月間、輪番制の EU 議長国を初めてルーマニアが担う。同国は汚職が深刻で、EU の特別な監視下で改革を進めてきたが、現在の社会民主党政権は汚職問題の取り組みに消極的で、欧州委員会は 2018 年 11 月、「改革が後戻りしている」と警告を発している。

ルーマニアが議長国として、切迫している英国の EU 離脱問題に調整力をどこまで発揮できるのか不安視されている。法の支配や市民社会の寛容さを重んじる EU の価値観に反するハンガリー、ポーランド、オーストリア、イタリアなどの政権が反 EU・EU 懐疑主義的な動きを強めていることも看過できない。

牽引役となるはずの独仏のリーダーがともに政治的苦境に陥っているのは痛手である。EU が抱える懸案よりも、国内対策に傾注せざるを得ない状況である。メルケル・マクロン両首脳が政治力が弱まり、加盟各国の利害を調整して決断を下すのは困難になる。マクロン氏が提唱してきた「ユーロ圏予算」や「共通財務相」の創設など EU 改革もリーダー不在で前に進まずに漂流する。最近になって、EU 改革を主導する独仏の結束も揺らいでいる。マクロン氏が提唱する EU 改革に対して、ドイツ側は「まずは、国内改革にしっかりと取り組んで、足元を固めてはどうか」と冷ややかな目を向ける。

(追記)

本稿は『季刊 国際貿易と投資』（2018 年 9 月号、No.113）に掲載された筆者論文「EU 改革と欧州統合の将来像」（4～21 ページ）の一部を大幅に加筆・修正したものである。

---

1 Emmanuel Macron, 'Initiative pour l'Europe, Une Europe souveraine, unie, démocratique' (26 Septembre 2017) (<http://jp.ambafrance.org/article12124>)

- 
- 2 遠藤乾『欧州複合危機』中央公論新社、2016年、i～vページ。
  - 3 本項執筆時（3月25日）、英国が4月12日まで離脱日を延期することが決まったものの、その後の英国の方針は英議会の採決の見通しが立っておらず、予断を許さない状況下にある。
  - 4 本節の内容は、庄司克宏『欧州の危機－Brexit ショック』東洋経済新報社、2016年、28～37ページに多くを依拠している。
  - 5 欧州委員会は提案権の独占、欧州議会は法案の拒否権と修正提案権、EU司法裁判所は基本条約の解釈、加盟国の憲法に優越性を有するなど、いずれも超国家機関である。
  - 6 加盟国数の55%（15カ国）＋EU人口の65%以上の導入：国票と人口票との二重多数決制。
  - 7 本節は庄司、前掲書、58～66ページに多くを依拠している。
  - 8 European Commission, White paper on the Future of Europe; Reflections and scenarios for the EU27 by2025 (COM (2017) 2025 of 1 March 2017), 駐日 EU 代表「欧州の将来に関する白書」(<http://eumag.jp/news/h170301/>)
  - 9 European Commission-Statement, The Rome Declaration (Brussels,25March2017/Statement/17/7679)

## 第2章 EUにおける財政改革とイタリア

摂南大学 経済学部 教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

久保 広正

### はじめに

2008年に発生したリーマン・ショック、さらにはギリシャなど南欧諸国を中心とする債務危機に対して、EU加盟国は金融・財政両面から景気刺激策を実施し、景気回復を実現した。その後、金融政策面では、いわゆる出口戦略が次第に講じられつつある。財政政策面では、リーマン・ショック・債務危機の直後には大規模な財政出動が図られたが、景気が安定を取り戻すとともに、財政再建に向けた動きが模索されつつある。

他方、2018年6月に発足したイタリアの新政権は「ポピュリズム」の色彩が濃い経済政策を計画したことから、財政再建を重視する欧州委員会との間で対立が生じた。2018年末にはイタリア政府と欧州委員会の間で同国予算を巡る合意が成立したものの、今後も同様の軋轢が繰り返される可能性が高い。

本稿においては、2008年以降のEU加盟国における財政赤字の動向をみた後、財政制度と財政赤字に関する議論を振り返るとともにEUにおける財政再建策をレビューし、最後に至近時点でのイタリアの財政政策について論じることとする。

### 第1節 EU及び主要国の財政収支動向

表 2-1 EU 主要国の財政収支/GDP 比率の推移

	2009-13	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ドイツ	-1.7	0.6	0.8	0.9	1.0	1.6	1.2
ギリシャ	-11.7	-3.6	-5.6	0.5	0.8	0.6	0.6
フランス	-5.7	-3.9	-3.6	-3.5	-2.7	-2.6	-2.8
イタリア	-3.8	-3.0	-2.6	-2.5	-2.4	-1.9	-2.9
EU28	-5.0	-2.9	-2.3	-1.7	-1.0	-0.7	-0.8

(注) 2018年及び2019年は欧州委員会による予測

(出所) 欧州委員会、European Economic Forecast, Autumn 2018

まず、EU 及び主要加盟国について、近年の財政収支動向をみておきたい。表 2-1 は、EU (28ヶ国) 及び主要国の財政収支/GDP 比率をみたものである。この表から、EU 全体としてみると、財政赤字の対 GDP 比率は次第に低下しつつあることを読み取れるであろう。この欧州委員会の予測（発表時期は 2018 年 11 月）によると、2009 年から 2013 年平均 5.0% から 2018 年から 2019 年には 1%弱のレベルへと低下すると見込まれているからである。また、ドイツに至っては近年、財政黒字を実現している。危機に見舞われたギリシャも、かつての同 11%を上回る財政赤字水準から、近年は黒字に転換している。ただ、イタリアについては、2018 年にかけて同水準は低下したものの、2019 年には再び 3%近い水準へ悪化するとされている。同国政権が拡張的財政政策を実施すれば、3%を上回る可能性が高い。また、フランスについては財政赤字が恒常化しているともいえる。

表 2-2 EU 主要国の公的債務残高/GDP 比の推移

	2009-13	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ドイツ	77.9	74.5	70.8	67.9	63.9	60.1	56.7
ギリシャ	156.4	178.9	175.9	178.5	176.1	182.5	174.9
フランス	88.0	94.9	95.6	98.2	98.5	98.7	98.5
イタリア	119.4	131.8	131.6	131.4	131.2	131.1	131.0
EU28	81.4	88.1	86.0	84.9	83.2	81.4	79.5

(注) 2018 年及び 2019 年は欧州委員会による予測

(出所) 欧州委員会、European Economic Forecast, Autumn 2018

次に表 2-2 は、同じく欧州委員会の予測により、公的債務残高の対 GDP 比をみたものである。これによれば、近年、EU 全体の同比率は着実に低下し、2014 年の 88.1%から 2019 年には 80%を下回ると見込まれている。上記した財政収支改善の影響である。とりわけドイツの低下は顕著であり、2019 年には 60%以下にまで低下するとされている。一方でギリシャ、イタリアについては、高水準にとどまる見込みである。

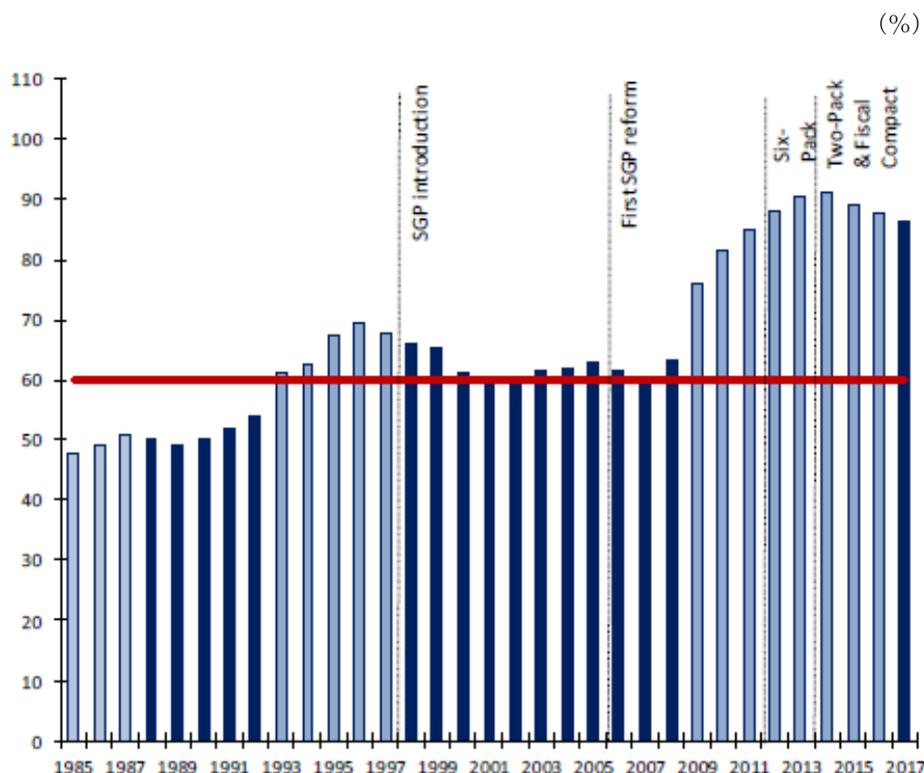
## 第 2 節 財政制度と財政赤字

本論に入る前に、財政制度と財政赤字の関係に関する議論についてレビューしておきたい。近年、財政制度の在り方が財政赤字の拡大につながると議論されるようになっている。

まず、いわば古典的な議論を吟味してみよう。要約すると、景気後退期には税収が減少する一方、景気刺激策として歳出が増加するため、財政赤字が発生するというものである。また、逆に景気拡張期には、歳入の増加と緊縮財政政策が発動されるため、財政黒字が発生するとされる。従って、景気サイクルを全体としてみると、財政赤字は生じないことになる。

ただ、現実には景気拡大期にあっても、各国とも財政赤字は拡大する傾向にある。すなわち、上記のようなケインズ的なアプローチでは、現実を説明できないのである。因みに、図2-1は、長期的にみたEU全体の公的債務残高対GDP比の推移をみたものであるが、財政赤字が持続したため、いくつかの時期は別として、当該期間を全体としてみると概ね上昇傾向にあることが読み取れる。なお、既にみたように、ここ数年について同比率は低下傾向にあるが、その背景については既述した通りである。

図 2-1 EU における公的債務残高/GDP 比の推移



(出所) 欧州委員会、Report on Public Finances in EMU 2018, pp.111

こうした事実から、何故に財政赤字が生じるのかについて、様々な議論がなされてきた。まず出発点として、「コモン・プール問題 (common pool problem)」について要約してみた

い。Weingast, Shepsle and Johnsen (1981) によれば、政治家は景気循環のプロセスいかににかかわらず、地元選挙区の利益になるような政策を主張しがちであることを指摘する。あるいは、例えば、道路・鉄道建設など公共事業を評価する際、建設による効果を過大評価し、逆に費用を過少評価しがちであり、その結果、財政赤字要因になることもしばしば観察される。なお、その政策に費やされる資金は、広く国民一般から徴収され、共通財源としてプールされている。コモン・プール問題と称される所以である。

また、このコモン・プール問題に関連して、政治的不安定に基づく財政赤字も、とりわけ EU においては見逃せない問題である。すなわち、各政党は、プールされた財源から、それぞれの選挙支持母体の利益に支出することを選好するからである。とりわけ連立政権が形成される場合、各党の利害を満たすように歳出が増大する傾向がある。Roubini and Sachs (1989) は、連立政権の成立期間が長期になるほど、財政赤字が増加することを見出した。逆に、例えば、von Hagen (1992) は、強力な財務大臣、財政政策について透明性の高い国ほど、財政赤字が小さなものにとどまっていることを示した。また、彼の試算によれば、透明度と財政赤字には逆相関の関係が観察されるという。すなわち、透明度が最も高いドイツの財政収支が改善しているのに対し、透明度の低いイタリアなどが多額の財政赤字に見舞われているとされる。

事実、ギリシャについても、かつて大幅な財政赤字を計上していたにもかかわらず、IMF などによるコンディショナリティを課されるようになって以降、財政収支は大幅に改善している (表 2-1 参照)。ここで、財政の透明性とは、Kopits and Craig (1998) によれば、「制度の透明性 (government institutional transparency)」、「公会計の透明性 (transparency in public accounts)」及び「指標及び予測の透明性 (transparency of indicators and projections)」という観点がありえるという。

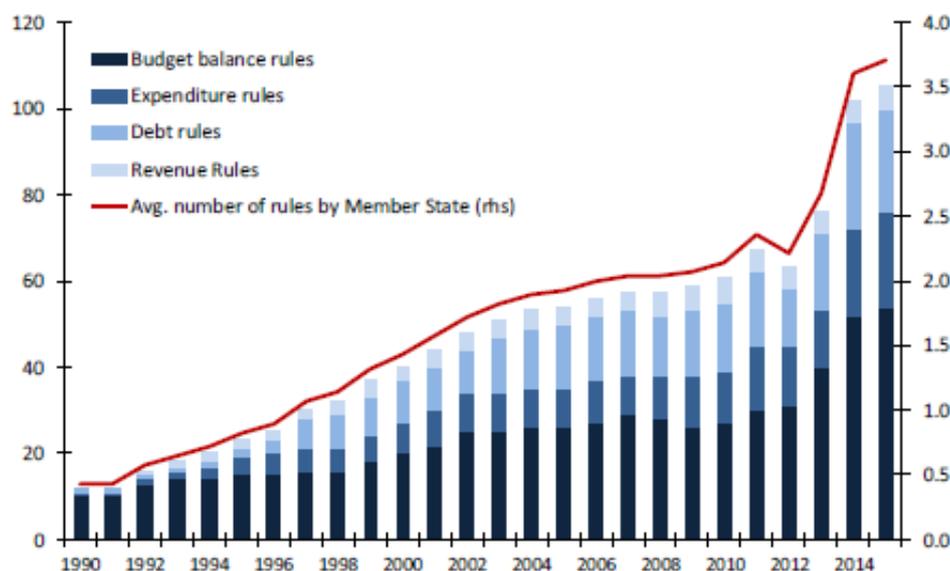
彼らによれば、このうち「制度の透明性」を高めるには、独立した監督機関の設置が有効であるとされる。選挙民から独立した監督機関が財政政策の目標、政策の優先順位、予算執行の透明性などを担当することが重要と考えられる<sup>1</sup>。また、「公会計の透明性」に関しては、次のような論点がありうる。すなわち、各国とも財政制度は複雑であり、一般の選挙民が十分に理解することには困難を伴う。このため、会計制度の精通した専門家集団が審査することが効率的である<sup>2</sup>。また、「指標」について言及すると、しばしば「楽観的」経済予測、同じく「楽観的」な税収見通しに基づいて予算を編成することが見受けられる。その結果、成長率及び税収が予測された水準には達せず、財政赤字を引き起こすことがある。

なお、Barra,C., Bimonte G. and Spennati,B. (2014) 年も、財政赤字を削減するためには、強力な財務大臣によるリーダーシップが必要としている。また、Andersen, Torben .M 他 (2017) は、ポピュリストのマクロ経済政策は異時点間の予算制約を無視する傾向にあり、財政赤字の拡大をもたらすと結論している。なお、ポピュリズムと財政赤字の関係については既に多くの業績が蓄積されている。ただ、その多くはラテン・アメリカを対象に分析されたものであり<sup>3</sup>、欧州主要国については、現時点に関する限り、ジャーナリズムによる論評が多い。

これ以外に多段階の政府、中央政府と地方政府との関係に着目した議論もありえる。Kubo,H. (2015) は、極めてシンプルなゲーム理論を用い、国内版「安定成長協定」を制定し、違反した地方政府に対して制裁金を課すという財政ルールを導入することが財政規律を維持するために有効であることを示している<sup>4</sup>。なお、これまで述べてきた政府とは、一般政府であり、ここには中央政府、地方政府、社会保障基金が含まれる。

このような分析を踏まえ、近年、財政政策にルールを課すことにより、恣意的な財政政策の運用をさける上で重要である点が認識されるようになってきた。Kopits and Symansky (1998) によれば、「財政ルールとは、財政収支、借入、債務あるいは財政政策に恒久的に制約を課すもの (“a permanent constraint on fiscal policy”）」と定義されている。すなわち、財政的なパフォーマンスを示す指標—例えば、財政収支あるいは公的債務残高に一定の水準を維持することを義務付けるものであり、通貨統合の参加条件を定めた欧州連合条約、あるいは安定成長協定 (いずれも後述) がこれに該当する。米国においても、財政均衡を目指し、1985年に成立したグラム＝ラドマン＝ホリングス法 (Gramm-Rudman-Hollings Act) などが、こうしたルールの例といえよう<sup>5</sup>。

図 2-2 EU28 ヶ国における各国の財政ルール数の推移 (1990-2015)



(出所) 欧州委員会、Report on Public Finances in EMU 2018, pp.133

図 2-2 は、EU において財政ルール導入が進んできたことを示している。とりわけ 2012 年以降のルール導入数の増加は顕著といえるであろう。なお、そのルールの内容であるが、最も多いのは、財政収支に制約を課すものであり、債務残高に関する制約が続いている。後述するマーストリヒト収斂基準、安定成長協定の諸規定に沿った動きである。また、表 2-3 によれば、地方政府にルールが課せられることが多い点を示されている。

表 2-3 2011 年時点における財政ルールの内訳

規制対象	中央政府	社会保障基金	地方政府	計
財政収支	10	3	19	32
歳出	9	2	3	14
歳入	2	3	0	5
債務残高	7	1	9	17

(出所) 欧州委員会、Report on Public Finances in EMU 2018, pp.134 より筆者作成

また、財政制度に関する議論に関連して、近年、「物価水準の財政理論 (Fiscal Theory of Price Level)」が注目を浴びている。これによると、国債発行残高の増加は、インフレを引き起こす可能性があるという。Daniel, B.C. (2001) などの主張である。その根拠の第 1 は、

金融危機に際して、中央銀行は金融システム危機の回避とインフレ防止というトレード・オフに直面するが、その際、前者を選択する可能性が高く、その結果、無制限に流動性を供給することもありえよう<sup>6</sup>。

また、第2に、政府が発行する国債は社債に比較して低リスクであるため、資本市場で優先的に購入される傾向があることも重要である。すなわち、資本市場において、国債発行に対する効果的な歯止めが常に存在するとはいえないのである。

この他にも、例えば、Kopits, G. & Symansky, S.A. (1998) は、各国の財政制度を比較し、1990年代に各国で財政ルールが導入されることを通じ、予算改革が行われた結果、財政規律の厳格化に寄与したと結論している。また、公共選択理論 (Theory of Public Choice) の立場からは、予算編成過程を分析し、予算編成プロセスにおけるルール導入の重要性について論じている。なお、公共選択理論においては、政治家・官僚・国民など経済主体はそれぞれ戦略的プレーヤーとして経済政策、とりわけ財政政策の決定に関与することを想定される。従って、その結果として決定される財政政策は、マクロ経済的な観点から「最適」とされる政策に一致するとは限らない<sup>7</sup>。

### 第3節 EUにおける財政改革

次に、財政改革を巡るEUの動きについて、財政制度面に注目しながら具体的に述べてみよう。まず重要な動きは、1993年11月に発効した欧州連合条約である<sup>8</sup>。すなわち、周知のように、同条約では、通貨統合への参加要件として、物価、財政、為替レート、長期金利についての収斂基準が定められた。財政面では、①財政赤字が対GDP比で3%、②公的債務残高の対GDP比で60%を超えないこととされている。なお、①については、3%を上回る水準であっても「同比率が相当程度 (substantially) かつ継続的 (continuously) に低下しているか、あるいは「3%を上回ったとしても、例外的な環境によって引き起こされ (caused by exceptional circumstances)、かつ一時的な性格を有する (a temporary nature) 場合は許容された。また、②についても、60%を上回ったとしても十分に低下しつつあり、かつ、満足できるペースで参照値 (同比率 60%) に向けて接近している (sufficiently diminished and must be approaching the reference value at a satisfactory pace) 場合には許容される」としている。すなわち、「柔軟」な解釈が可能とされているのであり、公的債

債務残高/GDP 比率が 60%をはるかに上回っていたイタリアが通貨統合に参加できた背景である。また、こうした曖昧さが、のちに財政規律の弛緩につながったともいえる。

その後、同条約を補完するため、2つの規則<sup>9</sup>と安定成長協定(Stability and Growth Pact)<sup>10</sup>が採択、財政収支は均衡ないしはプラスにすることを中期財政目標とされた。また、過剰な財政赤字が生じている場合の是正措置(Excessive Deficit Procedure)がルール化され、いくつかの段階を経て、最終的には最大で対GDP比0.5%の罰金が課されることになった。ただ、2000年代に入ると、ドイツ統一の後遺症、ICTバブルの崩壊などにより、ドイツを始めとするいくつかの主要加盟国が過剰財政赤字に見舞われた。結局のところ、経済財政理事会において、是正措置が採択されるに至らず、「柔軟」な解釈が可能となり、安定成長協定は形骸化してしまった<sup>11</sup>。

この安定成長協定の「柔軟」化について、その後の動きについて、若干、言及しておきたい。すなわち、2005年3月に開催されたEU理事会において、同協定は次のように見直されることになった。(1) 財政赤字/GDP比3%以下、公的債務残高/GDP比60%以下という原則は維持する、(2) 中期財政目標を各国の公的債務残高や潜在成長率に応じて設定するなどにより、各国の事情に配慮する、(3) 財政赤字の対GDP比が3%を超えたとしても、これが許容される「例外かつ一時的」状況という定義を「実質成長率がマイナスないし潜在成長率を下回る成長が長引く場合」として基準を緩和するなどである。よく知られているように、例えば、潜在成長率については、様々な計算が可能である。このことから判断すると、安定成長協定という財政ルールは曖昧なものにすることを制度的に認めてしまったともいえるであろう。その結果もあって、2008年に発生したリーマン・ショック、続くギリシャにおける債務危機を契機に、財政赤字を抑制するための枠組み強化を目指す動きが始まった。

次に、リーマン・ショック直後である2009年12月に発効した「欧州の機能に関する条約」について、財政ルールに関係する部分のみ論じてみたい。ここで注目したいのは、非救済条項である。具体的には同条約第122条、第123条、及び第125条である。例えば、第125条では、「EUは... 中央政府、あるいは地域、地方またはその他の公共当局... の債務の保証を負い、そのような債務を引き受けることはない」とされている。さらに第123条には、次のような規定がある。すなわち、「EUは... 中央政府、あるいは地域、地方またはその他の公共当局... に有利になるような、欧州中央銀行あるいは加盟国の中央銀行による当座貸越の便宜または他のいかなる種類の信用上の便宜も禁止される。同様に、欧州中央

銀行または、加盟国中央銀行によるそれらの債務証券の直接的取得も禁止される。」

一方、第 122 条は次のように規定されている。「ある加盟国が、困難に陥るか、あるいは手に負えないような自然災害、もしくは例外的事態により引き起こされた厳しい困難に陥る脅威 (natural disasters or exceptional occurrences beyond its control) にさらされている場合には、EU 理事会は委員会からの提案に基づき、一定の条件の下で、当該国への EU の金融支援を認めることができる」。

従って、もし加盟国が危機に陥った場合、他国あるいは EU が救済できる場合には、「例外的事態 (exceptional occurrences beyond its control)」と判定できるかどうかのポイントとなる。もし、当該国において、財政規律が弛緩することにより国債の信用度が低下した場合、それを「手に負えないような自然災害」と同等の「例外的事態」とは考えにくいといえるであろう。さらに、自国金融機関が他国の国債を大量に購入し、それが基で金融システム不安に陥った場合は、どうであろうか。このような点から判断すると、EU あるは他の加盟国が危機に直面した国を救済できるとしても、それはごく限定的なものにとどまると考えざるをえないことになる。こうした非救済条項を規定することにより、各国に厳格な財政規律を求めたといえよう。

次に、重要とみられるのは、2011 年から導入された「ヨーロッパ・セメスター (European Semester)」と称される制度である<sup>12</sup>。これは加盟各国の予算について、各年の前年の前半に通貨統合未参加国は「国家改革プログラム (National Reform Programme)」及び通貨統合参加国には「安定・収斂プログラム (Stability and Convergence Programme)」を要求し、これについて欧州委員会が勧告を行い、欧州理事会の承認を得たうえで、年後半に各国が予算を策定するという手続きである。要するに、各国予算について、欧州委員会、さらには毎年 7 月に開催される欧州理事会の承認を得る必要があるというもので、各国の財政主権にまで EU が踏み込むことになる。

その後、通称、「シックス・パック」と称される 5 つの規則と 1 つの指令から構成される法体系が採択された<sup>13</sup>。その内容は、大きく 2 つの柱から構成される。第 1 点は予防的措置を強化することである。すなわち、中期的目標に加えて歳出のベンチマークを設定した。具体的には、中期財政目標を達成している国に関しては、歳出の伸び率が中期的な潜在成長率に基づく歳入の伸び率と等しくなることをベンチマークとし、もし、このベンチマークを超えて歳出が増加する場合には、追加的な歳入措置を必要としたのである。また、一定の基準から乖離した場合、対 GDP 比 0.2% の有利子預託金を課すこととなったが、欧州理事会

で特定多数決による反対がない限り適用されることとされた。

シックス・パックにおける第2の柱は、是正的措置の強化である。既述したように、欧州連合条約、及び、これを受けた安定成長協定にあっては、公的債務残高/GDP比に関する基準が十分に明確とはいえなかった。このため、「毎年、債務残高の60%を超える部分の1/20以上を削減している場合」という条件を追加することによって、基準をより明確化した。

また、2013年1月、政府間条約である「経済通貨同盟における安定、協調、統治に関する条約 (Treaty on Stability, Coordination and Governance in the EMU)」が発効した<sup>14</sup>。この条約の柱は、「財政協定 (Fiscal Compact)」であり、本協定は、イギリスとチェコを除く加盟国に適用されるもので、各国における財政規律を一層強化することが目的となっている。

その骨子は、次の点にある。まず第1は財政収支赤字の上限である。すなわち、財政赤字の対GDP比で1%を上限とするが、それは公的債務残高/GDP比60%以下であり、債務持続可能性が低い国のみとする。そうでない国については、同0.5%としたことである。第2は、財政均衡ルールに関連する。本協定でいう財政均衡ルールは、「例外的な状況」での逸脱は認めること、各国について中期財政目標の達成スピードは欧州委員会が各国固有の事情を考慮すること、ただし、中期財政目標からの著しい逸脱と認定された場合には自動的に是正メカニズムが発動されることである。一方、この是正メカニズムについては、その実施状況を欧州司法裁判所に付託することになるが、欧州司法裁判所は是正措置を求めることができ、是正命令に従わない国には対GDP比0.1%未満の罰金を課すことが可能とされた。ただ、特定多数決で反対を決議した場合には、適用除外とする例外規定が設けられていることには注意を要しよう。

続いて、経済ガバナンス2法、いわゆるツー・パックが採択された<sup>15</sup>。すなわち、2013年5月、各国の財政政策の相互監視を一層強化することを目的として、経済ガバナンス2法が発効した。なお、同法はユーロ加盟に対して適用される。その柱は、既述のヨーロッパ・セメスター制度の強化と、金融システムの安定について深刻な困難に直面、あるいは金融支援を受けていたりする国について、監視を強化しつつ、支援を受けた国について支援プログラムが終了した後の監視の仕組みを確立することにある。

#### 第4節 欧州委員会とイタリア

表 2-4 欧州委員会によるイタリアの公的債務残高/GDP 比の見通し

(%)						
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
131.4	131.2	131.1	131.0	131.1	131.9	132.8
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
133.9	134.9	136.2	137.9	140.3	143.2	146.6

(注) 欧州委員会によるベースライン・シナリオ

(出所) 欧州委員会、Report on Public Finances in EMU 2018 (2019年1月発表)

次に欧州委員会とイタリア政府との軋轢について述べておきたい。イタリアでは2018年6月に実施された総選挙で、ポピュリズムとされる「五つ星運動」と極右政党「同盟」による連立政権が発足した。この結果、同国の新政権は、失業者などに一定額を支給する「最低所得保障」など巨額の財源を必要とする予算案を作成した。その財源として、1.5%の経済成長による税収増、あるいは国有財産の売却などによるとされるが、2019年の予算案では財政赤字を対GDP比で最大2.4%と見込んでいた。ただ、同年10月、この予算案の提出を受けた欧州委員会は、再三にわたり財政赤字の幅を縮めるよう要求を行った。一方、同国政府は、国民との公約を根拠に、この要求を拒否したため欧州委員会と対立していたものである。

ただ、2018年12月になり、欧州委員会はイタリアの2019年度予算の修正案を承認した。その結果、欧州委員会は今後も監視を続けるとしたものの、年内の過剰赤字財政手続き(EDP)入りを見送られることになった。また、この合意案では、財政赤字幅はGDP比同2.04%に引き下げられた。イタリア政府は、選挙公約である年金受給開始年齢の引き下げや最低所得補償(ベーシック・インカム)など、拡張的財政政策の大枠を維持しつつも、その実施時期を先送りしたり、あるいは規模を縮小したりすることによって、財政赤字幅を縮小したものである。なお、前提となる経済成長率も、欧州委員会の指摘を受け、1.0%へと引き下げられている<sup>16</sup>。

一方、欧州委員会は、イタリアの財政政策について次のような内容からなる見解を公表している<sup>17</sup>。すなわち、短期的には財政赤字に起因するリスクは大きいものとはいえない。ただ、公的債務残高は対GDP比で高い水準にとどまっており、突発的な金融市場の変化にさらされるリスクは存在する。中期的にみると、やはり大きな問題がある。発表時点(2019年1月)での財政政策のスタンスに変更はないことを前提としたベースライン・シナリオ

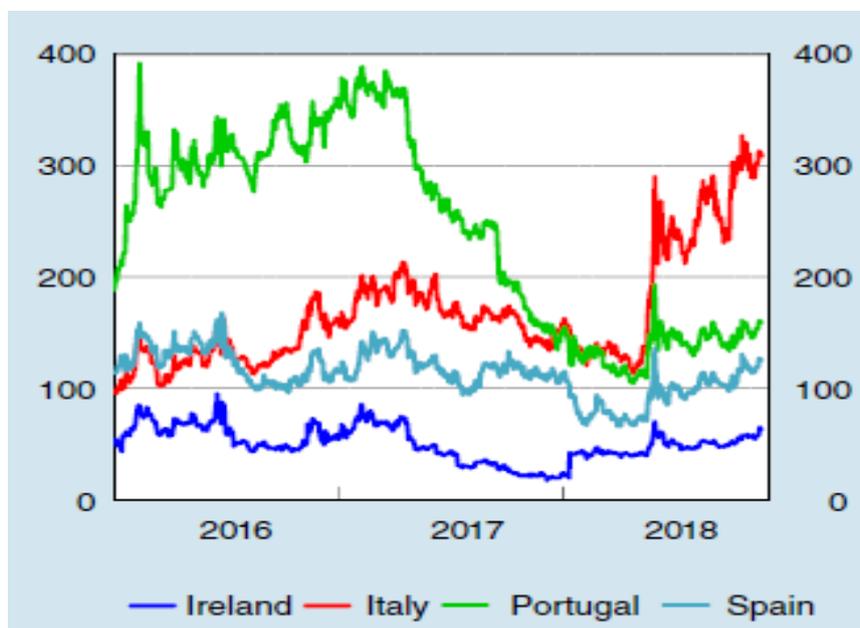
によっても、公的債務残高化/GDP比は2018年の131.1%から2029年には146.5%という水準に達する(表2-4参照)。同比率が上昇するのは、「雪崩効果(snowball effect)」による。すなわち、市場の認識により、イタリア国債のリスク・プレミアム幅が拡大するにつれて、金利マイナス成長率格差も拡大し、長期金利支払いが増加するからである。

以上が欧州委員会の主張であるが、事実、現政権の成立以降、金融市場において同国国際に関するリスク・プレミアム幅が急拡大している(図2-3参照)。同国において、総選挙における公約通りに拡張的財政政策が実施されれば、財政赤字の拡大によってコントロール困難な状況が生まれ、債務のsustainabilityに疑念が生じる可能性がある。

なお、2019年1月に発表された欧州委員会の経済見通しによれば、2019年の同国経済成長率は0.2%にとどまるとされている。表2-1及び2の予測が発表された2018年秋季見通し(2018年11月発表)時より、1.0%引き下げられたことになる。本稿執筆時点(2019年2月下旬)時点で、財政赤字・公的債務残高の見通しは発表されていないが、0.2%成長を前提とすれば、いずれも一層厳しいものなることが見込まれる。

図2-3 各国国債のリスク・プレミアム幅の推移

(単位・ベース・ポイント)



(注) ドイツ国債との乖離幅

(出所) Bank of Italy, Financial Stability Report, No.2 2018 (2018年11月発表), pp.10

表 2-5 欧州委員会による冬季経済成長率見通し (2019 年 1 月発表)

(%)

	2015	2016	2017	2018	2019
ドイツ	1.7	2.2	2.2	1.5	1.1
ギリシャ	-0.4	-0.2	1.5	2.0	2.2
フランス	1.1	1.2	2.2	1.5	1.3
イタリア	0.9	1.1	1.6	1.0	0.2
EU28	2.3	2.0	2.4	1.9	1.5

(出所) 欧州委員会、European Economic Forecast, Winter 2019

## 第 5 節 今後の見通し

2018 年 12 月に成立した欧州委員会とイタリア政府の合意は、あくまで問題の先送りといえるであろう。また、2019 年のイタリア経済は成長率の低下が見込まれている。Brexit による EU 経済の低迷、さらには世界経済の減速などを前提とすると、この合意の前提である 1.0%成長の達成は極めて厳しいと評価できよう。その結果、財政収支は一層の悪化を余儀なくされるとみられる。これにより、同国内における「反 EU」勢力は一層伸長することもありえる。

一方、本稿では触れることができなかったが、フランスにおける財政赤字も厳しい状況である。2018 年に限って言えば、財政赤字/GDP 比率は、フランスの方がイタリアより深刻である (表 2-1 参照)。しかも、国内の混乱を収束させるため、マクロン政権は国民に対して様々な妥協策を発表したが、その結果、同国の財政赤字は一層拡大しかねない。これに対する欧州委員会の対応次第では、イタリアとフランス両国民の多くが共に反 EU を掲げる可能性も否定できないといえるであろう。

## 参考文献

- ・ Weingast, B., K. Shepsle and C. Johnsen (1981), “The political economy of benefits and costs: A neoclassical approach to distributive politics”, *Journal of Political Economy* 89: pp. 642-664
- ・ Reams, Bernard, Jr. (1986), “Deficit Control and the Gramm-Rudman-Hollings Act: The Legislative History of the Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985”, William s Hein & Co

- ・ Roubini, Nouriel and Jeffrey D. Sachs (1989), "Political and Economic Determinants of Budget Deficits in the Industrial Democracies", *European Economic Review*, 33(5), pp.903-938
- ・ von Hagen, J. (1992), "Budgeting procedure and fiscal performance in the European Communities", *Economic Paper No. 96*, Commission of European Communities
- ・ Kopits, G. and J. Craig (1998), "Transparency in government operations", IMF Occasional Paper No. 158, pp.5-12
- ・ Kopits, G. & Symansky, S.A. (1998), "Fiscal Policy Rules", IMF Occasional Paper 162
- ・ Krogstrup, S. & Wyplosz, C. (2006), "A Common Pool Theory of Deficit Bias Correction", *International Macroeconomics*, No.5866
- ・ Barra, C, Bimonte, G & Spennati, P. (2014), "The common pool problem of intergovernmental interactions", MPRA Paper No.5762
- ・ Kubo, H. (2015) "Do Fiscal Rules Matter?-Comparative Analysis of Fiscal Performances in the EU and Japan", *摂南経済研究*第5巻第1・2号
- ・ Andersen, Torben M., et al. (2017), "Economic Policy and the Rise of Populism-It's not So Simple", *EEAG Report on the European Economy*, CESifo Group Munich, vol. 0. pp.50-66
- ・ *The Economist* (December 20, 2018), "Italy and the European Commission reach a Christmas budget truce"

- 
- 1 EUの場合、こうした性格を有する監督機関とみなしうる重要な機関は、欧州委員会といえるであろう。周知のように、欧州委員会のスタッフは、出身国からの独立性が要求され、出身国の利害にとらわれてはならないことになっている。
  - 2 例えば、欧州委員会が該当するであろう。
  - 3 例えば、Pereira, L.P., & Dall'Acqua, F. (1991), "Economic Populism versus Keynes: Reinterpreting Budget Deficit in Latin America", *Journal of Post Keynesian Economics*, Vol14, no.1
  - 4 Kubo, H. (2015) は、簡単な利得表を用い、地方政府の財政規律喪失に対して、中央政府が罰金を科す必要があることを示した。
  - 5 同法については、例えば、Reams, Bernard, Jr. (1986), "Deficit Control and the Gramm-Rudman-Hollings Act: The Legislative History of the Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985", *William S Hein & Co* を参照されたい。
  - 6 事実、リーマン・ショック以降の金融政策は、QE (Quantitative Easing) と称されるように、「異次元」の金融政策が実施されてきた。
  - 7 例えば、*Tullock, Gordon, and Buchanan, James (1965) . The calculus of consent, University of Michigan Press* が詳しい。
  - 8 リスボン条約が発効 (2009年12月) 後は、同条約の一部を構成する「欧州の機能に関する条約 (The

---

Treaty on the Functioning of the European Union)」に定められた。

- 9 Council Regulation No.1466/97 of 7 July 1997 及び Council Regulation No.1467/97 of 7 July 1997
- 10 [https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/economic-and-fiscal-policy-coordination/eu-economic-governance-monitoring-prevention-correction/stability-and-growth-pact\\_en](https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/economic-and-fiscal-policy-coordination/eu-economic-governance-monitoring-prevention-correction/stability-and-growth-pact_en)
- 11 安定成長協定の「柔軟化」については、様々な批判が投げかけられている。例えば、R.H.Alves and O.Afonso (2006), *The “New” Stability and Growth Pact: More Flexible, Less Stupid?*, (<http://ideas.repec.org/p/por/fepwps/218.html>)
- 12 [https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/economic-and-fiscal-policy-coordination/eu-economic-governance-monitoring-prevention-correction/european-semester\\_en](https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/economic-and-fiscal-policy-coordination/eu-economic-governance-monitoring-prevention-correction/european-semester_en)
- 13 REGULATION (EU) No 1173/2011 ~1177/11 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 November 2011 及び Council Directive 2011/85/EU of 8 November 2011
- 14 主として法学的観点からの評価は、庄司克宏 (2012)、『EU 財政条約とユーロ危機』、日本関税協会「貿易と関税 2012 年 3 月号」参照。
- 15 Regulation (EU) No 472/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013、及び Regulation (EU) No 473/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013
- 16 The Economist (December 20, 2018), “Italy and the European Commission reach a Christmas budget truce”参照のこと。また、イタリア政府の政策については、強い批判がある。例えば、Forthomme,C. (2018), “Why Populism is Dangerous: How Italy’s Proposed Budget Deficit Threatens Europe”, Politics and Foreign Affairs, Society, October 14, 2018
- 17 European Commission (2019), “Fiscal Sustainability Report 2018, Vol.2”, pp67-72

### 第3章 EUの対日経済関係と日EU・EPA ～期待される大きな経済効果

(一財) 国際貿易投資研究所  
客員研究員 田中 信世

#### 第1節 EUの貿易と投資

本稿の目的は、最近のEUの対外経済関係を、とくに日本との経済関係に焦点を当てて概観するとともに、2017年12月に交渉が終了した日EU経済連携協定(EPA)の意義やその経済的インパクトについて考察することにある。まず本節では、最近のEUの貿易(商品貿易とサービスの貿易)および外国直接投資(FDI)の全般的な動向について概観する。

#### 1. EUの商品貿易

##### <13年に貿易収支は黒字転換、17年も黒字を維持>

2017年におけるEUの域外商品貿易(輸出入額)は3兆7,346億ユーロであった。

輸出(域外輸出)は、リーマンショックの影響で09年に急激な減少を記録した。しかし、その後増加に転じ13年には前年比3.2%増の1兆7,370億ユーロという記録的な水準に達した。その後も輸出は1兆7,000億ユーロ台の高水準で推移し、17年には前年比7.6%増の1兆8,770億ユーロと過去最高を記録した。

一方、域外からの輸入も17年には好調な域内の景気動向を反映して前年比8.7%増の1兆8,560億ユーロと大幅な増加となった。貿易収支は、02年以降では13年に初めて黒字に転じた。17年も大幅な輸入増により黒字幅は縮小したものの210億ユーロの黒字を保っている。

EU加盟国の中で、17年に輸出が最も多かったのはドイツで、EUの域外輸出の28.3%を占めた。ドイツに次ぐ主要輸出国は英国(10.9%)、イタリア(10.6%)、フランス(10.4%)の3カ国である。また最大の貿易黒字を記録したのもドイツで、1,845億ユーロの黒字であった。ドイツに次ぐ黒字国はとイタリア(389億ユーロ)とアイルランド(321億ユーロ)である。

<ロシア、中国、韓国向けなどが増加>

17年のEUの輸出を主要輸出相手国別にみると、国別の順位は前年と比べて変化はなかったものの、輸出額では前年と比べてかなりの変化がみられた。大幅に増加したのは、ロシア向け（18.8%増）で、中国、韓国、インド向けもそれぞれ16.4%増、13.6%増、10.4%増となった。主要輸出相手国で前年と比べて輸出額が減少した国はなかったが、米国（3.4%増）、日本（4.7%増）は低い伸びにとどまった。

表 3-1 EUの域外貿易の推移 [主要貿易相手国別 (注1)]

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	(単位: 10億ユーロ)									
<b>輸出</b>										
域外輸出計	1,309.1	1,094.3	1,354.1	1,554.4	1,685.0	1,736.4	1,703.9	1,790.4	1,745.4	1,877.8
米国	248.1	204.1	243.3	264.2	293.6	289.4	311.4	371.3	363.7	376.1
中国(注2)	78.3	82.4	113.5	136.4	144.2	148.1	164.7	170.4	169.7	197.6
ロシア	105.0	65.7	86.3	108.6	123.4	119.4	103.2	73.8	72.4	86.0
スイス	100.6	88.8	110.5	142.1	133.6	169.1	140.3	150.5	142.2	150.2
ノルウェー	43.7	37.5	41.9	46.8	49.9	50.1	52.2	48.8	48.3	50.7
トルコ	54.5	44.5	61.9	73.3	75.5	77.6	74.7	79.0	77.9	84.4
日本	42.4	36.0	44.0	49.1	55.7	54.0	53.3	56.5	58.0	60.8
韓国	25.5	21.6	28.0	32.5	37.8	40.0	43.2	47.8	44.1	50.1
ブラジル	26.3	21.6	31.5	35.8	39.7	40.1	37.1	34.6	31.0	32.2
インド	31.4	27.5	35.0	40.6	38.6	36.1	35.7	38.1	37.8	41.7
<b>輸入</b>										
域外輸入計	1,585.4	1,236.5	1,531.5	1,730.1	1,798.9	1,687.7	1,689.6	1,727.3	1,708.0	1,856.8
米国	183.0	156.1	174.9	194.2	209.4	199.5	209.3	249.4	248.8	256.6
中国(注2)	249.1	215.3	283.9	295.1	292.1	280.1	302.5	351.0	352.3	375.4
ロシア	180.4	119.6	162.1	201.3	215.1	207.0	182.4	136.4	118.9	144.9
スイス	82.6	80.9	85.5	93.5	105.9	94.5	96.5	102.4	121.4	110.7
ノルウェー	95.9	68.9	79.0	99.8	89.6	90.0	85.1	74.2	63.3	73.7
トルコ	46.3	36.4	43.1	48.8	48.8	50.7	54.4	61.7	66.6	69.8
日本	76.5	58.4	67.3	70.6	65.0	56.6	56.5	59.8	66.0	68.9
韓国	39.7	32.5	39.5	36.3	38.0	35.8	38.8	42.4	41.5	51.7
ブラジル	36.0	26.1	33.8	39.9	38.0	33.3	31.2	31.0	29.7	31.2
インド	29.6	25.5	33.5	40.0	37.5	36.8	37.2	39.5	39.3	44.1
<b>貿易収支</b>										
域外計	-276.3	-142.1	-177.5	-175.5	-113.9	48.8	14.3	63.1	37.5	21.0
米国	65.1	48.1	68.4	70.0	84.1	89.9	102.1	122.0	114.9	119.5
中国(注2)	-170.8	-132.9	-170.5	-158.6	-142.9	-132.0	-137.8	-180.7	-182.6	-177.8
ロシア	-75.5	-53.9	-75.8	-92.7	-91.7	-86.7	-79.2	-63.6	-46.5	-58.9
スイス	18.0	7.9	25.0	48.6	27.7	74.6	43.7	48.2	20.8	39.5
ノルウェー	-52.2	-31.4	-37.1	-47.0	-51.1	-39.8	-32.9	-25.4	-15.0	-23.0
トルコ	8.2	8.0	19.0	24.5	26.7	27.0	20.3	17.3	11.3	14.6
日本	-34.1	-22.5	-23.3	-21.5	-9.3	-2.6	-3.2	-3.3	-8.0	-8.1
韓国	-14.2	-10.9	-11.6	-3.8	-0.2	4.1	4.4	5.4	2.6	-1.6
ブラジル	-9.7	-4.5	-2.3	-4.2	1.7	6.6	5.7	3.6	1.3	1.0
インド	1.7	2.0	1.5	0.7	1.1	-0.9	-1.5	-1.4	-1.5	-2.4
(注1) 貿易相手国は2017年の輸出入金額の多いもの順。										
(注2) 香港を除く。										
(出所) EU統計局(Eurostat) オンラインデータより作成										

EUの最大の輸出相手国は米国で、域外輸出に占める米国のシェアは03年の26.4%から17年には20.0%に落ち込んだものの、依然として最大の輸出先である。

一方、輸入も、スイス（8.8%減）を除いて、主要国からの輸入が増加した。大幅な増加

となったのは、FTA 締結の効果が表れた韓国（24.7%増）と、ロシア（21.9%増）、ノルウェー（16.4%増）であった。日本からの輸入は前年比 4.4%増と小幅な伸びにとどまった。輸入の 5 分の 1 を占める中国からの輸入も同 3.2%増の低い伸びにとどまったものの、中国は EU への最大の供給国の地位を維持した。

### <主力商品は「機械・輸送機器」と「その他の工業品」>

EU の 2 大輸出商品グループは「機械・輸送機器」と「その他の工業品」である。17 年においては、機械・輸送機器が総輸出の 42%を占め、その他の工業品の 23%と合わせると輸出全体の 65%がこの 2 つの商品グループが占めた。ちなみに、2008 年から 17 年の 10 年間に EU の総輸出に占める商品グループ別の構成は食品・飲料と化学品の比率がやや高まった程度で大きくは変わっていない。

一方輸入についても、商品グループ別構成を見ると、「機械・輸送機器」（全体の 32%）と「その他工業品」（同 26%）が大宗を占めることは輸出の場合と変わらない。ただ 2017 年の商品グループ別構成が 10 年前の 08 年と大きく異なるのは、機械・輸送機器（27%→32%）、その他の工業品（24%→26%）、化学品（8%→10%）、食品・飲料（5%→6%）の比率が高まっているのに対して、エネルギーの比率（29%→18%）が大きく低下していることである。

## 2. サービス貿易は引き続き大幅な黒字を記録

サービス貿易の拡大は経済成長につながることから、EU ではサービス部門の活性化と貿易の拡大に力を入れている。

その結果、EU28 の域外諸国へのサービス輸出は 2010～15 年の間に、コンスタントに増加し、2010 年の 5,670 億ユーロから 15 年には 8,450 億ユーロに達した。しかし、2016 年の輸出はその反動で前年比 0.23%減の 8,448 億ユーロに落ち込んだ。

一方、EU28 の域外諸国からのサービスの輸入も、2010 年の 4,620 億ユーロから 16 年には 7,120 億ユーロに増加した。その結果、サービス貿易の貿易収支は 2016 年には輸出減によりやや縮小したものの、引き続き 1,330 億ユーロの大幅な黒字を維持している。

2016 年には EU 加盟国の中で英国が 1,890 億ユーロと最大の域外輸出額（EU の域外輸出額の 22.3%）を記録した。英国に次いでサービスの域外輸出額が多かった国はドイツ（1,260 億ユーロ）、フランス（960 億ユーロ）、オランダ（660 億ユーロ）などである。

一方域外諸国からのサービス輸入が最も多かった加盟国はアイルランド(1,310億ユーロ、EUのサービス輸入の18%)で、英国(940億ユーロ)、オランダ(830億ユーロ)、フランス(820億ユーロ)がこれに続いた。

表 3-2 EU および主要加盟国のサービス貿易 (2015、16年)

	(単位:10億ユーロ)					
	輸出			輸入		
	2015	2016	2016年の比率(%)	2015	2016	2016年の比率(%)
EU28	847.5	844.8	100.0	705.1	711.8	100.0
英国	190.1	189.2	22.3	100.2	93.9	13.2
ドイツ	125.1	126.4	14.9	113.8	116.1	16.3
フランス	97.9	95.8	11.3	80.1	81.5	11.4
アイルランド	58.9	71.3	8.4	97.6	130.5	18.3
オランダ	80.4	66.1	7.8	104.3	83.2	11.6
スペイン	39.4	42.4	5.0	20.1	20.4	2.9
ベルギー	32.2	32.0	3.8	24.2	23.1	3.2
デンマーク	31.0	27.6	3.3	23.9	23.8	3.3

(出所)Eurostat online データ、International trade in servicesより作成

2016年におけるEU28のサービス輸出の主要輸出先は米国(2,180億ユーロ)でEUのサービス域外輸出の4分の1以上(26%)を占めた。スイス(域外輸出の14%)、中国(同5%)、日本(4%)、ノルウェー(3%)、ロシア(3%)、カナダ(2%)、インド(2%)がこれに続いており、これらを合計するとEU28のサービスの域外輸出の約3分の1(33%)を占めている。

輸入でも、最大の相手国は米国(2,190億ユーロ、域外諸国からの輸入の31%)であり、スイス(同4.9%)、中国(4%)が続いた。

EUの域外サービス貿易の収支を相手国別に見ると、香港(5億ユーロ億の赤字)、米国(同13億ユーロ)、インド(同17億ユーロ)、トルコ(同21億ユーロ)との貿易は赤字を記録したが、その他の相手国との間では大幅な黒字を計上した。黒字額が最も大きかったのはスイス(209億ユーロ)であり、これにロシア(135億ユーロ)、日本(130億ユーロ)、ノルウェー(128億ユーロ)、中国(88億ユーロ)が続いている。

EUのサービス貿易をサービスの種類別に見ると、「その他のビジネスサービス」が2,260億ユーロとサービス輸出全体の27%を占め突出している。「その他のビジネスサービス」にはR&D関連のサービス、経営コンサルティング、建築・エンジニアリングサービス、廃棄物処理、農業・鉱業およびその他のビジネスサービスなどが含まれる。「その他のビジネスサービス」に次いで大きなサービスグループは「輸送」で、2016年の輸出額は1,460億ユ

一ロ（全体の17%）であった。この2つのグループに続くのが、「旅行」（全体の13%）、  
「テレコム、コンピュータ、情報サービス」（同13%）、「金融サービス」（同11%）である。

輸入でも最大のグループは「その他のビジネス」であり、16年の輸入額は2,400億ユーロ（全体の34%）であった。これに次ぐのは「輸送」（同17%）、「知的財産権使用料」（同16%）、「旅行サービス」（同14%）などとなっている。

### 3. EUの外国直接投資（ストック）

#### <対外、対内とも米国が最大>

UNCTAD（世界貿易開発会議）の「世界投資報告書」（WIR）の統計によると、EU28のEU域外国への直接投資残高（ストック）は2016年の9兆4,589億ドルから17年には10兆6,317億ドルへと前年比12.4%増の大幅な増加となった。17年に、EU加盟国の中で域外国への直接投資残高が多かった国は、ドイツ（EU28の直接投資残高の15.1%）、オランダ（同15.1%）英国（同12.6%）などである。

一方、域外諸国からの対内直接投資残高も16年の8兆281億ドルから17年には前年比13.7%増の9兆1,239億ドルへと大幅に増加した。17年に域外諸国からの直接投資の受け入れ（ストック）が多かった国としては、英国（EU28の直接投資受け入れ残高の17.1%）、オランダ（同10.7%）、ドイツ（同10.2%）、アイルランド（同9.6%）などであった。

一方、EU統計局（Eurostat）の資料（Foreign direct investment-stocks Explained）によると、いずれも15年末の段階で、対外直接投資（ストック）の一番多かった相手国は米国（37.1%）であり、これにスイス（11.8%）が続いた。第3位はオフショアのフィナンシャルセンター（11.8%）で、以下、ブラジル（4.8%）、カナダ（3.8%）と続いた。

また、対外直接投資の受け入れ（ストック）でも最も受け入れ額が大きかった国は米国であり、EU28の域外からの直接投資受け入れ額全体の41.4%を占めた（15年末）。米国からの直接投資受け入れ額の多い産業部門は金融サービスで、製造業では飲料・タバコ、石油、化学、医薬品、ゴムおよびプラスチックなどであった。米国に次いで投資受け入れが多かったのはバミューダ、ケイマン諸島、ジブラルタルなどのオフショア金融センターからの投資で全体の25%を占めた。スイスからの投資の受け入れは全体の10.8%であった。

表 3-3 EU28 および主要加盟国の直接投資残高（ストック）（各年末）

(単位:10億米ドル)									
対外直接投資残高(域外諸国への投資)					対内直接投資受け入れ残高(域外諸国からの受け入れ)				
投資地域・国	2015	2016	2017	17年の 比率 (%)	投資受け入 れ地域・国	2015	2016	2017	17年の 比率 (%)
EU28計	9,377.8	9,459.0	10,631.7	100.0	EU28計	7,933.0	8,028.1	9,124.0	100.0
ドイツ	1,349.9	1,335.8	1,607.4	15.2	英国	1,408.0	1,475.6	1,563.9	17.1
オランダ	1,229.8	1,397.8	1,604.9	15.1	オランダ	739.3	832.7	974.7	10.7
英国	1,557.4	1,492.0	1,531.7	14.4	ドイツ	775.7	786.1	931.3	10.2
フランス	1,268.2	1,279.7	1,451.7	13.7	アイルランド	888.2	842.9	880.2	9.6
アイルランド	909.6	842.0	899.5	8.5	フランス	687.4	704.9	874.5	9.6
ベルギー	610.2	590.6	690.8	6.5	スペイン	543.9	552.5	644.4	7.1
スペイン	492.5	527.3	587.3	5.5	ベルギー	551.8	500.2	566.9	6.2
イタリア	468.4	473.2	533.0	5.0	イタリア	340.5	347.5	413.2	4.5

(出所)WIR:World Investment Reportより作成

## 第 2 節 日本との貿易・投資関係

### 1. 輸出市場としての日本の重要性は低下

本節では日本に焦点をあてて EU の対外経済関係に占める日本の位置づけを見てみよう。

EU と日本は表 3-4 に示したように経済的に高度に発達した先進国（地域）である。GDP（購買力平価）や人口では日本は EU の 4 分の 1 の規模であり、ドイツより大きく、フランスとイタリアを合わせた規模とほとんど同じである。

表 3-4 EU と日本の主要経済指標（2017 年）

	EU	日本
GDP(時価、10億ユーロ)	15,322	4,313
GDP(購買力平価、10億ユーロ)	18,574	4,805
人口(100万人)	510	127
1人当たりGDP(1,000ユーロ)	36	38

(出所)IMF世界経済見通し、2018年4月。米ドルからユーロへの換算レートは2017年の1ユーロ=1.1297ドル

また、日本と EU は強い貿易関係を有しており、これまでから相互に利益を享受してきている。日本は EU にとって重要な貿易相手国となっており、表 3-5 に示したように 2016 年の商品とサービスを合わせた対日輸出額は 890 億ユーロに達した。しかしこの数字は EU の 3 大輸出相手国、すなわち米国、スイス、中国と比べるとはるかに少ない。

一方、日本にとって EU は、米国と中国に次ぐ第 3 位の輸出地域で、2016 年の商品とサービスを合わせた輸出額は 850 億ユーロとなった（表 3-6）。

表 3-5 EU の主要輸出相手国（2016 年）

（単位：10億ユーロ、％）					
順位	輸出相手国	商品輸出	サービス輸出	輸出計	総輸出に占める比率
1	米国	364	218	582	23
2	スイス	143	115	258	10
3	中国	169	38	208	8
4	ロシア	72	25	97	4
5	トルコ	78	12	90	4
<b>6</b>	<b>日本</b>	<b>58</b>	<b>31</b>	<b>89</b>	<b>3</b>
7	ノルウェー	48	28	76	3
8	アラブ首長国連邦	46	15	61	2
9	韓国	44	13	57	2
10	インド	38	14	51	2

（出所）欧州委員会資料（IMF、EurostatによりEU貿易総局で計算）

表 3-6 日本の主要輸出相手国（2016 年）

（単位：10億ユーロ、％）					
順位	輸出相手国	商品輸出	サービス輸出	輸出計	総輸出に占める比率
1	米国	118	40	158	22
2	中国	103	19	122	17
<b>3</b>	<b>EU</b>	<b>67</b>	<b>18</b>	<b>85</b>	<b>12</b>
4	韓国	42	7	49	7
5	香港	30	7	37	5
6	タイ	25	6	31	4
7	シンガポール	18	9	27	4
8	オーストラリア	13	2	15	2
9	ベトナム	12	2	14	2
10	マレーシア	11	3	14	2

（出所）表5と同じ

日・EU 間の貿易の推移をみると、日本は過去 10 年間に EU の輸出市場としての重要性を失いつつある。02 年まで日本は、米国、スイスに次ぐ第 3 の輸出先国であった。しかし、03 年には中国に抜かれて日本は 4 位に転落した。04 年には、ロシア向け輸出の急増により、ロシアが第 4 位の輸出先国となったため、日本は第 5 位に後退した。さらに 05 年にはトルコが第 5 位に躍り出たため、日本は第 6 位に転落し現在に至っている。

表 3-7 EU の対日商品貿易の推移 (2008~17年)

年次	輸出			輸入			貿易収支	総貿易額
	輸出額 (100万ユーロ)	増減率 (前年比) (%)	域外輸出に 占める比率 (%)	輸入額 (100万ユーロ)	増減率 (前年比) (%)	域外輸入に 占める比率 (%)	(100万ユーロ)	(100万ユーロ)
2008	42,390		3.2	76,474		4.8	-34,084	118,864
2009	35,977	-15.1	3.3	58,440	-23.6	4.6	-22,462	94,417
2010	43,984	22.3	3.2	67,302	15.2	4.2	-23,318	111,286
2011	49,075	11.6	3.2	70,583	4.9	3.9	-21,508	119,658
2012	55,663	13.4	3.3	64,998	-7.9	3.5	-9,335	120,661
2013	54,015	-3.0	3.1	56,619	-12.9	3.2	-2,604	110,634
2014	53,318	-1.3	3.1	56,535	-0.1	3.3	-3,217	109,853
2015	56,538	6.0	3.2	59,844	5.9	3.2	-3,306	116,382
2016	58,045	2.7	3.3	65,996	10.3	3.3	-7,950	124,041
2017	60,758	4.7	3.2	68,874	4.4	3.1	-8,116	129,632

(出所)Eurostat、onlineデータ、Extra-EU trade by partnerより作成

その間、EU の中国向け輸出は 10 年に 1,135 億ユーロと初めて 1,000 億ユーロの大台に乗り、中国は米国に次ぐ第 2 の輸出先国に躍進した。17 年も中国向け輸出は 1,976 億ユーロと著増し、米国 (3,761 億ユーロ) に次ぐ第 2 の輸出市場の地位を保っている。一方、EU の韓国向け輸出は、05 年から 10 年までは 200 億ユーロ台で推移していたが、11~13 年には 300 億ユーロ台に増加した。さらに 17 年には初めて 500 億ユーロの大台に乗るなど、着実に日本に迫りつつある。

過去 10 年間の EU の対日貿易収支をみると、08~11 年には 200 億~300 億ユーロ台の赤字で推移し、巨額の対日貿易赤字の解消が日 EU 間の最大の通商問題になってきた。しかし、その後の EU の日本向け輸出の漸増傾向、日本からの輸入の低迷を反映して、EU の対日貿易赤字は 13 年に 26 億ユーロまで激減した。対日貿易赤字はその後 16 年、17 年とやや増加しているものの、総じて EU の対日貿易赤字は近年大幅に改善してきているといえる (表 3-7)。

日 EU 間の商品貿易を商品グループ別にみると、最もダイナミックな動きを示したのは「輸送機器」(HS86~89) であり、過去 10 年間に EU の対日輸出額が倍以上に増え、現在は「機械」(HS84 および 85) の輸出額と並んでいる (表 3-8)。しかし、EU の最大の対日輸出品目は引き続き「化学品」(HS28~38) である。

2017 年には、「化学品」、「輸送機器」および「機械」は EU の対日総輸出の約 60% (360 億ユーロ) を占めている。「農産物および加工食品」の対日輸出は対日総輸出の 10%を上回った。

一方、日本からの輸入は、大部分が「機械」(電子機器を含む) と「輸送機器」に集中し

た（表 3-8）。この 2 つの商品カテゴリーを別にすると、その他のすべての商品カテゴリーで EU の対日輸出が対日輸入を上回っている。

「機械および装置」、「輸送機器」はまた、2009 年の金融危機以降 EU の輸入が最も減少した部門であり、それ以降完全には回復していない。これらの 2 部門は過去 10 年間の日本の EU への輸出の全体的な減少（2007 年の約 800 億ユーロから 2017 年にはほぼ 700 億ユーロに減少）の原因になっているように見える。2017 年においては、日本の「機械および装置」の対 EU 輸出額は 2007 年の輸出額の 75%にとどまっており、「輸送機器」の場合は 2007 年の輸出額の 87%であった。

表 3-8 EU の対日貿易（商品グループ別）（2017 年）

商品分類(HS)	(単位:100万ユーロ)	
	対日輸出	対日輸入
生きた動物、畜産品	2,295	62
野菜、同製品	546	69
動植物性油脂	308	52
食品、飲料、タバコ	3,278	194
木材、炭、コークス、これらの製品	1,177	8
その他	1,437	632
鉱物	268	289
化学品、関連製品	13,270	6,098
プラスチック、ゴム、これらの製品	1,525	3,151
皮革、馬具	1,046	33
パルプ、紙、厚紙	520	188
織物、同製品	1,891	783
履物、帽子、その他の被りもの	413	97
石、ガラス、陶磁器製品	480	761
真珠、貴石、それらの製品	797	1,872
武器、弾薬	13	25
基板、同製品	1,983	2,163
機械、装置	11,093	28,342
輸送機器	11,635	17,402
光学機器、撮影機器	5,720	5,559
その他の製品	704	1,044
美術品、骨とう品	93	55
合計	60,493	68,880
(出所) Eurostat		

表 3-5、表 3-6 から明らかなように、EU は日本にとって米国、中国に次ぐ第 3 位の輸出市場であるが、EU の輸出市場としての日本は 2016 年には第 6 位に後退している。

こうした近年の EU の輸出市場としての日本の後退にはいろいろな要因が考えられる。過去 10 年間の中国、ロシア、トルコといった新興経済国の急速な経済発展と比較して相対的に低い日本の経済成長が日本の輸出市場としての地位低下の要因の一つに数えられる。

さらに、東アジア諸国の急速な経済成長と経済統合に伴う地域内貿易の拡大も EU の輸出市場としての日本の地位低下をもたらした要因となった。

なお、商品とサービス貿易を合わせた 2016 年の EU の対日貿易収支は約 40 億ユーロの黒字であった。内訳は商品貿易が 90 億ユーロの貿易赤字であり、サービス貿易が 130 億ユーロの黒字であった。

商品貿易とサービス貿易を合わせた両地域の貿易関係は、日本にとっての EU 市場の大きさ (12%) に比べて EU にとっての日本市場の大きさは 3%にとどまっていることを示している。この差はもちろん両地域の経済規模の違いをあらわしたものであるが、EU では日本への輸出拡大の可能性が十分に開拓されていないことのあらわれでもあるとの見方をしている。

## 2. サービスの対日貿易は黒字

サービス貿易についてみると、EU はサービス貿易全体として黒字を計上しているが、対日サービス貿易でもかなり大きな黒字を計上しており、この黒字額は過去 10 年間に次第に増加している。2016 年には、EU は日本から 180 億ユーロのサービスを輸入したのに対し、EU の日本へのサービス輸出は同年に 310 億ユーロを上回った。

表 3-9 EU の対日サービス貿易の推移 (2010~16 年)

	(単位:100万ユーロ)		
	対日輸出	対日輸入	収支
2010	19,060.0	14,194.9	4,865.1
2011	20,246.1	15,535.4	4,710.7
2012	24,931.1	15,544.5	9,386.5
2013	24,397.2	14,673.7	9,723.5
2014	25,047.0	15,092.0	9,955.0
2015	27,632.0	16,052.9	11,579.1
2016	31,041.9	18,047.8	12,994.1

(出所) Eurostat online データより作成

表 3-10 EU28 と日本の部門別サービス貿易 (2016 年)

サービス部門	(単位:100万ユーロ)	
	EUの対日輸出	EUの対日輸入
金融サービス	7,305	1,693
ビジネスサービス	7,076	6,771
通信、コンピュータ、情報サービス	4,503	510
輸送(海上、航空、その他)	4,337	4,124
旅行	2,657	1,421
知的財産権の使用料	2,624	2,703
保険および年金サービス	726	184
その他のサービス	673	6
個人・文化・レクリエーションサービス	367	46
保守および修理	302	340
受託生産サービス	259	145
建設	107	50
その他の公的財およびサービス	106	53
合計	31,041	18,046

(出所) Eurostat

EU が日本に提供している主要なサービスは金融部門とビジネス部門に集中しており、これに通信・IT サービスと輸送が続いている。全体としてみると、これらの部門は 2016 年の EU の対日サービス輸出の 75% を占めている。EU はほとんどすべての部門で日本から輸入するよりも多くのサービスを日本に輸出している。日本が EU よりもわずかに多くのサービスを輸出したのは保守・修理と知的財産権の部門だけであった（表 3-10）。

### 3. EU・日本間の外国直接投資

外国直接投資に関しては、日本は歴史的に EU への重要な投資国である。このことは、EU の日本からの対内直接投資残高が 2008 年の 1,220 億ユーロから 16 年には 2,000 億ユーロ以上へとほぼ毎年増加しているという事実から立証される。しかし、EU から日本への直接投資残高の推移は一貫性に乏しく、2008 年から 16 年の間に 700 億ユーロから 1,000 億ユーロの間を変動した。

表 3-11 日本と EU の対外直接投資（ストック）の主要投資先国（地域）（2016 年）

順位	日本の主要投資先国 （地域）	2016年の 総投資残高 に占める比 率（%）	順位	EUの主要投資先国 （地域）	2016年の総 投資残高に 占める比率 （%）
1	米国	33.41	1	米国	87.67
2	<b>EU</b>	<b>23.85</b>	2	スイス	34.43
3	中国	8.00	3	カナダ	14.17
4	オーストリア	4.88	4	ブラジル	12.39
5	タイ	4.06	5	オーストラリア	7.37
6	シンガポール	3.07	6	シンガポール	7.28
7	韓国	2.35	7	ロシア	7.00
8	香港	2.10	8	香港	6.64
9	インドネシア	1.97	<b>9</b>	<b>日本</b>	<b>6.64</b>
10	ブラジル	1.80	10	中国	5.91

（出所）欧州委員会資料(Eurostat統計等)によりEU貿易総局で計算

貿易と同様、投資の場合も日本は、EU が日本に依存している以上に EU に依存している。実際、EU は米国に次いで日本の第 2 位の重要な投資先国（地域）であり、2016 年には、第 3 位以下を引き離して日本の対外直接投資残高（ストック）のほぼ 4 分の 1 を占めている。逆に、日本は EU の投資先国として第 9 位を占めるにすぎず、16 年の EU の世界への対外直接投資額残高（ストック）全体の 6.6% を占めているにすぎない（表 3-11）。

表 3-12 EU28 と主要加盟国の対日直接投資残高（ストック）の推移

	(単位: 100万ユーロ)				
	2013	2014	2015	2016	16年の比率 (%)
EU28計	89,734.3	83,940.8	98,040.6	89,531.3	100.0
フランス	20,666.0	24,426.0	27,060.0	27,267.0	30.5
オランダ	37,759.0	29,999.0	36,862.0	26,389.0	29.5
ドイツ	10,170.0	10,750.0	8,597.0	10,308.0	11.5
アイルランド	1,057.0	1,206.0	5,348.0	5,832.0	6.5
英国	6,495.1	6,531.0	7,092.7	5,787.6	6.5
ベルギー	703.0	1,548.0	1,933.0	2,264.0	2.5
イタリア	1,358.2	1,478.3	1,200.6	1,445.8	1.6
デンマーク	705.0	808.2	950.7	1,084.7	1.2

(出所) Eurostat online データ、EU direct investment positions, breakdown by country and economic activity(BPM6)より作成

日本と EU の強い経済的な結びつきは EU における日本の進出企業の強いプレゼンスにも表れている。それに比べると、日本における EU 企業のプレゼンスはそれほど強くない。

表 3-13 に示したように EU における日本の進出企業は外国企業数の 5%、外国企業による EU での売上高の 10%を占め、60 万人以上の従業員を雇用している。これらの数字は日本企業の EU における非常に強いプレゼンスを示しており、日本における EU 企業のプレゼンスと非対称的であると EU では指摘している。

こうしたことから EU では、日本における EU の貿易と投資の拡張余地は大きいとみている。

表 3-13 EU、日本におけるそれぞれの進出企業のプレゼンス

	在EU日本企業*		在日EU企業**	
	企業数	EU域外国企業に占める日本企業の比率 (%)	企業数	外国企業に占めるEU企業の比率 (%)
企業数	5,074	5	1,347	1
従業員数(人)	625,000	8	167,192	1
売上高(100万ユーロ)	375,000	10	86,684	2

(出所) \* Eurostat-Foreign control of enterprises by controlling countries  
\*\* Eurostat-Outwards FATS,-NACE Rev.2

表 3-14 EU・日本の貿易とそれぞれの進出企業の売上高（2015年）

	EU			日本		
	対日輸出	在日EU企業の売上高	総売上高に占める輸出の比率(%)	対EU輸出	在EU日本企業の売上高	総売上高に占める輸出の比率(%)
農業	2,730	n.a.		132	n.a.	
製造業	53,808	37,606	59	59,712	122,783	33
サービス	27,632	48,571	36	16,053	252,217	6
合計	84,170	86,177	49	75,897	375,000	17

(単位: 100万ユーロ)

(出所) Eurostat-COMEXT, -Outward FATS, - Foreign control of enterprises by economic activity and a selection of controlling countries.

### 第3節 EUの日本市場に対する評価

前節で述べたようなEUの日本との貿易・投資関係について、EUとしてはどのような評価をくだしているのだろうか。以下に、EUが日本市場への進出上の問題として考えているいくつかの点について見てみよう。

#### 1. 低い日本の輸入浸透率

EUが2009年に行った「EU・日本間の貿易と投資障壁の調査」(コペンハーゲン研究所、以下、「貿易・投資障壁調査」)では、EUからの輸入を含む日本の輸入全般を押し下げている要因として輸入浸透率(総需要に占める輸入比率)の低さを挙げている。

同調査では、EUの日本市場への浸透は日本以外の市場と比べて低い水準にとどまっているとしている。そして08年におけるEUの日本への総輸出は、サービス輸出を含めて約610億ユーロであったが、日本における輸入浸透率がその他の主要輸出相手国並みに上昇した場合にはEUの日本向け輸出を44%(270億ユーロ)押し上げると分析している。

#### 2. 関税は低い

EUと日本の関税の賦課状況をみると、EUも日本も平均してかなり低い関税水準にあることがわかる(EU5.2%、日本4%) (表3-15)。EUの関税の総平均は日本の関税と比べてわずかに高いものの、EUは農産物に対しては低い平均関税率を課しており、非農産物の場合は平均関税率(単純平均、貿易量加重平均ともに)が日本よりも高い。

表 3-15 EU と日本の関税プロフィール

	(単位: %)					
	EU			日本		
	全体	農産物	非農産物	全体	農産物	非農産物
平均MFN適用関税(単純平均) (2016)	5.2	11.1	4.2	4.0	13.1	2.5
貿易量加重平均関税(2015)	3.0	7.8	2.6	2.1	11.1	1.2
数量割当(タリフラインに占める 比率)		13.2			6.2	
無税(2016年のMFN適用品 目、タリフラインに占める比率)		31.7	26.4		36.5	55.7
(出所)WTO関税プロフィール						

EU の場合、非農産物に適用される平均関税率は農産物に適用される平均関税率の約 3 分の 1 の水準であるが、日本の場合、この差はもっと大きい。特に貿易量で加重平均した場合、日本の農産物に適用される関税率は非農産物に適用される関税率の 10 倍に達している。

しかし、EU から日本が輸入する農産物の比率は現状ではそれほど高くないことから、「貿易・投資障壁調査」では、日本の輸入水準の低さは関税だけでは説明できないとし、EU・日本間の貿易の低水準の理由を見るには非関税措置の影響を見る必要があると分析している。

### 3. 多い非関税障壁

「貿易・投資障壁調査」は、欧州委員会、世界貿易機関 (WTO)、米国国務省などの政策文書の中で挙げられた日本市場の障壁を 215 件リストアップし、このうち 194 件がいわゆる「非関税障壁措置」であるとしている。194 件の内訳は、農業部門が 4、製造業部門が 99、サービス部門が 62、部門横断的な項目 (関税手続きや競争政策など) が 29 件であった。

### 4. 公共調達市場でも参入障壁

また「貿易・投資障壁調査」では、EU 企業の日本市場への参入を困難にしている分野として公共調達を挙げている。建設と運輸 (電車またはその他の都市交通機器を含む鉄道など) が主要な部門であるが、サービス部門 (水処理など) でも困難に直面しているとしている。同調査によると、公共調達市場で EU 企業が直面している困難は 2 つのカテゴリーに分けられる。

①市場アクセスの問題—当該分野が日本の WTO の政府調達協定 (GPA) のコミットメント

に含まれていないか、コミットした金額が WTO の基準以下であるため、外国企業は入札から除外されている。

②公共調達規則の問題—当該分野は GPA によって、原則として EU 企業にも開放されているが、調達に関連する特別な規則により EU 企業は依然として困難に直面している。公共調達規則に関連した問題の一例として「貿易・投資障壁調査」が挙げているのは、JR や都市交通運営体の調達における「運行上の安全条項」である。同調査では、この条項がその意図的な利用のために外国企業のアクセスを事実上妨げているとしている。また、市場アクセスの問題の一例として挙げられているのは建設作業のしきい値 (threshold) (最低基準) に関する EU と日本の違いである。EU のしきい値は 500 万 SDR で、この金額以上の契約は外国企業に開放されている。これに対して、日本のしきい値は 1,500 万 SDR である。

このように、EU と日本とでは、GPA の下でのコミットメントに相違がある。このコミットメントは一般的に協定締結国が同様のアクセスを認めるという条件付きで認められている。その結果、EU を含む多くの GPA 署名国は日本と同様な方法で自国の市場に対する日本のアクセスを制限してきた。

## 5. 低水準の対内投資残高

OECD の外国直接投資統計によれば、日本の対内直接投資残高は OECD 諸国の中では最も低い水準にとどまっている。07 年の対内直接投資残高の GDP 比は OECD 加盟国平均で 33.8%であったが、日本は GDP のわずかに 3.1%であった。これに対して、EU は 47.7%、米国は 16.2%、カナダは 35.7%である。

こうした対内直接投資の低水準を打開するために、日本では、①対日投資会議の設置 (94 年)、②01~06 年間の対日投資残高の倍増目標の設定 (03 年)、③対日投資加速プログラムの策定 (06 年)、④20 年の 12 年比対日投資残高と対 GDP 比の倍増目標設定 (13 年)、などの取り組みを行っている。

こうした対日投資拡大努力により、17 年には日本の対内直接投資残高の GDP 比は 4.11% に上昇したが、この間に EU も同比率を 57.37%に高めており、日本の外国直接投資の受け入れが諸外国と比べて低い状況は大きくは変わっていない。EU では、日本の外国直接投資受け入れ能力は高いが実績が伴わない現状からみて、対内直接投資受け入れの潜在力は大

変大きいとみている。

表 3-16 世界主要国の対内直接投資残高 (GDP 比)

	(単位;%)							
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
世界	30.66	28.73	31.19	33.1	34.09	36.48	38.30	41.27
米国	22.87	22.55	24.24	29.65	31.31	31.63	35.36	40.45
EU	40.38	38.39	44.42	44.94	45.71	52.52	51.93	57.37
カナダ	60.98	48.23	57.27	53.32	55.28	51.08	63.44	65.17
日本	3.77	3.67	3.32	3.31	3.54	3.96	3.97	4.11
(出所) OECD, FDI stocks inward, % of GDP								

日本の対内直接投資の水準が低い理由のひとつとして、EU の「貿易・投資障壁調査」は、OECD 諸国と比べて日本の M&A 取引件数が少ないことを挙げている。

また、同調査は、日本に投資する場合の障壁についてのアンケート結果も掲載している。これは、米国、欧州およびアジアの企業 209 社を対象に日本に投資するうえでの障壁について聞いたもので、この調査では、「言語」(全体の 30%)、「課税」(24%)、「労働コスト」(13%) など、企業が障壁と考えるさまざまな項目が挙げられた。また、外国直接投資を増やすために日本政府が取るべき措置は何かという質問に対しては、「税の引き下げ」(全体の 45%)、「労働コストの引き下げ」(38%) が多く挙げられ、これに次いで「簡素で、弾力的な行政手続き」(25%) という回答が多かった。

同調査では、ここに挙げられた「障壁」のうち、行政手続きの複雑さは政府が比較的取り組みやすい問題であり、改善の余地が大きいと指摘している。

#### 第 4 節 日 EU 経済連携協定 (EPA) 締結に向けた取り組み

##### 1. EU の新通商戦略と新 FTA 戦略

低成長と高失業率は近年の欧州経済を特徴づけるキーワードとなっている。

低迷する経済を活性化させるため、EU はこれまで、リスボン戦略 (2000 年)、新リスボン戦略 (05 年) などを策定し、現在は成長戦略 Europe 2020 (2010 年) により、経済の活性化を取り戻そうと模索している。

一方、近年 EU では経済の活性化と雇用創出のためには FTA の締結を通じた貿易の拡大が欠かせないとの認識が高まっている。こうした認識の高まりを背景に EU が 2006 年に策

定したのが新通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」(Global Europe)である。

「グローバル・ヨーロッパ」はEUの経済成長にとってのFTAの重要性を強調したうえで、今後締結するFTAをこれまでのFTAとは異なる「新世代のFTA」として位置付け、関税の撤廃に加え、①包括的かつ野心的な自由化の達成、②非関税障壁の撤廃、③協定に投資、知的財産権、公共調達、競争条項を含める、④環境、社会問題の観点から持続的な発展の条項を含める、などが重要としている。

そのうえで、「グローバル・ヨーロッパ」は、FTA交渉の対象国の選定基準として、①市場の潜在力(経済規模と成長性)、②EUの輸出利益を損なう相手国の保護水準の2点を示した。そして、交渉対象地域として特にアジア重視の姿勢を打ち出し、韓国をFTA交渉の優先国の一つに掲げた。こうしてEUは07年5月に韓国との間でFTA交渉を開始し、計8回にわたる交渉の末、新通商戦略策定後の最初のFTAとしてEU韓国FTAを締結した(11年7月発効)。

さらにEUは韓国とのFTA締結後も、カナダや中央アジア6カ国、ペルー、コロンビアともFTAを締結し、近隣諸国のウクライナ、モルドバ、グルジアとの間でも「深化した包括的なFTA」(Deep and Comprehensive FTAs)を締結した。

こうした各国とのFTAの締結はEU貿易のFTAカバー率の急速な拡大をもたらしつつある。欧州委員会が15年4月にまとめたFTAの効果に関する報告書によれば、EU貿易のFTAカバー率は「グローバル・ヨーロッパ」策定以前には貿易全体の4分の1以下であったが、現在は約3分の1であり、現在進行中のFTA交渉がすべて完了した場合にはEU貿易全体の3分の2に上昇すると見込んでいる。

## 2. 米国、日本とのFTAに注力

韓国とのFTA交渉が決着した後、EUのFTA交渉は大規模経済国(米国と日本)と主要新興国(インド、ASEAN<タイ、マレーシア、ベトナム>、メルコスールなど)を対象にしたものに移ってきた。EUでは、これらの国には大きな貿易・投資障壁が残っていることから、大きな潜在力があるとみている。

そして、米国、日本など現在交渉中の国とのFTAが締結された場合には、EUのGDPは中期的に2%以上増加すると予測している。また、新しいFTAが創出する追加的な輸出はEU全体で貿易関連の雇用を200万人以上生み出すとしている(欧州委員会、「成長の外的な源泉—EUの主要パートナー国との貿易と投資に関する経過報告書」、12年)。

### 3. 日本との EPA 交渉

日本との EPA 交渉開始に先立ち、EU 側は、次の 3 つの交渉方針を発表した。

- ①EU 側の関税引き下げと並行して日本の非関税障壁が撤廃されなければならないこと。
- ②欧州側のセンシティブな部門を保護するためセーフガード条項を導入すること。
- ③交渉開始から 1 年以内に、非関税障壁と政府調達市場開放で進展が見られなければ、欧州委員会は交渉を停止する権限を保持すること。

この交渉方針は、日本の非関税障壁の撤廃を強く迫るとともに、1 年以内に交渉に進展が見られない場合は交渉を停止することもありうるとして、日本側に非関税障壁の撤廃で強い譲歩を促したものであった。

日本との公式交渉会合は 2013 年 4 月に始まり、18 回におよぶ長い交渉を経て、2017 年 7 月 6 日、ドイツ・ハンブルクで開催された 20 カ国・地域首脳会議（G20 サミット）直前に、ようやく、日 EU・経済連携協定（日 EU・EPA）で大枠合意に達した。交渉が終了したのは同年 12 月である。

### 4. 日 EU・EPA 合意の背景

当初、困難が予想されていた日 EU・EPA が合意に向けて大きく動き出した背景には、2017 年 1 月に発足したトランプ米政権による「米国第一主義」とそれを契機とした世界の保護主義の台頭という新たな潮流の高まりがあった。

トランプ新政権は政権発足後から「米国第一主義」を掲げて、TPP（環太平洋経済連携協定）からの離脱を決めたほか、NAFTA（北米自由貿易協定）との再交渉で原産地規則などを自国に有利になるように改定した。また、日本や EU に対しても二国間の物品協定の締結を強く迫るなど、保護主義的傾向を加速させている。

また、欧州では 2016 年 6 月、英国が国民投票で EU 離脱を決定したことも、経済のグローバル化に背を向けた動きととらえられ大きな懸念を呼んでいる。このように、これまで経済のグローバル化を主導してきた米国、英国という二大勢力の保護貿易主義に傾く動きに対して、日本と EU は結束して対抗する必要性が高まっていた。

また、合意の背景には、日本と EU がそれぞれに国内・域内事情を抱えていたこともある。日本は、米国の TPP 離脱で、早い時期での協定発効が見通せなくなり、アベノミクスの通商政策面での成長戦略の柱を失いかねない状況に追い込まれていた。また、2017 年 4

月に立ち上げた日米経済対話を通じて、トランプ政権はいずれ対日経済圧力を強めてくることが予想されたことから、対抗軸としての日 EU・EPA 合意に対する優先度が急速に高まった。

一方、自由貿易に逆風が吹くなかで、2019年3月に英国のEU離脱を控えるEUは、なんとしても英国離脱に伴う求心力低下に歯止めをかけ、日 EU・EPA によって自由貿易のリーダーとしての存在感を内外に示し、EUの結束の再強化を図る必要があった。

以上のような様々な理由から、安倍首相、トウスク欧州理事会常任議長、ユンケル欧州委員会委員長らの日 EU 首脳が、いまこそ政治的意思をアピールする絶好の機会であるとみて、2017年7月のG20サミット直前の大枠合意に強くこだわった。

このように、日 EU・EPA の合意は、米国、英国などの主要国を中心に、世界で保護貿易主義的な潮流の勢いが強まる中で、日本と EU が自由貿易の旗手として、その旗を高く掲げるとの強い政治的意思（日 EU 定期協議・首脳声明）を示し、世界に対して力強いメッセージを表明したもものとして受け止められている。

こうした世界の保護主義の高まりのなかで、日本では国会が12月8日に承認したのに引き続き、EUでも欧州議会が12月12日の本会議で承認したことから、日 EU・EPA は2019年2月1日に正式に発効した。

## 5. 日 EU・EPA の合意内容

合意された日 EU・EPA の内容を要約すると以下のとおりである。

### (1) 貿易自由化と貿易拡大効果

- ・ **全体の自由化率**；EUは、EU側が最終的に関税を撤廃する品目数は農産品を含め全体で99%に達するとしている。他方、日本側が最終的に撤廃する品目数は全体の97%に達するとされ、TPPの95%を上回ることになる。このように、日 EU間では100%に近いレベルの自由化が実現されることになった。
- ・ **工業製品の自由化率**；EUが日本から輸入する工業製品の自由化率は、無関税の割合が協定発効時に現在の39%から82%へと急激に上昇する。他方、日本がEUから輸入する工業製品については無税品の割合は77%から99%まで上昇する。
- ・ **FTA カバー率**；日本の貿易におけるFTAカバー率は、協定によって10%以上上昇して約34%に、EUの方は域外貿易のFTAカバー率が約3%上昇して約34%に高まる。

## (2) 主要分野の合意内容

合意内容は多岐にわたるが、以下では①物品の市場アクセス、②物品以外のアクセス、③ルール分野の中で、日本と EU 双方のいくつかの関心分野（優先項目）に限って取り上げる。

### ・日本の工業製品の EU 市場へのアクセス；

－日本の最大関心品目であった **10%の乗用車関税**は協定発効から **8年目に撤廃**されることになった。韓国車との競争上の不利が改善されることにより、欧州自動車市場で苦戦する日本車メーカーにとって反転攻勢のチャンスとなることが期待されている。

－日本側が重視していた**自動車部品の関税撤廃**については、貿易額ベースで **92.1%**が即時撤廃されることになった。これにより、欧州進出自動車メーカーの生産コストが下がることから、欧州での現地生産に弾みがつき、サプライチェーン（供給網）を欧州地域の生産拠点にまで広げる契機になると考えられる。ただこの点に関し、現在交渉中の英国の EU 離脱が、交渉の結果次第で、英国に進出している日系自動車メーカーの現地生産に大きな影響を与えることが懸念されている。

－**カラーテレビの 14%の関税**については、**6年目に撤廃**することで決着した。

### ・EU 農産物の日本市場へのアクセス；

－EU 側が市場開放を強く求めた**欧州産チーズ**については、日本がフランス産カマンベールなどのソフトチーズなど一部品目に**低関税の輸入枠を設定し、現在の 29.8%の税率を段階的に下げて 16年目に撤廃**することで合意した。チーズの関税の即時撤廃といった市場環境の激変は避けられたが、EU 産ブランド品との競争は激しさを増すことになる。

－**欧州産ワインの関税**は現在の 15%もしくは1リットル当たり 125 円の関税が**即時撤廃**される。これによりフランス産ワインの国内消費の拡大が見込まれている。

－**パスタ、チョコレート菓子**などについては、現行税率のチョコレート菓子 10%、マカロニ・スパゲティ 30 円/kg を**段階的に引き下げ 11年目に撤廃**する。

### ・自然人の入国と一時的な滞在；

－日本側が強く改善を求めていた入国と一時滞在許可の改善については、日 EU 双方が、企業設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独

立の自営業者、短期の商用訪問者などについて改善を約束した。具体的には、入国・一時滞在の許可、許可の要件、申請手続きの迅速化と透明化の向上などである。

・ **政府調達** ；

－政府調達については、日本と EU 企業の政府調達市場へ参加を促進するため、日 EU 双方が市場アクセスの改善に取り組むことで合意した。

－日本側は、都道府県・政令指定都市が設立する地方の独立行政法人などに対象を拡大。また、中核都市の一般競争入札による一定の基準額以上の調達（建設サービスを除く）に限り、EU 企業も参加できるようにするなど、WTO などの現行の国際協定とは異なる特別ルールを適用することになった。

－EU 側も、フランスなど 13 カ国の調達機関を新たに対象として追加することになった。

－日 EU ともに競争力を有する鉄道分野の政府調達についても、双方が市場アクセス拡大のための措置をとることになった。日本側は安全注釈（運転上の安全に関連する調達を政府調達協定 GPA の対象外とすることができるという規定）を撤廃し、EU 側も車両を含む鉄道用品の一部の調達市場を日本に開放することになった。

・ **地理的表示 (GI)** ；

－ルール分野の中で重要なものの一つとして協定では、農産品や酒類の地理的表示 (GI) を高い水準で相互に保護することを確認した。

－日 EU 双方は合計で 200 種類以上の名称を保護の対象とすることで合意した。EU 側は約 40 品目の日本産の地域ブランドを、日本側は 210 品目（酒類 139 品目、農産品 71 品目）の EU 産の地域ブランドを保護することになった。

・ **投資家対国家の紛争解決 (ISDS)** ；

－最大の懸案である国家と投資家の紛争解決ルールについては、日本と EU で意見の相違があり、意見の相違が埋まらなかったため、協定本体とは切り離し、別途協議を継続することになった。

－日本側は EU の投資などで不当な扱いを受けた企業が、進出先の政府を第三者である世界銀行傘下の紛争解決センターに訴えることができる「投資家対国家の紛争処理」(ISDS) を主張している。

－一方、EU はこの方式では多国籍企業による国家のルールへの干渉が防げないと懸念し、

手続きの透明性をより高めるため、上訴できる 2 審制で常設の投資裁判所の設置を要求している。なお、EU はカナダやベトナムとの EPA でもこの制度を認めさせている。

## 第 5 節 日 EU・EPA に対する EU の評価

合意された日 EU・EPA は EU や日本の経済や産業にどのような影響を及ぼすのであろうか。この点について、欧州委員会の貿易総局は 2018 年 6 月に“THE ECONOMIC IMPACT OF THE EU-JAPAN ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (EPA)” という報告書を発表し、その中で日 EU・EPA が両国（地域）の経済や主要産業に与える影響について分析している。

同報告書は、協定にうたわれた関税の引き下げと非関税措置は、（協定のない場合と比べて）EU の GDP に（協定が完全に実施される）2035 年までに 330 億ユーロの追加的な利益をもたらすことが期待されるとしている。これは GDP の約 0.14% の増加に相当し、EU の対日輸出を約 130 億ユーロ増加させるとしている。さらに同報告書は、この協定は、これまで EU の通商政策や通商協定によって必ずしも大きな利益を受けてきたわけではない産業部門、例えば農産物、飲料、繊維、アパレル、皮革製品などの産業部門にかなりの利益をもたらすとし、EU においては、協定によって達成された非関税障壁の削減により対日輸出の増加が期待される自動車部門を含めて、協定によって著しい損失を被る産業部門はみられないとしている。また、日本にとっては主として工業製品部門で輸出増が見込まれると、協定の効果はバランスのとれたものとなっていると総括している。

同報告書で試算された日 EU・EPA のマクロ経済に与える影響は表 17 のとおりである。

表 3-17 日 EU・EPA がマクロ経済に与える影響（2035）

	EU		日本	
	増加率 (%)	増加額 (10億ユーロ)	増加率 (%)	増加額 (10億ユーロ)
GDP	0.14	33.874	0.61	29.066
相互の輸出	13.2	13.541	23.5	22.215

(出所) 欧州委員会、“The Economic Impact of the EU-JAPAN Economic Partnership Agreement (EPA)”

まず、GDP に関しては EU に対する影響（340 億ユーロの増加）の方が日本へ影響（290 億ユーロの増加）よりも大きいですが、増加率では日本の方が EU と比べて 4 倍も高い。これは日本の（GDP や人口でみた）経済規模が EU の約 4 分の 1 であることを反映したものである。これに加えて、日本が EU にとって相対的に小さな貿易相手国であることも関係している（日本は EU の財とサービスの輸出の域外輸出の 3%を占めるにすぎないのに対して、EU は日本の輸出全体の約 12%を占めている）。

また、同報告書は日 EU・EPA 協定が個別産業部門の生産に与える影響についても試算している（表 3-18）。EU の産業部門の中で絶対額で最大の増加を示したのはビジネスサービス部門で約 130 億ユーロの増加となった。その他のいくつかのサービス部門も増加した。これらのビジネスサービス部門の増加はこれら部門の輸出によってもたらされたのではなく、むしろ、これらのサービスを投入財として必要とするその他の産業部門（製造業や農業）の輸出によるものである。これに加えて、ビジネスサービスは最大の部門であり、伸び率が低くても高い絶対額の増加を引き起こすことになる。注目すべきは、同試算で、アパレル、皮革部門が追加的な 70 億ユーロに相当する 2%の増加を示すことが期待されていることである。乳製品と加工食品部門は約 10 億ユーロ（0.3%増）と 18 億ユーロ（0.2%増）の増加が見込まれている。これらの産業部門は（表 3-19 に示したように）最も輸出の大きな増加が見込まれる部門でもあり、中小企業の比率が最も高い部門でもある。

これに対して、報告書では、協定締結によって限定的な損失を被る産業部門も少数あると指摘している。これらの産業部門には自動車と穀物部門が含まれ、生産はそれぞれ 0.01%減少することが見込まれ、両方を合わせた損失額は約 1 億 4,500 万ユーロになると見込んでいる。しかし、特に自動車の場合日本からの輸入がかなり増えると予想されるものの、両部門とも対日輸出は増加することが見込まれている。

日本については最も生産が増加するのは自動車部門であり、130 億ユーロ（2.5%増）以上の増加が見込まれている。ビジネスおよび貿易関連サービスも各 110 億ユーロ増（各 7%増）とかなり増加することになろうとしている。日本にとって最大の損失が見込まれるのは「農産物および加工食品」の各部門と「繊維、アパレルおよび皮革」部門であり、それぞれ約 130 億ユーロの生産の落ち込みが見込まれると試算している。

表 3-19 は協定が EU と日本の二国（地域）間の貿易に与える影響を示したものである。

EU の対日輸出で絶対額、増加率で最も大きな伸びを示すのは、乳製品と、繊維、アパレルおよび皮革製品である。これに続くのは加工食品、自動車、および化学製品で、絶対額お

よび増加率の両方でかなりの輸出増になるものと期待されている。

農業分野では、食肉部門が絶対額で3番目、増加率で2番目に大きい受益部門である。食肉部門の対日輸出は3億ユーロ以上（73.4%増）の輸出増が見込まれている。

日本については、絶対額でも増加率でも最も高い伸びが期待されるのは自動車で、これに鉱石およびガラス、機械および設備（医療機器、精密機器、光学機器を含む）と化学品が続いている

航空輸送やその他のサービスといったこの協定に含まれていない部門の生産や貿易の増加はこれらのサービスに対するダウンストリームの需要が増えることによって引き起こされる。

これらの部門は他の製品やサービスに対する投入財であり、航空輸送の場合は貿易の手段であることから、全体的な需要の増加は日EU双方における所得の増加と関連している。

表 3-18 日EU・EPAの産業部門別影響（2035年の生産の増減）

	EU		日本	
	増減率 (%)	増減額 (100万ユーロ)	増減率 (%)	増減額 (100万ユーロ)
米	0.0	2	-0.0	-3
穀類	-0.0	-6	-0.4	-2
その他の農産物	0.0	78	-0.1	-61
家畜	0.2	278	-0.6	-119
食肉	0.2	725	-0.5	-162
水産物	0.0	5	-0.0	-5
乳製品	0.3	1,054	-1.5	-505
飲料およびタバコ	0.2	535	0.2	196
加工食品	0.2	1,841	-0.2	-493
繊維、アパレル、皮革製品	1.9	7,096	-2.2	-1,327
木材	0.2	2,187	0.4	841
化学品	0.1	1,975	1.2	6,235
自動車	-0.0	-139	2.5	13,861
その他輸送機器	0.0	30	2.4	1,221
電子機器	0.1	328	0.6	2,093
金属製品	0.1	805	1.1	2,424
機械および装置	0.1	1,307	1.0	5,362
鉄製品	0.1	272	0.9	3,113
その他の製品	0.2	949	0.9	676
鉱石およびガラス	0.1	3,103	0.8	5,565
その他の輸送、旅行業	0.1	2,400	0.5	2,819
空輸	0.1	307	0.3	187
海上輸送	0.1	601	0.3	524
ビジネスサービス	0.2	12,844	0.8	11,174
通信	0.1	1,123	0.4	1,154
卸・小売り、ホテル・レストラン、自動車修理	0.1	6,943	0.7	10,436
金融および保険	0.1	2,831	0.6	3,355
建設	0.3	9,423	1.5	9,150
その他サービス	0.1	6,150	0.1	4,614

(出所)表17と同じ。

表 3-19 日 EU・EPA が日 EU の相互貿易に与える影響 (2035 年の貿易の変化)

	EU		日本	
	増加率 (%)	増加額 (100万ユーロ)	増加率 (%)	増加額 (100万ユーロ)
米	-0.1	0	0.1	0
穀類	1.5	0	22.1	0
その他一次産品	27.6	55	22.1	21
家畜	9.0	7	2.0	0
食肉	73.4	337	22.5	14
水産物	6.9	2	4.3	2
乳製品	215.0	729	170.0	5
飲料およびタバコ	10.2	260	7.1	2
加工食品	51.8	1,095	38.2	67
繊維、アパレル、皮革製品	220.0	5,231	63.2	337
木材	21.8	635	20.1	69
化学品	6.9	1,606	30.0	3,306
自動車	11.5	1,222	51.3	8,174
輸送機器	0.9	15	30.3	991
電子機器	1.3	25	6.9	437
金属製品	16.4	443	31.9	1,321
機械および機械設備	2.0	237	13.6	3,576
鉄製品	2.7	13	0.8	8
その他の製品	23.7	261	20.1	184
鉱石およびガラス	26.7	725	83.0	3,018
その他の輸送、旅行業	1.7	14	2.9	20
空輸	0.2	5	0.4	9
海上輸送	1.4	77	2.8	39
ビジネスサービス	2.2	264	3.0	150
通信	3.6	22	2.4	4
卸・小売り、レストラン・ホテル、自動車修理	1.9	85	3.4	171
金融および保険	3.3	107	5.3	96
建設	2.4	79	6.2	191
その他サービス	0.5	8	0.2	2

(出所)表17と同じ。

参考資料

- ・ Eurostat Statistics Explained, “Japan-EU—international trade in goods”
- ・ Eurostat Statistics Explained , “International trade in services”
- ・ Eurostat Statistics Explained, “International trade, investment and employment as indicators of economic globalization”
- ・ Copenhagen Economics, “Assessment of Barriers to Trade and Investment between EU and Japan” ,2009
- ・ 欧州委員会、“Global Europe, competing in the World”
- ・ 欧州委員会、“How Trade Policy and Regional Trade Agreements support and strengthen EU Economic Performance” ,2015
- ・ 欧州委員会、“The EU-Korea Free Trade Agreement in Practice” ,2011
- ・ 欧州委員会、“The Economic Impact of the EU-JAPAN Economic Partnership Agreement (EPA) —An analysis prepared by the European Commission’s Directorate-General for Trade” ,June 2018

## 第4章 BREXIT がもたらす EU・ACP 経済関係の動揺

関西学院大学イノベーション研究センター 客員研究員

合同会社ジフティク 代表

中野 幸紀

### はじめに

EU とアフリカ、カリブ、太平洋島嶼国（ACP）の経済関係は宗主国・植民地時代の必ずしも相互互恵的でなかった経済・貿易関係に遡る。本稿では、こうした EU と ACP との歴史的な経済・貿易関係が BREXIT によってどのような影響を受けることとなるのかについて展望する。

調査方法は、(1) EU とアフリカ・カリブ・太平洋島嶼国（ACP）の関係、(2) EU とアフリカの歴史、(3) その他地域（ROW）<sup>1</sup>の経済発展に係わる情報整理を踏まえ、(a) EU と ACP 間国際協定の地政学的分析、(b) EU からアフリカに供与してきた国際協力活動（ODA など）の時系列分析、(c) 途上国経済集合体としての「その他地域（ROW）」の産業構造推移分析などを経て、最後に著者の見解を展開することとした。

なお、ROW の産業構造推移の解明には、2015 年に WIOD グループによって開発・公表された 2000 年から 2014 年までの世界産業連関表（WIOT）を用いた。

### 第1節 EU とアフリカ・カリブ・太平洋島嶼国（ACP）の関係

#### 1. アフリカ・カリブ・太平洋島嶼国（ACP）と EU の歴史的関係

アフリカ・カリブ・太平洋島嶼国（ACP）は、1975 年ジョージタウン協定によってブリュッセルに本部を置く常設団体となった。加盟国数は、英国の EC 加盟時（1973 年）にすでに存在していたヤウンデ協定<sup>2</sup>（1963 年）参加 18 カ国にコモンウェルス（20 カ国）およびその他のアフリカ、カリブ島嶼国 8 カ国を加えて、46 カ国だった。この ACP46 カ国と EC の間で、ロメ協定（Convention de Lomé）が 1975 年に締結された。

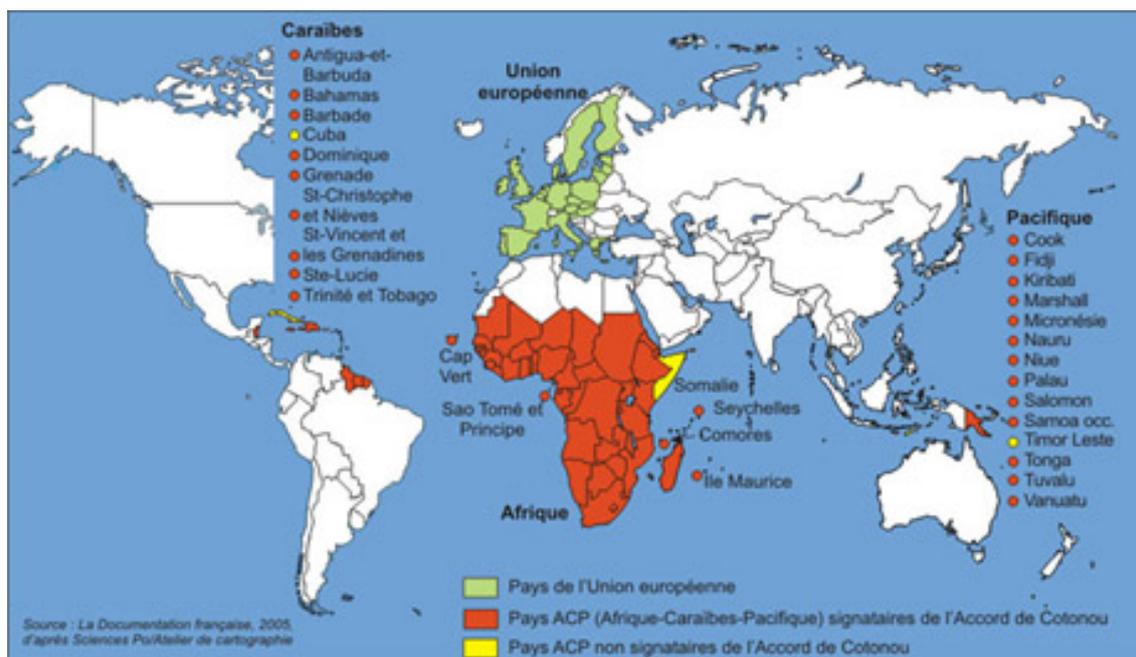
その後、ヤウンデ協定を引き継いだロメ協定（1995-2000 年）とコトヌ協定（2000 年～）

を経て、旧宗主国との特別な歴史的関係も次第に整理され、WTOの無差別、例外無き相互主義を原則とする「自由貿易」を指向する方向へACP-EUの貿易関係が変化してきた。

こうした歩みを経て、2018年現在のACP参加国数は南アフリカを含む79カ国に増え、世界経済に一定の比重を占める経済グループとなっている。その特徴は、地理的に全地球規模にまたがっていること、経済規模が小さい国々の集まりであり、いわゆる被援助国（レシピアン）であることなどである。

なお、アルジェリア、チュニジアなどの北アフリカ諸国、中東諸国、インド、パキスタンなどの南アジア諸国、東南アジア諸国などは、旧宗主国からの独立後にそれぞれ独自のEUとの関係を築いてきている。例えば、東南アジア諸国は、1967年にバンコク宣言によって東南アジア諸国連合（ASEAN）を結成し、1980年代から域内自由貿易化を独自に進め、1995年からEUとASEM経済対話を展開している。

図 4-1 EU と ACP メンバー国



(出所) Cécile Barbière, "L'accord de Cotonou pourrait s'élargir à l'Amérique latine et l'Asie", EURACTIV.fr, 2016-02

## 2. アフリカ経済の現状

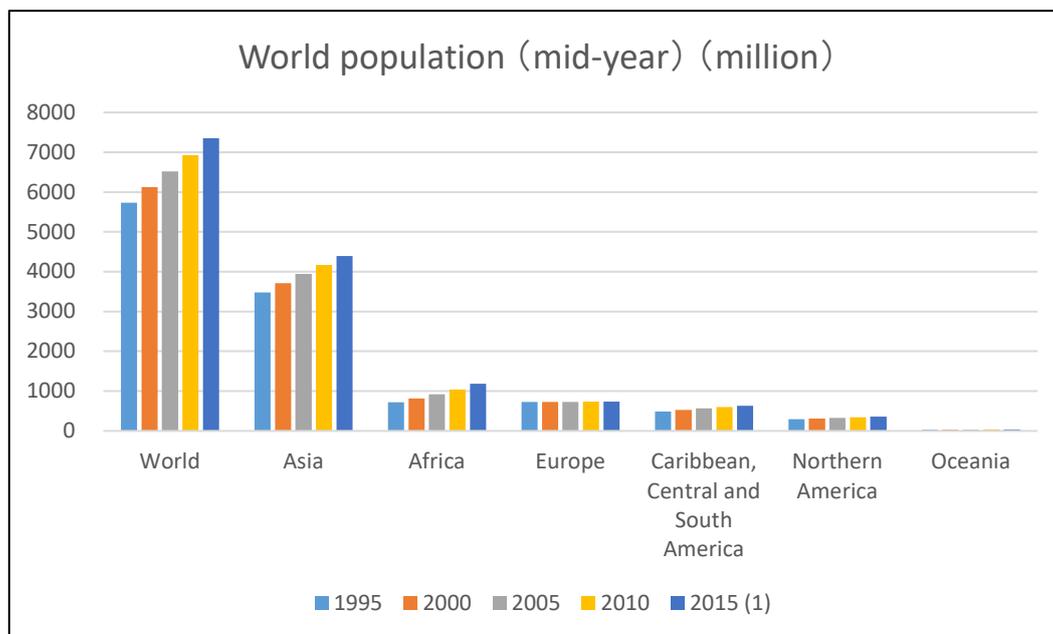
アフリカの人口はその医療・衛生、教育環境の整備とあいまって、図 4-2 に掲げるとお

り増加傾向にあり、その人口は、1995年以降、年率2.5%と世界平均1.2%の2倍強のペースで増加している。その結果、2015年には、アフリカ人口は11.9億人（世界人口の16.1%）に達し（図4-2）、アフリカ連合（AU）の予測によれば、2050年にはアフリカ人口が世界人口に占める割合は25.5%に達するとされている<sup>3</sup>。このことから、ACPは将来さらに巨大な世界市場となる可能性が高い。

アフリカの一人当たり国民生産額（GDP/capita）は、図4-3-aに示すとおり、2005年にその名目価格表示で900ユーロだったものが2015年には1,700ユーロへと年率6.6%で成長していることがわかる。この数値は、世界全体のGDP/capitaが2005年の5,800ユーロから2015年に9,000ユーロとなり、同期間の伸び率が4.5%だったことに比較すると、アフリカの方が2.1%ポイント拡大が速かったことがわかる。

以上の人口とマクロ経済指標の推移から「アフリカは2005年以降、BRICsを除くその他地域の平均より、より急速な経済発展をとげた。」ことが指摘できる。同じ期間について地球上の成熟地域においては図4-3-bに示すとおり、BRICs、EU28、米国およびカナダが一定の一人当たりGDPの拡大を実現しているのに対して、日本だけはほぼ横ばいで推移していることが注目される。

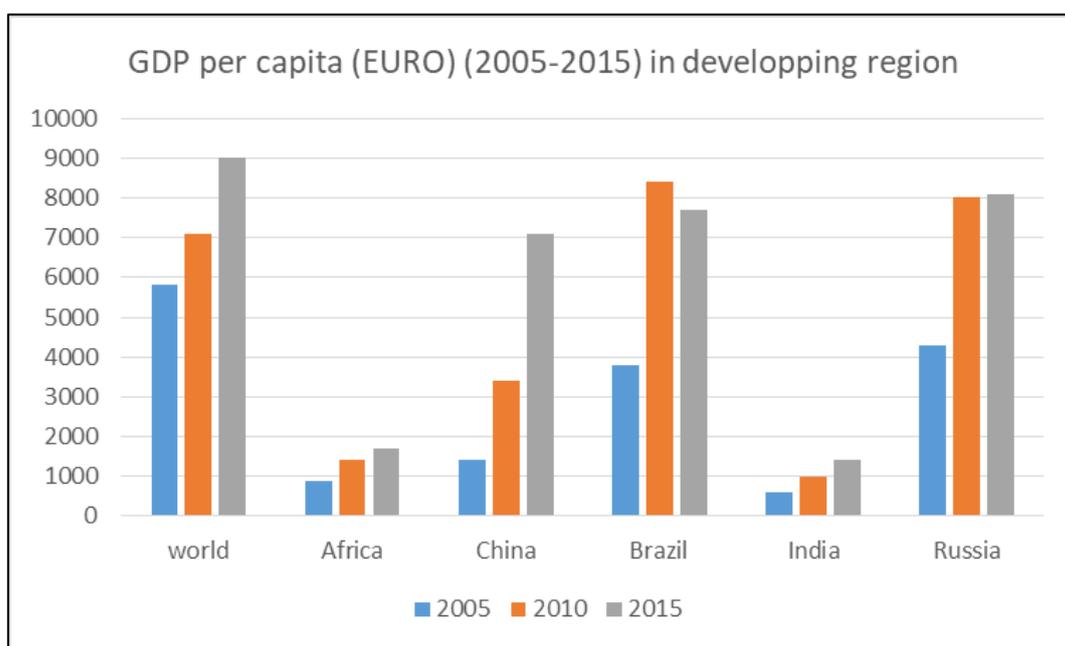
図4-2 世界の人口推移（単位：百万人）（2005-2015）



(出典) “The European Union and the African Union, a statistical report”, p.11, Table1.1, Eurostat 2016 から著者作成

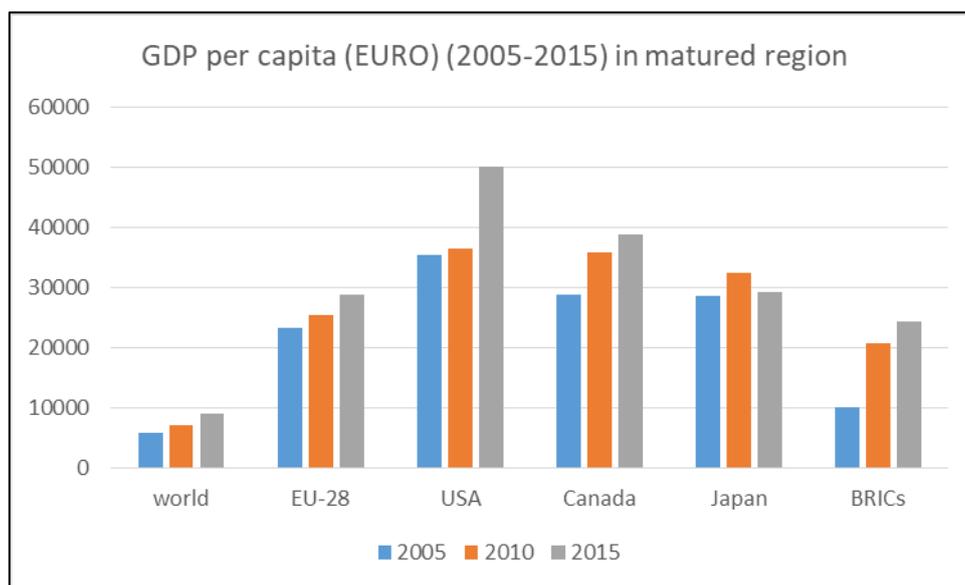
図 4-3-a と図 4-3-b を比較することで、もう一つ、アフリカとインドの経済水準が 2005 年以降の 10 年間の経済発展後においても依然として低水準にとどまっていることと、BRICs の一つである中国経済が同じ 10 年間という期間に一人当たり GDP 水準の 5 倍拡大に成功していることを指摘できる。このことは、将来のアフリカにとって非常に大きな経済成長機会が残されていることを意味している。この点については「第 3 節 その他地域 (ROW) の経済発展」で再度取り上げ、議論を進めることとしたい。

図 4-3-a 経済発展途上地域の一人当たり名目ユーロ表示 GDP の推移 (2005-2015)



(出典) “The European Union and the African Union, a statistical report”, p.14, Table1.2, Eurostat 2016 から著者作成

図 4-3-b 成熟地域の一人当たり名目ユーロ表示 GDP の推移 (2005-2015)

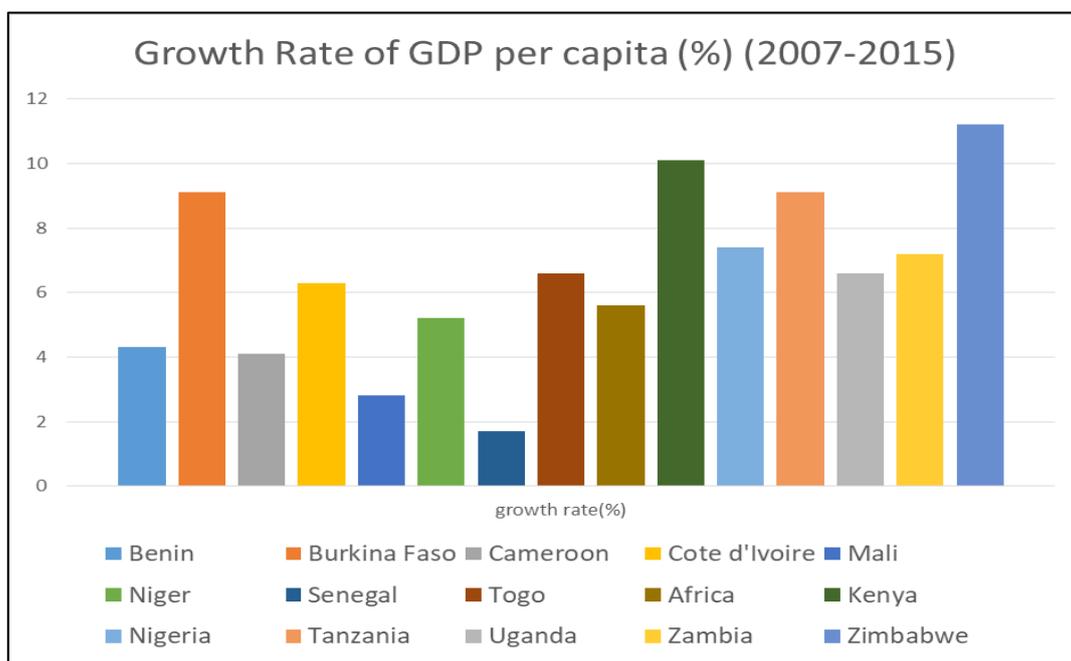


(出典) “The European Union and the African Union, a statistical report”, p.14, Table1.2, Eurostat 2016  
から著者作成

次に、巻末の参考図表 1 からフランス語圏の西アフリカ諸国と英語圏の東アフリカ諸国の GDP/ capita を国別比較として概観してみると、図表 4 に示すとおり、フランス語圏西アフリカ諸国の数値 (図表 4 の左端から右へ 7 番目まで) は、セネガルの 1.7%からブルキナファソの 9.1%まで、かなりばらついており、だいたい 4%台前後にあるのに対して、英語圏東アフリカ諸国の数値 (図 4-4 の右端から左へ 7 番目まで) は、ウガンダの 6.6%からジンバブエの 11.2%までおおむね 7%代前後の高い数値を示していることがわかる。

このことから、2007 年以降の英語圏アフリカ地域の経済活動の拡大速度がフランス語圏西アフリカ地域よりやや大きかったと言える。

図 4-4 アフリカ諸国の国別一人当たり名目 GDP の推移 (%) (2000 年から 2015 年)

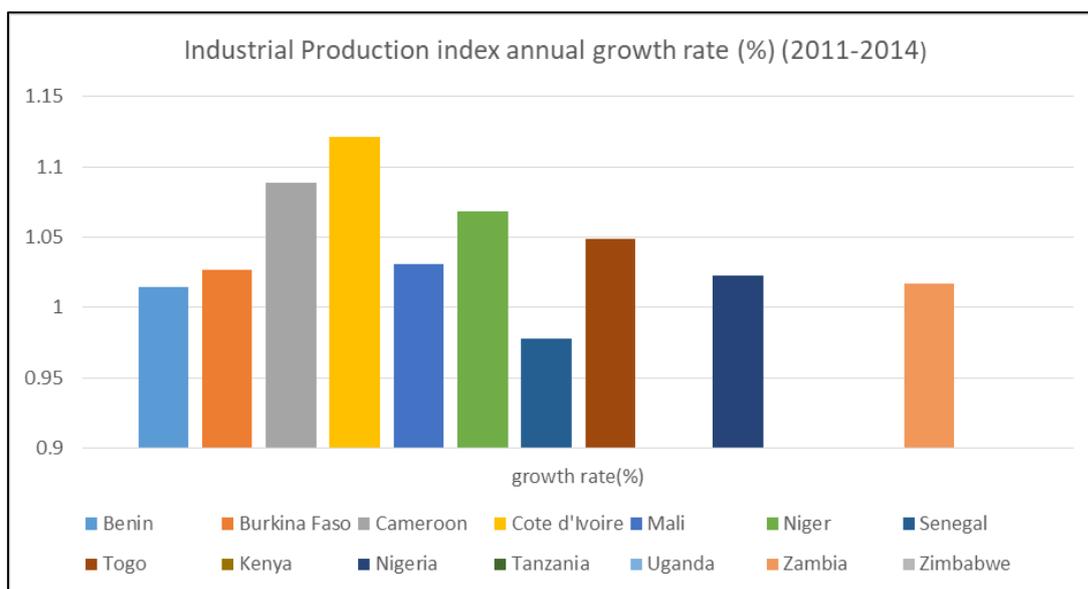


(出所) 参考図表 3 から著者作成

最後に、巻末の参考図表 2 から著者が作成した図 4-5 を用いて、アフリカ諸国の鉱業、製造業、電力サービスなどを含む「産業活動」の 2011 年から 2013 年にかけての生産指数推移 [年率変化 (%) ] を観察すると、いずれの国においてもほぼ 1%前後の低い変化となっていることがわかる。なお、この産業活動の数値は「鉱業」および「電力サービス」を含んでおり、製造業だけの数値ではない点に注意する必要がある。

製造業については、同じ参考図表 2 の製造業だけの生産指数推移 [年率変化 (%) ] を見ると、数値欄が空白になっている国が多いことがわかる。数値が示されているアフリカ諸国のうち、2010 年を 100 とする製造業指数が 2014 年に 110 を突破したとされている国は数少なく、ナイジェリア (186.8)、ガーナ (117.7) の 2 カ国が報告されているだけである。なお、南アフリカとセネガルの製造業指数は 106.6 と 96.8 とあまり成長していない。また、ケニア、ジンバブエなどについては統計数値が公表されていない<sup>4</sup>。このことからアフリカ諸国における「製造業」のおかれている経済社会的状況が推察できよう。

図 4-5 アフリカ諸国における産業生産指数年率変化 (%) の国別比較



(注) Kenya、Tanzania、Uganda、Zimbabwe の産業生産指数は不明 (ブランク)

Zambia の生産指数変化数値は 2011-2013 年に対応

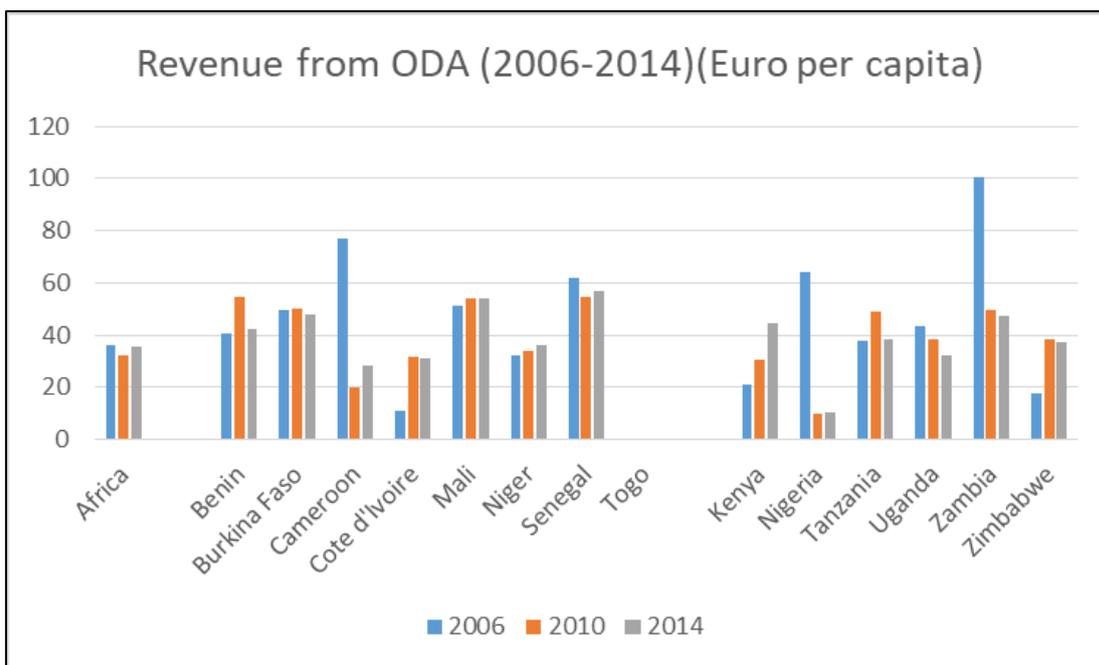
(出所) 参考図表 3 から著者作成

### 3. 一人当たり ODA 援助額の推移

巻末の参考図表 3 から著者が作成した図 4-6「アフリカ諸国への国民一人あたり政府直接支援 (ODA) の推移 (2006-2014)」によってアフリカ諸国の国民一人あたり政府直接開発援助資金 (ODA) の受け取り額の推移を見ると、2006 年から 2014 年までの期間について、35.9 ユーロ/人から 35.8 ユーロ/人とアフリカ全体では一人あたり ODA 受領額はほとんど変化していないことがわかる。

こうした ODA 資金の推移は、現在もなお続く ACP 諸国の政府開発援助への依存傾向を示しているとも見ることができ、2020 年コトヌ協定終了後の EU-ACP 関係を展望する際の大きなファクターとなると考えられる。つまり、ACP 諸国にとって、地球規模の自由貿易協定 (WTO の GATT/ GATS など) が目指す「無差別・最恵国待遇」のグローバル市場経済への移行にはなかなか踏み切れず、ODA が既得権益化した状態でポスト・コトヌ協定が議論される可能性を示唆している。

図 4-6 アフリカ諸国への国民一人あたり政府直接援助額（ODA）の推移（2006-2014）



(出所) The European Union and the African Union, a statistical report から著者作成

## 第 2 節 アフリカ諸国と EU の歴史

### 1. ヤウンデ協定以前の旧宗主国と植民地の関係

#### (1) 国家と国民概念に含まれていなかった現地住民

国家はその領土と国民によって構成されている。フランスなどの欧州近代市民社会国家は、その領土と国民を管理するため、人権と正義の適用範囲を憲法によって定め、その執行のための団体・組織を政府として構成する。しかし、その本土国民と植民地現地住民との関係は 1789 年の「人と市民の権利に関する宣言（人権宣言）」が発出された近代国家形成過程においても必ずしも自明のことではなかった。

欧州の近代市民社会形成過程においては、市民（国民）をどの範囲に定義するかがそれぞれの時代ごとに最大の政治的課題であり続けた。

法の前における機会平等を実現する「市民社会」概念には、「奴隷」、「植民地原住民」、「女性」などは含まれていなかった。彼らには少なくとも「市民権」だけでなく、「人権」でさえも認められていなかったのである。これらの不平等を表す概念として「人種」という言葉

が使われるようになった。この「人種」という言葉がフランス第5共和国憲法から削除されることとなるのは2018年6月だった<sup>5</sup>。

こうした国際的状況下で、第一次大戦中にフランス植民地軍が欧州前線に多数送り込まれ、多くの犠牲者を出した。このことが現在の西アフリカとフランスの特別の関係<sup>6</sup>を形成する要因の一つとなっている。

## (2) 序列化された不平等の19世紀国際社会

19世紀国際社会には「1等国～下等国」という差別概念も存在した。ここでも「平等」とは「機会平等」であり、1等国国民が享受している国際社会などへの自由な参入機会が下等国と見なされた国の国民には与えられなかった。例えば、1895年の日清戦争直後に、フランス領越南に上陸してきた日本人の入国取り扱いについて、1等国国民であるフランス国民と同様に扱うべきかどうかをめぐって現地官憲と本国との間で交わされた照会電文が残されているという。列強の植民地政策の一端がこのエピソードからも垣間見えてくる。

## (3) フランス第5共和国憲法に見る海外領土（旧植民地）概念

フランス第5共和国憲法前文冒頭に、海外領土自治権について、「海外領土には共和国の一員となるかどうかを意思表示する機会を与える（仏語表記：offre）」ことが明記されている<sup>7</sup>。また、同憲法第72条から始まる「第7章国土公共団体(les collectivités territoriales)」には、その第74条において、海外公共団体(les collectivités d'outre-mer)が国土公共団体であると定められている。同憲法第73条には、(共和国の)法律および規則がすべて無条件で海外県および海外州に適用されることが明記されている。

しかし、その後文では、それぞれの公共団体(海外県および海外州)ごとの特別の制約または事情がある場合には、そうした特別の事情に適応することが可能であるとも明記されており、現地の風土、歴史、文化などに適応する法律制度を構築しても良いことになっている<sup>8</sup>。

## 2. EU 国際開発政策の推移

### (1) ローマ条約

1957年のローマ条約締結によって1958年にEEC(1958-1967)が成立し、その第131

条と第 136 条によって、欧州開発基金 (Fonds Européen de Developpment (FED), European Development Fund) が設置された。これは、当時の EEC メンバー6 カ国がそれまで実施してきた海外領土・地域 (Pays et Territoires d'Outre-Mer (PTOM), Overseas Countries and Territories<sup>9</sup>) に対する経済・技術協力システム (System of association) を EEC が引き継ぐための機構だった。FED は EEC の課税予算支出によらず、当初からメンバー国からの自発的資金提供によって運営される仕組みとなっていた。

つまり、メンバー6 カ国のうち開発援助勘定を有していたメンバー国がその国家予算の一部を EEC の FED 予算に付け替えることとなっていたのである。その運用・管理は、EEC 委員会 (政府直接開発援助 (ODA) 担当) と欧州投資銀行 (EIB: 開発援助融資担当) がそれぞれ担当した。

援助資金、融資資金はもっぱら PTOM の社会経済インフラ (交通網、学校、井戸など) の整備などに使われ、援助を受けた PTOM からは EEC 域内に農産物などが低輸入関税で届けられた。このため、ドイツ、オランダなど、もともと旧植民地を持たなかった国々からも歓迎された。

## (2) 第 1 期ヤウンデ協定 (1963~)

1960 年前後に多数の西アフリカ諸国が独立したため、1963 年 7 月に EEC とこうした西アフリカ新興国 [Etats Africaines et Malgache Associés (EAMA), Associated African States and Madagascar: 18 カ国] との間に第 1 期ヤウンデ協定 (Convention de Yaoundé I, 1963-1969) が締結された。

EAMA と残余の PTOM に対して、EEC はその後も継続して社会経済インフラ整備と、新たに、貿易拡大のための経済・技術支援および政治活動に必要な資金援助を、FED を介して開始した。その見返り (レシプロシテ) に、EEC (特にフランス) は政治的条件の履行を求めた。

第 1 期ヤウンデ協定 (1963-69 年) の 6 年間に FED から投じられた資金総額は 2 億 7,500 万ユーロ<sup>10</sup>だった (**単純算術平均 0.46 億ユーロ**)。この EEC 時代の FED からの開発援助無償資金および低利融資資金のかなり大きな割合が西アフリカ旧フランス植民地に流れていた<sup>11</sup>。

### (3) アルーシャ協定（1968）

1968年には英国の EC 加盟に先行して、コモンウェルスに属する東アフリカ諸国（ケニア、タンザニア、ウガンダ）が、EC(1967-1993)との間でアルーシャ協定(Arusha Agreement)を締結した。東アフリカ諸国は EAMA と同等の貿易条件の実現を EEC に求め、交渉した。

### (4) 第 2 期ヤウンデ協定とジョージタウン協定（ACP 常設事務局設置）

アルーシャ協定の結果、1969年に東アフリカ諸国が EAMA を EU との間で締結し、同時に第 2 期ヤウンデ協定が、これらの新しく参入した国々を含め、拡大協定として再締結された。このときから EC はその開発援助資金を旧英国植民地地域（コモンウェルス諸国）の一部にも振り向けることとなった。

その後、1973年に英国が EC（1967～1993）に加盟したことで事態は大きく変化した。コモンウェルス諸国のうち、小国および経済規模が小さい国々が EAMA に新たに参加する方向で交渉が始められたのである。

1975年にジョージタウン協定(L'accord de Georgetown)によって、ヤウンデ協定(1963～1975年)の原初加盟国 18カ国に加えて、コモンウェルス諸国(20カ国)およびその他の非コモンウェルス圏のアフリカ、カリブ島嶼国 8カ国を加えて、46カ国がアフリカ・カリブ・太平洋島嶼国(ACP)が形成され、その常設事務局がブリュクセルにおかれることとなった。

英国は EC 加盟と同時にその政府開発援助資金勘定を FED 予算に組み替えることとなったが、その詳細な適応範囲は不明である。

### (5) ロメ協定締結

1975年の ACP 常設事務局設置にともなって、46カ国のメンバー国を抱える ACP と、英国、デンマーク、アイルランド 3カ国を加えて 9カ国体制となった EC 委員会の間で、1975年 2月にロメ協定(Convention de Romé)が締結され、1969年から継続してきた第 2期ヤウンデ協定が終了した。

このときジョージタウン協定によって参加することとなったコモンウェルス諸国の内訳は、アフリカ諸国が 13カ国、カリブ島嶼国が 4カ国、太平洋島嶼国が 3カ国(合計 20カ国)だった。これら 20カ国に加えて、さらに、アフリカとカリブ島嶼国から 8カ国がジョ

ージタウン協定に追加参加し、ACP 原初加盟国数は 46 カ国となった。

その後、ポルトガルの旧植民地群だったルソフォン (Lusophone : ポルトガル語地域) から 5 カ国、アフリカからジンバブエ (1984 年加盟)、ナミビア、南アフリカ (1995 年加盟) が ACP に参加した。

#### (6) ロメ協定が果たした歴史的役割

1973 年の石油ショック、ボーキサイト、コーヒー、カカオ豆などの天然資源の国際価格の高騰、新国際経済秩序 [Nouvelle Ordre Economique International (NOEI, New International Economic Order (NIEO)] の国連における提案などに象徴される南側諸国の国際政治舞台への登場があった 1970 年代半ばに成立したロメ協定は、「南北協力のお手本 (modèle de cooperation Nord-Sud)」とまで賞賛された<sup>12</sup>。

それまでの旧宗主国・植民地間の政治的タイド条項はやや影をひそめ、通常の政府直接資金援助 (ODA) 同様に、無条件のドネーション (無償援助) が原則となった。しかし、EC と旧植民地地域との政治的関係は外部から見えにくくなっただけで、西アフリカ諸国への政治レベルでのフランス、EC などの関与は、開発援助とリンクして非常に重要でありつづけた。

また、貿易関係については、ACP から EC に向かう農産物 (砂糖など一部商品作物を除く) は無関税になり、ACP からの農産物輸出の 95% が EC 向けとなった。農産物の国際価格の乱高下による損失を ACP 側に補償する STABEX 制、ACP 域内企業を育成するための CDI などの制度がロメ協定の枠内で動き始めた。FED からのロメ協定第 1 期 (1975-1980) 5 年間の援助額は 12 億ユーロに達した (年平均 2.4 億ユーロ)。

#### (7) 第 2 期～第 4 期ロメ協定 (1980-2000 年)

1979 年 10 月に第 2 期ロメ協定が EC と ACP の間で署名され、1980 年に発効した。1981 年にギリシャが EC に加盟し、ACP メンバー国数は 58 カ国に増加していた。

第 1 期ロメ協定の仕組みを基本的に継続しつつ、民間投資、労働者移動、漁業、海運、村落開発などの分野でさらにその制度整備と行政執行能力の強化が試みられた。新たに導入されたのは ACP 諸国の所有する不採算鉱山の再建・持続可能性確保のための Sysmin だった。FED からの第 2 期 (1980-85 年) 5 年間の援助総額は 19 億ユーロに達した (年平均

### 3.8 億ユーロ)。

1984年12月に第3期ロメ協定(1985-1990)がEC(9カ国)とACP(65カ国)との間で調印され、1989年12月に第4期ロメ協定(1990-2000年)がEC(12カ国)とACP(68カ国)の間で調印された。

第3期ロメ協定には Stabex と Sysmin に加えて、新たな支援分野として「文化・社会」が付け加えられ、村落での女性社会参加などが期待された。砂漠化、飢餓への対策が大きな課題として浮かび上がり、FED から第3期(1985-1990年)の5年間に40億ユーロの資金援助が行われた(年平均8億ユーロ)。

しかし、ACPの大部分の国々が気候変動などによる農業生産への打撃、社会インフラ投資の失敗、輸入代替化産業政策の失敗などから莫大な対外債務(負債)を抱え、立ち直れないうでいた。

第4期ロメ協定には、砂漠化、気候変動、産業貿易政策の見直しなどの世界規模の経済変動に中長期的に対応する必要性が理解され、その有効期間が2000年までの10年間に延長された。この時期に、冷戦の終了があり、東南アジアの経済成長とその後の金融危機などを国際社会が経験し、ACP諸国のブレトン・ウッズ体制(IMF/IRDB)への回帰と、その構造調整政策への従属傾向が高まった。

## 3. 続ロメ協定からコトヌ協定へ ～途上国の国際経済秩序への参加～

### (1) 続ロメ協定(1995-2000年)

1995年にWTOが成立し、発展途上国の大部分がWTOの無差別・最恵国待遇を基本とする自由貿易体制に組み込まれた。この時点で第4期ロメ協定が見直され、WTOとの条文上の整合性がとられた。この修正以降、第4期ロメ協定は「続ロメ協定(Convention de Romé bis)」と称されることがある。

続ロメ協定下では、ACP諸国の「民主化、地域性尊重」がさらに前面に打ち出され、民主的な開発資金の運用が目標に掲げられ、NPO、NGOなど、市民団体の国際開発援助分野での活動が増加した。援助資金提供のレシプロシティとして、ACP諸国の国内政治、経済運営などへのEUの介入はそのまま引き継がれた。制裁を伴うこうしたEUのやり方には批判もあり、多くのACP諸国は反発したとも言われているが、一方でEUのより積極的な介入を求める声もあがっていた<sup>13</sup>。

ロメ第4期（1990-2000）にEUから投じられたFED援助資金の総計は130億ユーロとなった（年平均13億ユーロ）。

## (2) 続ロメ協定とWTO協定

1995年、ウルグアイラウンドの成果として、WTOがマラケシュ協定によって設立され、途上国のほとんどすべてがこのWTOの原初加盟国となった。

「無差別（最恵国待遇（MFN）、地域関税同盟の原則禁止など）、貿易に関する事項の多国間一括交渉〔知的財産権、国際標準、原産地証明などの多国間での一括交渉（ラウンド交渉）〕原則、相互主義（貿易上のレシプロシティなど）などを原則とする「例外無き相互自由貿易」の拡大を目指すWTOと、EUの旧宗主国と植民地の歴史的な既得権益関係がどうしても払拭しきれないEU-ACP間の協力協定は当初から「矛盾」をはらんでおり、1995年以降、その矛盾があらわになってきた。

カリブ、南太平洋地域などのACP諸国はEUとの貿易関係より、それぞれの周辺地域との貿易関係を重視し始めており、ロメ協定の内容をWTO貿易協定原則に適合させることを主張しはじめた。

しかし、東南アジア諸国連合の事例を見るまでもなく、旧植民地地域には隣国との外交的接触機会がまったく存在せず、すべて旧宗主国フォーリン・オフィスにお伺いをたてないと始まらないとの歴史的状況が存続していた。

## (3) WTO協定との整合性とBREXIT

2000年になって、ようやくEUはロメ協定を見直し、コトヌ協定（Covention de Cotonou、Cotonou Agreement）をACPとの間で締結した。

それまでのACP-EU間に規定されていたロメ協定による特別な貿易関係は漸次整理される方向となり、WTOの自由貿易協定の拡大を目指すFTA、EPAへの移行が指向され始めた。

しかし、例えば、アフリカ諸国の国民一人当たりODA受取額は図表6に示すとおり、アフリカ全体の平均値は2006年から2014年にかけてほとんど変化しておらず、途上国経済の成熟国経済への依存状況が構造的に固定化している状況がうかがえる。こうした成熟国（ドナー）と途上国（レシピアン）の歴史的関係は2020年以降のポスト・コトヌ協定にお

いても持続するかどうか、EU を中心に議論が続いている。中でも、今回の BREXIT が、もし英国の旧宗主国・植民地関係を 2020 年以降も引きずることとなるようであれば、その開発援助資金の FED から英国官庁への付け替えといった単ある手続き論だけではすまない政治的混乱をもたらす可能性も排除できないと考えられる。

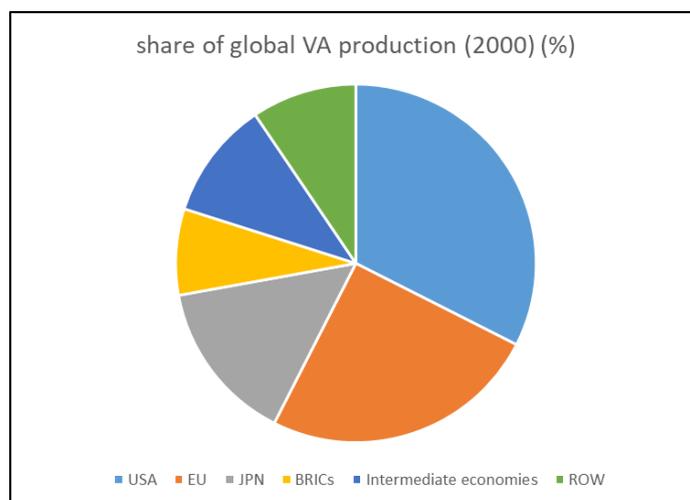
### 第 3 節 その他地域 (ROW) の経済発展

ここでは、Marcel P. Timmer, Erik Dietzenbacher, Bart Los, Robert Stehrer, Gaaitzen J. de Vries らが、入手可能な各国国民経済計算データと貿易データなどを用いて編纂した 43 カ国・地域、56 産業部門別からなる世界産業連関表 (WIOT)<sup>14</sup>を用いて、著者が農林水産、鉱業、製造業及びサービス産業の 4 部門にアグリゲートした 2000 年、2005 年、2010 年および 2014 年の国別・地域別付加価値生産額データを用いて、発展途上国経済を含む「その他地域 (ROW)」の地球経済に占める割合の変化を観察した。

#### 1. 国・地域別付加価値生産額の推移

2000 年の世界経済は、1980 年代からの米欧日 3 極構造が続いていた。米国が地球全体の付加価値生産額の 32.5%を占め、EU (25.0%)、日本 (14.7%) となっており、これら 3 カ国・地域で地球規模の経済活動の 72.2%を占めていた (図表 7)。ついで、オーストラリア、カナダ、スイス、インドネシア、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ、台湾の 9 カ国からなる中間地域経済 (図表 7 の *Intermediate economies*) が 10.6%となっており、アフリカ・カリブ地域、東南アジア (インドネシアを除く)、中近東、中南米 (メキシコとブラジルを除く)、中央アジア諸国などを含むその他地域 (ROW) の付加価値生産額は地球経済全体の 9.4%を占めていた。中国を含む BRICs 経済は 2000 年にはまだわずかに 7.8%と、ROW より小さい存在だった。

図 4-7 地球経済全体の地域・国別の付加価値生産額（2000 年）

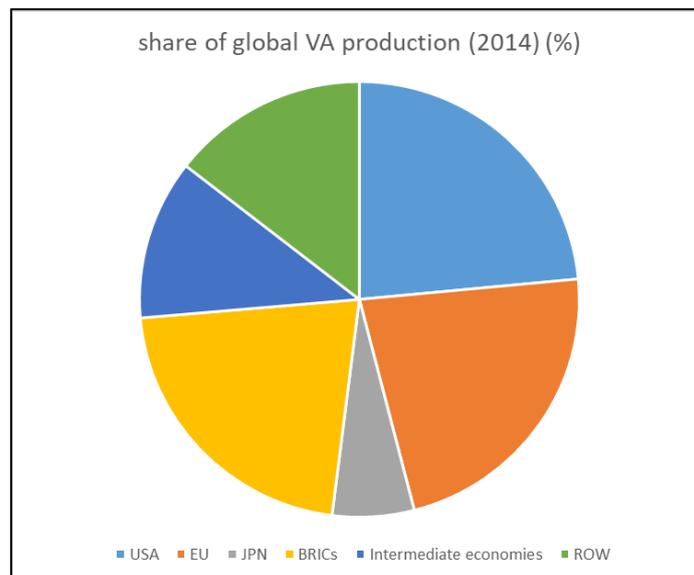


(出所) WIOT から著者が作成

2005 年には、東方拡大をほぼ終えた EU の付加価値生産額は地球経済全体の 28.7%に達し、米国の 29.3%に追いつこうとしていた。ROW の経済規模は 10%に達しており、フランス、ベルギー、英国などの旧植民地だったアフリカ・カリブの多くの途上国グループは、EU 経済の拡大に合わせ、コトヌ協定が描いた旧宗主国とのさらなる経済協力の拡大に向け努力していた。BRICs 経済は、中国、ブラジル、ロシアの経済成長を反映して、中間経済地域と ROW の経済規模に追いつこうとしていた。

2008 年のリーマンショックを経て、成熟国経済と中間地域経済はやや停滞した。その間も、中国を含む BRICs と、アフリカ・カリブを含む ROW は経済成長を維持していた。その結果、2010 年には地球経済に占める BRICs 経済の割合は 17.3%に達し、ROW も 13.3%に達した。ROW が中間地域経済 (12.1%) を凌駕し、ROW と BRICs を合わせた途上国地域の経済活動が地球全体の経済活動の 30%を超えた。中間地域経済の経済成長が伸び悩んだのは「中所得国の罨」が一つの要因となったとも考えられよう。

図 4-8 地球経済全体の地域・国別の付加価値生産額（2014 年）



(出所) WIOT から著者が作成

2014 年には図 4-8 に示すとおり、地球経済は、米国、EU、日本という三極構造に中間経済地域、BRICs、ROW などを加えた多極構造へと変化した。なお、日本の経済規模は図表 8 の最も小さいパートを占めるだけとなっている。

米国が地球全体の付加価値生産額の 23.5%、EU (22.5%)、日本 (6.0%) と、それぞれの構成比を低下させ、これら 3 カ国・地域で地球規模の経済活動の 52.0%を占めることとなった (図表 8)。2000 年の 72%から見れば、かつての 3 極経済活動が地球経済に占める構成比がマイナス 20%ポイント以上となっている。

ついで、オーストラリア、カナダ、スイス、インドネシア、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ、台湾の 9 カ国からなる中間地域経済 (図表 8 の Intermediate economies) が 11.9% となっており、わずかにその構成比を増加させている。

中国を含む BRICs 経済 (図表 8 の黄色部分) は 2000 年にはまだわずかに 7.8%と、ROW より小さい存在だったが、2014 年には 21.6%と、EU の経済規模にほぼ拮抗する巨大な存在となった。

その他地域 (ROW) 経済 (図表 8 の緑色部分) は、2000 年に地球経済全体の 9.4%に過ぎなかったが、2014 年には 14.5%と約 1.5 倍に拡大した。

以上のとおり、コトヌ協定と WTO 協定が機能していた 2000 年から 2014 年の期間に、BRICs 経済だけでなく、その他地域 (ROW) 経済の急速な成長があったことを明らかにす

ることができた。これらの急成長した途上国経済の産業構造変化を観察することで、成長の原動力がどの産業に負うところが大きかったかを知ることができる。この点について、次節において明らかにする。

## 2. 地球規模の産業構造の変化

WIOT で地球規模の中長期的な産業構造変化を見ると、世界経済に占める農林水産業と鉱業部門の付加価値生産額（VA）が 2000 年から 2014 年の 14 年間に、それぞれ 3.5%から 4.5%、2.3%から 4.5%へと拡大し、第三次産業（サービス業）と製造業がそれぞれ 18.2%から 16.5%、76.1%から 74.5%へと縮小した（図表 9-a 最下段の Global 欄）。

この地球規模の産業構造変化を米国、EU、日本、中間経済地域、BRICs および ROW の 6 地域に分類して比較すると、米国経済は 2000 年から 2014 年の 14 年間で農林水産業、鉱業およびサービス業の付加価値構成比（%）がそれぞれ 0.2%、1.5%および 1.3%ポイント増大し、製造業の構成比が 3%ポイント減少したことがわかる。EU28 地域においては、米国と逆に農林水産業、鉱業の構成比はやや低下し、製造業構成比が 18.2%から 14.9%へと 3.3%ポイント低下し、サービス産業構成費が 78.7%から 82.8%へと 4.1%ポイント増加している。日本は EU28 と同様の傾向を示し、農林水産、鉱業および製造業の構成比が低下し、サービス産業の構成比が増加している。

オーストラリア、カナダ、スイス、インドネシア、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ、台湾の 9 カ国からなる中間経済地域の国民経済に占める付加価値生産額構成比については、農林水産業と製造業でそれぞれ 4.2%から 3.8%、20.3%から 17.2%へと低下し、鉱業とサービス産業でそれぞれ 4.5%から 6.0%、71.0%から 73.0%へと増加している。

BRICs の国民経済に占める付加価値生産額構成比について見ると、農林水産業の割合が 13.4%から 9.1%へと 4.3%ポイント大きく低下し、製造業が 24.1%から 23.8%へと 0.3%ポイントわずかに低下し、鉱業が 1.2%ポイント、サービス産業が 3.4%ポイント増大していることがわかる。このように、中国を含む BRICs 経済の製造業構成比はわずかに低下したが、2014 年における地球経済の地域別比較ではその製造業構成比は 24%近く、依然としてもっとも大きな割合を占めている。

最後に、途上国経済の大部分を占めるその他経済（ROW）の産業構造変化を見ると、農林水産業とサービス産業の産業構成比がそれぞれ 9.7%から 9.1%、64.7%から 64.4%へとわずかに低下し、製造業が 16.5%から 13.6%へと 2.9%ポイント大きく減少していることが特

徴として見いだせる。対照的に、ROW の国民経済に占める鉱業生産付加価値額の構成比は 2000 年に 9.1%だったものが 2014 年に 12.9%と 3.8%ポイント拡大しており、鉱工業原材料および化石エネルギー資源の生産・供給がこの ROW 地域の経済成長を支えてきたことをうかがわせる結果となっている。

ROW 経済の農林水産部門の構成比は 2014 年において 9.1%と BRICs の 9.1%と同じ値となっているが、その縮小傾向は緩やかであり、地球経済に占める天然食料資源供給主体として重要な地位を占め続けていると考えられよう。

BRICs とこの ROW を合わせた地域が成熟国および中間経済地域のサービス経済化を補償する方向で、地球経済最大の鉱工業生産・供給地域となってきたことが図表 9-b などからもよくわかる。

### 3. 地球経済システムにおける地域間分業の変化

以上のことから、2000 年から 2014 年までの 14 年間に、米国、EU、日本などの成熟国・地域と中間経済地域がサービス経済化へと動き、これら成熟国における製造業の相対的な国際市場からの撤退傾向を BRICs (特に中国) が補ってきたこと、米国、BRICs および ROW の鉱業部門の付加価値ベースでの生産・供給が相対的に拡大し、地球規模の鉱業資源、化石エネルギー資源などの供給センターであり続けていること、食料などの供給を担う農林水産部門の地球規模の拡大傾向は、地域別に見ると、「米国」だけが農林水産部門の付加価値構成比の国民生産に占める割合を増大させており、米国にとっては農林水産業と鉱業の生産供給活動が 2000 年から 2014 年にかけて相対的により大きな比重を占めるようになってきていることがわかる。ここにみられるような、米国経済の相対的な意味での製造業からの撤退傾向は注目に値する。

EU28 経済の産業構造変化と ACP 諸国を含む ROW の位置付けは図表 9-a、9-b の分析からだけではなんとも言えないが、ロメ協定とコトヌ協定に盛り込まれてきたアフリカなどにおける鉱業部門と農業部門の開発援助などがある程度プラスの効果をもたらしているのではないかと思われる。

この国際協定の存在によるプラスの効果は、ACP 諸国に含まれるコモンウェルス諸国・地域の経済活動を含んでおり、BREXIT によって EU との貿易関係が縮小するようなことになれば影響が出てくる可能性が否定できない。しかし、すでに WTO 協定に基づく特惠関税措置は EU との歴史的な協定による農産物などの関税優遇と同じレベルとなってきた

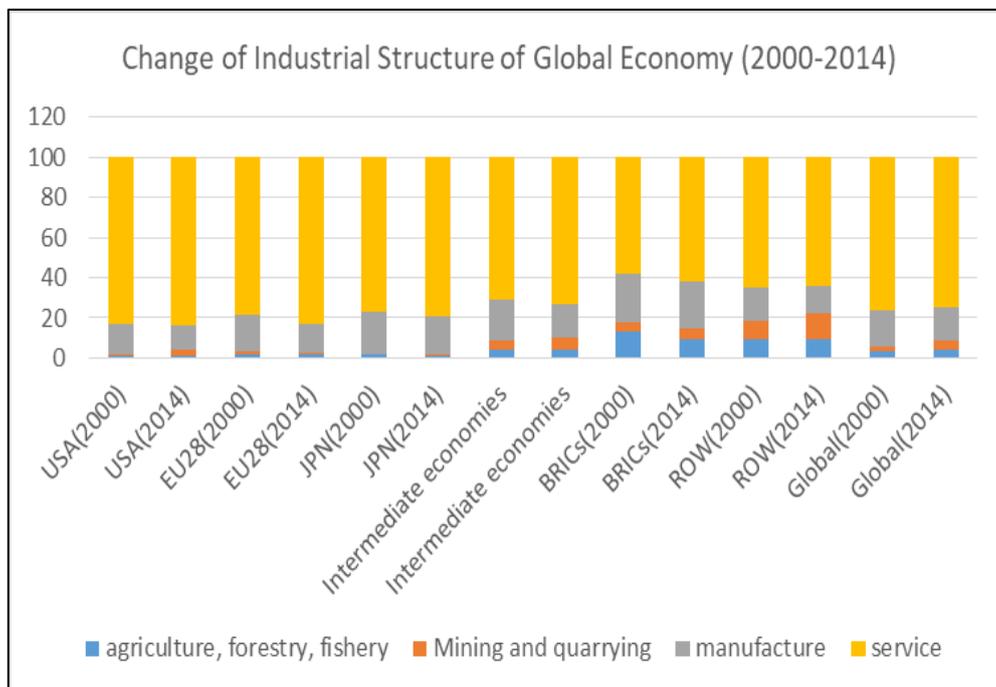
るとも見られるため、大きな影響はないとも考えられる。

表 4-1-a 農林水産・鉱業・製造業・サービス産業構成比の推移 (2000-2014 年)

	agriculture, forestry, fishery	Mining and quarrying	manufacture	service
USA (2000)	1.0	1.1	15.1	82.8
USA (2014)	1.2	2.6	12.1	84.1
EU28 (2000)	2.2	0.9	18.2	78.7
EU28 (2014)	1.6	0.7	14.9	82.8
JPN (2000)	1.6	0.3	21.3	76.9
JPN (2014)	1.4	0.2	18.9	79.5
Intermediate economies (2000)	4.2	4.5	20.3	71.0
Intermediate economies (2014)	3.8	6.0	17.2	73.0
BRICs (2000)	13.4	4.1	24.1	58.4
BRICs (2014)	9.1	5.3	23.8	61.8
ROW (2000)	9.7	9.1	16.5	64.7
ROW (2014)	9.1	12.9	13.6	64.4
Global Economy (2000)	3.5	2.3	18.2	76.1
Global Economy (2014)	4.5	4.5	16.5	74.5

(出所) WIOT から著者が作成

図 4-9 農林水産・鉱業・製造業・サービス産業構成比の推移 (2000-2014 年)



(出所) WIOT から著者が作成

## 第4節 考察

### 1. BREXIT が EU 国際協力政策に及ぼす影響

1958年に欧州開発基金（FED）が設置され、フランス、ベルギー、イタリア、（オランダ）の植民地に対する支出が EEC からなされることとなった。EU の現在の国際開発・協カスキームはこの FED に始まっている。

その後、1963年にヤウンデ協定が EC と新興独立国 18 カ国との間で締結された。このうち、14 カ国が旧フランス海外領土（植民地）だった。当然のことながら、初期の FED 資金の大部分は旧フランス領西アフリカ地域向けだった。

1968年、コモンウェルスに属する東アフリカ 3 カ国がこのフランス植民地管理スキームに参入し、フランスが管理してきた EC の開発援助スキームにコモンウェルス勢力（英語圏）がただ乗りする形で参入してきた。

1973年の英国の EC 加盟を手がかりに、1975年のジョージタウン協定によって他のコモンウェルス諸国 20 カ国が大挙して EC 開発援助スキームに参入した。その他の新興独立 8 カ国を含め、ACP グループ国数は 46 カ国となった。この時点で、英国コモンウェルス植民地群の勢力が ACP で半数近くなった。

現在でも、旧フランス領西アフリカ地域における援助政策は「社会の安全保障」が中心で、フランス第 5 共和国の考える本国と植民地の歴史的関係が色濃く残されている。

一方で、ACP はすでにコモンウェルスの勢力が大勢となっており、そこでは英国の存在は揺るぎがたい大きさであり、ついで、デンマーク、スウェーデンなどの有力なドナー国が影響力を行使している。

こうした歴史的、地政学的な視点に立てば、BREXIT によって英国が EU の国際開発・協カスキームから脱落することは、一定の役割はスウェーデンなどによって肩代わりされ、るとしても、「EU としての独自の開発援助政策（ポスト・コトヌ体制）の崩壊」を意味し、ますます、ACP 諸国のブレトンウッズ体制（世銀と IMF）への依存度を高めざるを得なくなるか、国連（UNDP、WTO）への依存を高めることとなると考えられる。

### 2. ポスト・コトヌとネオ・コトヌ

では、ポスト・コトヌが BREXIT のハードランディングなどで崩壊してしまった後に、ACP-EU 関係はどのように展開しうるのであろうか。

すでに国連中心の SDGs、気候変動、WTO 相互自由貿易原則の実効性確保（行政執行能力の強化と EPA による地域間連携強化など）が着々と準備されている。この国連中心の旧宗主国・植民地関係の清算が順調に進めば、いわゆるグローバリゼーション（経済成長の収斂）の一つの目標達成と言うことになるだろう。しかし、一部の識者が警告しているとおり、フランス、EU の影響力が空白となった ACP 地域に向けて新たな地政学的野心をいだいた国がその影響力を高めてくることも予想される。

中国はすでにレプロシティを要求しない「緩い援助条件」を餌にアフリカに深く侵入しており、ドイツなどが警戒しているところである<sup>15</sup>。

一方、マリ、ニジェールなどの乾燥化が進行する地域ではその生活基盤の崩壊によって安全保障が脅かされており、EU のより強いプレゼンスを求めるネオ・コトヌの動きが ACP 側から提唱され始めている。西アフリカ諸国には、第一次大戦時から 30 万人を越える歩兵をヨーロッパ戦線に送り込んだ歴史があり、フランスに対してもなんらかの新たな国際的役割を求めることが当然だとの考えもある。

コモンウェルス勢力の対 EU 貿易が BREXIT 後にどのような影響を受けるかは WTO の行政的な執行能力にも関係し、見通しは難しいが、フランスとドイツの協力によってネオコトヌ的な政治的要望に応えられるような国際協力の仕組みが模索される可能性もあろう。ドイツは歴史的にすべての植民地を失ったが、1958 年の FED 設立からコトヌ協定まで、ACP からの農産物などの安価な輸入によって大きく潤っており、英国が去った後に、なにがしかの応分の負担をフランスのマクロン政権からさらに求められる可能性が排除できないとも考えられよう。

### 3. 国連と WTO/ EPA の役割

2001 年のドーハ閣僚会議によって開始されたニューラウンド交渉が、途上国の足並みの乱れと、NPO、NGO らの抵抗によって頓挫している。

南北間には、食料生産問題、人権問題、環境問題など、貿易・市場経済論理だけではただちに解決しがたい難しい国際課題が山積しており、さらなる目標設定能力と、その目標を実施可能とする「行政執行能力」が問われることが多い。しかし、国連には行政執行能力は極めて制限された条件でしか与えられておらず、加盟国政府の行政執行能力に頼らざるを得ない状況が続いている。

国連の弱点の一つとして、国連総会社会経済部会における議論だけでなく、WTO、ITU

などの専門機構の専門的な議論のレベルでさえ、NGO、NPO の力を結集できない点にある。その点については、民間機構としての ISO、WIPO などの国際標準、知的財産権保護に関わる制度設計と問題解決手続きに関する行政執行能力の方がより高い水準にあるように外部からは見えてしまう。

EU が強力であるのはその国際会議などの開催能力を含めた行政執行能力の高さにある。とすれば、WTO 事務局に数万人の専門的行政官をリクルートし、配置することによって、この問題を軽減できる可能性があるかと思われるが、これまでどおり、EU に国際開発の基本的事項を含めてその立案、制度設計、行政執行をある程度任せることが無理のない解決策であるのかもしれない。

とすれば、今後の ACP-EU 間の自由貿易スキームの構築も ACP 側からどれだけ多くの優秀な行政専門家を国際機構に送り込めるかにかかっているように思われる。

参考図表 3 アフリカ諸国の一人当たり国民生産額（GDP）の推移（2007-2015年）

Table 5.3.a: GDP per capita at current prices  
(euro)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
<b>Africa</b>	1 100	1 200	1 200	1 400	1 400	1 700	1 600	1 600	1 700
Algeria	2 900	3 300	2 800	3 400	3 900	4 300	4 100	4 100	3 900
Angola	2 500	3 000	2 600	3 000	3 600	4 300	4 600	4 600	3 900
Benin	500	500	600	600	600	600	700	700	700
Botswana	4 200	3 800	3 700	4 700	5 400	5 400	5 100	5 400	5 400
Burkina Faso	300	400	400	400	500	500	500	500	600
Burundi	100	100	100	200	200	200	200	200	200
Cameroon	800	800	800	900	900	1 000	1 000	1 100	1 100
Cape Verde	2 300	2 500	2 500	2 600	2 700	2 700	2 800	2 500	3 000
Central African Republic	300	300	300	300	300	400	200	300	300
Chad	600	600	600	700	700	800	700	800	800
Comoros	500	500	600	600	600	600	700	700	600
Congo	1 500	1 800	1 700	2 300	2 500	2 500	2 400	2 300	1 700
Congo, Dem. Republic	200	200	200	200	300	300	300	400	400
Côte d'Ivoire	800	900	900	900	900	1 000	1 100	1 100	1 300
Djibouti	800	800	900	1 000	1 100	1 200	1 300	1 400	1 800
Egypt	1 200	1 400	1 700	2 000	2 000	2 500	2 300	2 500	3 100
Equatorial Guinea	11 900	15 800	10 400	13 200	16 400	18 100	16 200	14 200	16 500
Eritrea	200	200	300	300	400	500	500	600	:
Ethiopia	200	200	200	200	200	400	400	400	600
Gabon	6 300	7 100	5 800	7 000	8 200	8 300	8 000	8 100	7 200
Gambia	400	400	400	400	400	400	400	300	400
Ghana	800	800	800	1 000	1 100	1 300	1 400	1 200	900
Guinea	300	300	300	300	300	400	400	400	500
Guinea-Bissau	300	400	400	400	500	500	400	400	500
Kenya	600	600	700	700	700	900	900	1 000	1 300
Lesotho	600	600	600	800	900	900	800	800	800
Liberia	200	200	200	200	300	300	500	400	500
Libya	8 200	9 600	7 300	9 000	4 000	10 100	7 900	4 900	4 800
Madagascar	300	300	300	300	300	300	300	300	400
Malawi	200	300	300	400	400	300	300	300	300
Mali	400	400	400	500	500	500	500	500	500
Mauritania	700	800	800	900	1 000	1 000	1 000	900	1 400
Mauritius	4 600	5 300	5 100	5 900	6 400	7 100	7 100	7 500	9 200
Morocco	1 900	2 000	2 100	2 200	2 200	2 300	2 400	2 400	2 900
Mozambique	300	300	300	300	400	500	500	500	600
Namibia	3 100	2 700	3 000	3 900	4 000	4 400	4 100	4 100	4 000
Niger	200	200	200	300	300	300	300	300	300
Nigeria	1 300	1 500	1 300	1 700	1 800	2 100	2 200	2 400	2 300
Rwanda	300	300	400	400	400	500	500	500	600
São Tomé and Príncipe	700	800	800	900	1 000	1 200	1 300	1 400	1 500
Senegal	700	700	700	800	800	800	800	800	800
Seychelles	8 300	7 100	6 600	7 900	8 100	9 300	11 200	10 900	15 700
Sierra Leone	300	300	300	300	400	500	600	600	600
Somalia	:	:	:	:	:	:	:	:	:
South Africa	4 400	3 900	4 200	5 500	5 700	5 900	5 200	4 900	5 100
South Sudan	-	-	-	-	1 000	1 000	800	900	:
Sudan	1 300	1 300	1 200	1 500	1 400	1 400	1 300	1 600	2 300
Swaziland	2 200	1 900	2 200	2 900	2 900	3 100	2 800	2 600	2 500
Tanzania	400	400	500	500	500	600	700	700	800
Togo	300	400	400	400	400	400	400	500	500
Tunisia	2 800	2 900	3 000	3 100	3 000	3 200	3 200	3 200	3 300
Uganda	300	400	400	400	500	500	500	500	500
Zambia	800	900	800	1 100	1 200	1 300	1 400	1 300	1 400
Zimbabwe	300	300	400	500	500	700	700	700	700

Source: Statistics Division, African Union Commission

(注) 価格表記は名目ユーロ建てとなっている。

参考図表 4 アフリカ諸国の産業指数と製造業指数<sup>1</sup>の推移（2011-2014年）

Table 7.1.a: Production indices  
(2010=100)

	Industrial production index				Manufacturing production index			
	2011	2012	2013	2014	2011	2012	2013	2014
<b>Africa</b>	:	:	:	:	:	:	:	:
Algeria	100.4	102.0	102.9	107.8	98.7	98.8	100.5	101.2
Angola	114.1	124.1	132.7	136.2	99.5	103.2	:	:
Benin	107.3	109.9	114.2	112.5	:	:	:	:
Botswana	:	:	:	:	:	:	:	:
Burkina Faso	92.5	96.5	101.2	101.1	88.3	91.6	:	:
Burundi	108.5	118.3	119.5	116.9	107.4	114.9	113.6	:
Cameroon	102.3	105.0	116.3	135.6	102.1	104.7	119.9	:
Cape Verde	:	:	:	:	:	:	:	:
Central African Republic	107.7	114.1	68.2	:	106.9	111.1	77.3	:
Chad	96.2	93.1	82.4	:	:	:	:	:
Comoros	:	100.0	91.3	:	:	:	:	:
Congo	:	:	:	:	:	:	:	:
Congo, Dem. Republic	:	:	:	:	:	:	:	:
Côte d'Ivoire	92.6	124.4	130.2	135.3	:	:	:	:
Djibouti	:	:	:	:	:	:	:	:
Egypt	:	:	:	:	94.5	96.9	96.8	100.2
Equatorial Guinea	:	:	:	:	:	:	:	:
Eritrea	:	:	:	:	:	:	:	:
Ethiopia	:	:	:	:	:	:	:	:
Gabon	116.625	107.8	:	:	:	:	:	:
Gambia	:	:	:	:	:	:	:	:
Ghana	157	170.4	180.1	182.2	117.0	119.3	118.7	117.7
Guinea	130.45	88.4	87.8	:	:	:	:	:
Guinea-Bissau	:	:	:	:	:	:	:	:
Kenya	:	:	:	:	:	:	:	:
Lesotho	:	:	:	:	:	:	:	:
Liberia	:	:	:	:	:	:	:	:
Libya	:	:	:	:	:	:	:	:
Madagascar	:	:	:	:	:	:	:	:
Malawi	:	:	:	:	:	:	:	:
Mali	111.2	113.1	116.5	123.1	:	:	:	:
Mauritania	99.6	103.5	113.7	113.7	105.6	126.9	:	:
Mauritius	101.2	103.3	107.3	109.8	101.4	103.3	107.4	109.9
Morocco	:	:	:	:	103.4	104.5	104.8	105.7
Mozambique	:	:	:	:	:	:	:	:
Namibia	:	:	:	:	:	:	:	:
Niger	105.6	112.2	127.6	131.5	133.5	115.4	:	:
Nigeria	107.5	109.0	109.4	115.7	117.8	133.7	162.8	186.8
Rwanda	:	:	:	:	:	:	:	:
São Tomé and Príncipe	:	:	:	:	:	:	:	:
Senegal	106.5	105.9	101.0	98.9	107.1	105.5	100.4	96.8
Seychelles	:	:	:	:	:	:	:	:
Sierra Leone	:	:	:	:	:	:	:	:
Somalia	:	:	:	:	:	:	:	:
South Africa	:	:	:	:	102.8	105.1	106.5	106.6
South Sudan	-	:	:	:	-	:	:	:
Sudan	:	:	:	:	:	:	:	:
Swaziland	:	:	:	:	:	:	:	:
Tanzania	:	:	:	:	:	:	:	:
Togo	107.7	114.4	101.4	126.3	115.6	117.4	112.8	108.1
Tunisia	93.7	96.8	97.8	96.9	97.2	101.6	104.2	104.7
Uganda	:	:	:	:	103.9	75.4	77.6	:
Zambia	105.6	107.6	111.8	:	110.6	96.5	101.3	:
Zimbabwe	:	:	:	:	:	:	:	:

Source: Statistics Division, African Union Commission

<sup>1</sup> Definitions: Industrial production index provides a measure of the volume trend in value added at factor cost over a given reference period. In practice, however, value added is not available on a monthly basis in most countries. Therefore, data is generally collected for variables other than value added, with possible alternatives including gross production values, volumes, turnover, work input, raw material input, energy input. The production index is a volume index, which covers NACE sections B (mining and quarrying), C (manufacturing) and D (electricity, gas, steam and air conditioning supply). For European countries, data are adjusted by working days.

参考図表 5 アフリカ諸国への国民一人あたり政府直接支援（ODA）額の推移（2006-2014）

**Table 8.7.a:** Revenue from Official development assistance  
(euro per capita)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
<b>Africa</b>	35.9	27.5	28.0	30.4	32.2	33.2	35.6	39.2	35.8
Algeria	5.8	8.5	6.4	6.6	4.1	3.7	3.0	4.0	3.0
Angola	7.7	10.4	13.8	9.3	8.4	6.3	8.3	9.1	7.2
Benin	40.7	42.9	52.0	57.1	54.7	49.2	39.3	48.2	42.5
Botswana	29.0	41.0	249.6	101.4	56.5	40.5	26.6	37.2	33.7
Burkina Faso	49.5	46.3	43.7	48.8	50.4	43.6	53.5	46.1	47.8
Burundi	46.3	45.6	44.5	49.5	50.2	41.6	40.0	40.1	34.8
Cameroon	76.8	77.0	19.8	24.3	19.8	20.7	21.4	25.4	28.1
Cape Verde	232.3	250.8	308.2	286.5	503.5	363.1	380.9	363.9	335.7
Central African Republic	26.2	31.2	41.1	40.4	44.3	42.4	38.2	32.4	95.3
Chad	23.0	25.4	26.8	36.9	31.1	26.6	28.9	26.3	21.4
Comoros	38.7	48.6	40.5	50.8	72.5	51.8	72.7	79.3	72.0
Congo	57.1	23.3	85.6	51.8	243.8	44.6	25.2	25.9	17.6
Congo, Dem. Republic	29.8	16.4	19.1	26.4	39.8	58.0	31.5	26.9	24.0
Côte d'Ivoire	10.8	6.7	22.3	89.4	31.6	49.8	97.0	44.4	31.2
Djibouti	112.3	98.4	111.5	137.7	118.9	119.3	135.3	129.0	139.2
Egypt	9.6	10.8	15.1	9.0	5.4	3.6	16.4	47.4	29.6
Equatorial Guinea	33.6	35.7	32.8	33.3	87.6	23.1	14.3	4.1	0.5
Eritrea	21.7	24.2	19.6	20.3	25.8	19.8	21.3	12.2	12.2
Ethiopia	21.5	24.1	28.4	33.9	29.7	27.8	27.1	31.0	27.7
Gabon	16.7	26.3	29.0	37.6	50.8	33.2	35.3	41.0	49.5
Gambia	38.9	44.8	38.9	54.6	53.4	55.0	59.7	46.6	38.8
Ghana	45.0	37.6	38.1	47.8	52.4	51.6	54.7	38.3	31.5
Guinea	14.8	17.8	23.3	15.8	14.9	12.9	22.7	29.8	34.3
Guinea-Bissau	50.0	63.0	62.3	71.1	57.8	51.1	35.7	44.7	45.3
Kenya	20.8	26.0	24.1	32.4	30.4	42.8	48.5	57.2	44.6
Lesotho	27.2	44.8	45.8	41.0	96.0	90.2	103.7	115.7	36.8
Liberia	63.1	147.9	231.6	96.2	269.1	133.3	104.9	94.0	127.0
Libya	5.1	2.4	8.2	4.7	1.0	72.8	10.8	15.5	25.2
Madagascar	34.0	34.5	29.2	15.9	16.9	14.7	13.1	16.4	18.6
Malawi	44.0	40.1	44.7	38.5	51.8	37.4	57.8	52.6	41.8
Mali	51.1	53.3	45.2	47.5	54.1	57.9	47.9	63.5	54.1
Mauritania	57.8	79.3	92.9	79.6	77.8	73.9	84.0	57.2	48.6
Mauritius	12.2	39.6	57.9	86.4	75.7	106.7	109.9	88.6	28.9
Morocco	28.8	28.9	31.4	21.2	23.2	31.5	34.5	45.2	49.7
Mozambique	61.8	59.7	60.6	63.4	60.2	59.0	62.6	66.0	58.0
Namibia	57.5	73.9	64.7	104.5	88.1	90.3	86.4	83.8	70.7
Niger	32.5	28.6	28.7	22.6	34.2	27.2	39.2	32.7	36.0
Nigeria	64.0	9.8	5.8	7.7	9.7	7.7	8.8	11.0	10.5
Rwanda	51.3	54.6	63.2	65.2	75.5	85.5	63.1	74.0	68.4
São Tomé and Príncipe	118.7	238.1	200.6	135.2	217.5	296.2	212.4	214.2	155.3
Senegal	62.1	55.6	61.4	60.4	54.5	56.4	60.5	52.6	56.6
Seychelles	129.8	95.2	97.5	187.7	453.9	168.3	292.5	201.6	75.9
Sierra Leone	57.3	73.6	45.6	56.2	59.8	51.1	56.6	54.6	108.1
Somalia	37.2	33.1	58.1	52.2	39.6	79.3	75.5	75.8	77.0
South Africa	11.9	12.1	15.5	15.6	15.0	19.1	15.7	18.3	14.9
South Sudan	-	-	-	-	-	29.7	84.0	92.2	123.7
Sudan	41.8	38.5	42.0	39.9	42.3	33.7	28.1	29.4	16.6
Swaziland	25.0	32.8	41.2	34.5	57.6	73.0	55.6	70.0	50.7
Tanzania	37.9	50.4	37.4	48.5	48.8	37.0	45.1	51.5	38.3
Togo	11.6	15.9	38.7	60.8	47.7	59.0	27.8	24.4	21.9
Tunisia	34.6	23.3	24.8	34.9	39.0	61.2	72.6	48.7	62.1
Uganda	43.3	42.0	35.5	39.7	38.4	32.8	36.0	35.1	32.4
Zambia	100.2	61.3	61.1	71.7	49.7	51.5	50.2	56.5	47.4
Zimbabwe	17.8	28.1	33.3	42.5	38.4	36.2	53.3	41.7	37.3

Source: Statistics Division, African Union Commission

(出典) “The European Union and the African Union, a statistical report”, p.96, Eurostat

## 参照資料リスト（公表年降順）

- 1) Karim DAHOU, “Towards a Euro-African Dialogue on Cross-Border Cooperation”, Secretariat of the Sahel and West Africa Club, OECD, 2004
- 2) Raymond Ebalé, « L'Union Européenne et les Pays ACP. La fin d'une illusion ? L'accord de Cotonou : bilan et perspectives à l'horizon 2020 », L'Harmattan, 2015
- 3) Marcel P. Timmer, Erik Dietzenbacher, Bart Los, Robert Stehrer, and Gaaitzen J. de Vries, "An Illustrated User Guide to the World Input–Output Database: the Case of Global Automotive Production", Review of International Economics, 23 (3) , 575–605, 2015
- 4) Eurostat, “The European Union and the African Union, a statistical report”, AU Commission, 2016 edition
- 5) EU commission, Joint staff working document, Impact Assessment, “A renewed partnership with the countries of Africa, the Caribbean and the Pacific”, nov. 2016
- 6) Norvert Neuser, « Rapport sur l'avenir des relations ACP-UE au-delà de 2020 », commission de développement, A8-0263/2016, [2016/2053/(IND)], 09/2016
- 7) Pascale JOANNIN, « Post'Cotonou, the modernisation of the ACP partnership », European Issue no 440, Robert Schuman Foundation, 2017
- 8) Thomas Henokl, « How Brexit affects EU external action : The UK's legacy in European international cooperation », vol 97, p.63-72, Futures, 07/2017
- 9) EU commission, Council Decision, “authorizing the opening of negotiations on a Partnership Agreement between the European Union and countries the African, Caribbean and Pacific Group of States”, COM(2017) 763final, 12/2017
- 10) Ioana Lungu, “Neocolonialism or Balanced Partnership? The State of Agricultural Trade Between the EU and Africa”, Osterreichische Gesellschaft fur Europapolitik, July 2018
- 11) Walter Kennes, “How Brexit may affect ACP-EU relations: An Historical Perspective”, ecdpm, Jan. 2018
- 12) 松沼美穂、「植民地の「フランス人」：第三共和政期の国籍・市民権・参政権」、法政大学出版局、2012
- 13) 平野千果子、「フランス植民地主義と歴史認識」、岩波書店、2014
- 14) 小川了、「第一次大戦と西アフリカ：フランスに命を捧げた黒人部隊「セネガル歩兵」」、刀水書房、2015
- 15) 宮本正興、松田素二編、「新書アフリカ史 -- 改訂新版」、講談社、2018（講談社現代新書 2503）

## 参照 URL

- 1) <<http://www.acp.int/fr>> ACP ホームページ
- 2) “HISTORIQUE DE L'UNITE DU GROUPE ACP », <<http://www.acp.int/sites/acpsec.waw.be/files/EPG%20Rapport%20Final%20GEP%20FR.pdf>>
- 3) 「憲法から「人種」の文言削除、性の平等明記へ 仏下院で合意」2018年6月28日 AFP BB News から。 <<http://www.afpbb.com/articles/-/3180356>>
- 4) “Accord UE-ACP: Robert Dusey exhorte les pays partenaires à plus d'imagination”, <<http://www.congoactuel.com/accord-ue-acp-robert-dusey-exhorte-les-pays-partenaires-a-plus-dimagination/>>
- 5) « UE-ACP: l'accord post-Cotonou bloqué par la Hongrie », <<http://www.congoactuel.com/ue-acp-laccord-post-cotonou-bloque-par-la-hongrie/>>
- 6) « L'accord de Cotonou a-t-il tenu ses promesses ? », 2018/08/27, <<https://www.euractiv.fr/section/aide-au-developpement/news/laccord-de-cotonou-a-t-il-tenu-ses-promesses/>>
- 7) « L'aide au développement de l'UE a baissé en 2017 », 2018/10/22, <<https://www.euractiv.fr/section/aide-au-developpement/news/eu-development-aid-fell-ii-2017-reveals-new-report/>>
- 8) « L'investissement chinois éclipse l'UE en Afrique », 2018/09/05, <<https://www.euractiv.fr/section/economie/news/chinas-investment-largesse-may-dwarf-eu-in-africa/>>
- 9) « Accord de Cotonou: nouveau départ ou marche arrière? », 2018/08/10 <[https://www.euractiv.fr/section/aide-au-developpement/special\\_report/eu-acp-relations-after-cotonou-agreement-re-set-re-launch-or-retreat/](https://www.euractiv.fr/section/aide-au-developpement/special_report/eu-acp-relations-after-cotonou-agreement-re-set-re-launch-or-retreat/)>
- 10) « L'immigration au cœur de l'accord post-Cotonou », 2018/03/28, <<https://www.euractiv.fr/section/aide-au-developpement/news/migration-control-must-be-at-heart-of-next-eu-africa-pact-says-eu/>>
- 11) Cécile Barbière, "L'accord de Cotonou pourrait s'élargir à l'Amérique latine et l'Asie", EURACTIV.fr, 2016-02 <<https://www.euractiv.fr/section/aide-au-developpement/news/l-accord-de-cotonou-pourrait-s-elargir-a-l-amerique-latine-et-l-asie/>>

- 1 WIOD プロジェクトで開発された世界産業連関表 (WIOT) において、産業別生産額・投入産出構造などが個別に示されている 42 カ国・地域に含まれていない地域。この ROW には、例えば、アフリカ・カリブ地域、東南アジア (インドネシアを除く)、中近東、中南米 (メキシコとブラジルを除く)、中央アジア諸国など、多くの発展途上国が含まれている。ROW に含まれるそれぞれの国・地域の個別の産業別生産額・投入産出構造などは不明であるが、地域全体の数値が他の 42 カ国・地域と整合性がとれた形式で示されている。
- 2 Convention de Yaoundé, 1963 年に、EEC と、アフリカ諸国とマダガスカル (18 カ国) が締結した国際協定。1958 年からの欧州開発基金 (EDF) 業務を第 2 期 EDF として引き継いだ。5 年ごと見直し。
- 3 “The European Union and the African Union, a statistical report”, p.11, Eurostat 2016
- 4 アフリカ諸国の経済センサスは整備されておらず、特に、製造業部門の統計はほとんど存在しない (製造業そのものがほとんど存在しない国も多い。)。わずかに WIOT のその他地域 (ROW) の数値がこうしたアフリカ地域の経済活動の産業活動別の概要を推測する手がかりとなるだけである。
- 5 「憲法から「人種」の文言削除、性の平等明記へ 仏 28 日 AFP BB News から。下院 (国民議会) で合意」2018 年 6 月。< <http://www.afpbb.com/articles/-/3180356>>
- 6 例えば、セネガルのフランス直接支配地域だった町からフランス貴族院 (Sénat) へ議員が送り込まれるなど。
- 7 En vertu de ces principes et de celui de la libre détermination des peuples, la République offre aux territoires d'outre-mer qui manifestent la volonté d'y adhérer des institutions nouvelles fondées sur l'idéal commun de liberté, d'égalité et de fraternité et conçues en vue de leur évolution démocratique.
- 8 La nationalité, les droits civiques, les garanties des libertés publiques, l'état et la capacité des personnes, l'organisation de la justice, le droit pénal, la procédure pénale, la politique étrangère, la défense, la sécurité et l'ordre publics, la monnaie, le crédit et les changes, ainsi que le droit électoral. こうした現地適応特例を除外する範囲として、国籍、民法、刑法、裁判、通貨、国防、警察、選挙権などが列挙されており、法の下での平等が確保されている。第 73 条に書かれた適応除外範囲以外の、例えば、気候・風土の差異に基づく日中就業時間の設定などについては本国と同じ制度を採用する必要がない。このように、一つの国家の中に二重の社会制度が多かれ少なかれ存在するのである。
- 9 海外地域 (Overseas Countries) と海外領土 (Overseas Territories)。旧フランス植民地 12, 国連信託統治地域 2 (旧フランス植民地)、旧ベルギー植民地 3, 旧イタリア植民地 1、合計 18 カ国 (オランダ領ニューギニアは 1962 年に独立)。
- 10 Raymond Ebalé, p.16
- 11 なお、最近では、EU からの直接予算支出による国際開発援助資金の割合が 70%を超え、FED の負担割合は相対的に低下してきている。これは、EU の国際開発支出が旧植民地 (PTOM) に主として向かってきた時代が終わり、(中東欧などの?) その他地域に向かう部分が増加したことを意味している。
- 12 Raymond Ebalé, p.18
- 13 このことが、2010 年以降の中国が提案した「無条件援助 (レシプロ条項を含まない社会インフラ投資資金の提供と建設工事の実施など)」への ACP 諸国のラッシュをもたらした一つの遠因となったとの見方もある。
- 14 Marcel P. Timmer, Erik Dietzenbacher, Bart Los, Robert Stehrer, and Gaaitzen J. de Vries, "An Illustrated User Guide to the World Input-Output Database: the Case of Global Automotive Production", Review of International Economics, 23 (3) , 575-605, 2015
- 15 « L'investissement chinois éclipse l'UE en Afrique », 2018/09/05

## 第5章 難航する南欧の経済改革 ～イタリアとギリシャ

(一財) 国際貿易投資研究所

客員研究員 新井 俊三

### はじめに

2019年の欧州連合（EU）には様々な危機が待ち構えている。行方の見えない Brexit、一時より少なくなったとはいえ相変わらず流入する難民、ポピュリズムの台頭、東欧諸国に見られる司法危機、ベルギー、スペイン、スウェーデンなどの不安定な政権。こうした中5月下旬には欧州議会選挙が控えており、欧州委員会、欧州中央銀行などの長の交替も予定されている。トランプ大統領の通商政策、外交安全保障政策からも大きな影響を受けるであろうし、米中摩擦の余波も決して小さくない。

欧州経済は2019年には成長の鈍化が予想され、経済見通しも引き下げられている。特に懸念されているのは南欧の2カ国、イタリアとギリシャである。イタリアは反エスタブリッシュメントのポピュリズム政党であるM5S（Movimento 5 Stelle・・・五つ星運動）と右派ポピュリズム政党である同盟（旧北部同盟）との連立政権が成立し、両党の政策を取り入れた結果、財政赤字が膨らむことが予想されており、欧州委員会との対立を生んでいる。ギリシャについては、三次にわたる財政支援策が昨年8月に終了し、自立の道を歩み始めたが危機再来の恐れがないともいえない。

そこで本稿では、南欧の2カ国イタリアとギリシャに焦点をあて、両国の経済の現状、欧州委員会などの両国経済の分析、両国の構造改革への努力、改革への障壁などを紹介することとする。

### 第1節 イタリア

#### 1. 経済見通し

昨年11月に発表された欧州委員会の経済見通し<sup>1</sup>によれば、イタリアは2017年に1.6%の成長を果たしたものの、2018年の前半には製造業が弱含みとなり、輸出も陰りが出てき

たことから、同年の成長率は前年比 1.1%となると予想されている。失業率は 10%台に落ちてきたが依然として高率である。財政赤字はマーストリヒト基準である 3%を下回っているものの、累積債務は 130%を超えており、60%という基準を大きく上回っており、減少の見通しは立っていない。五つ星運動と同盟の連立政権は財政支出を巡り欧州委員会と対立していたが、妥協が成立した。

表 5-1 イタリアの主要経済指標

	2017		対前年比				
	金額(10億€)	%GDP	2015	2016	2017	2018	2019
GDP	1,725.0	100.0	0.9	1.1	1.6	1.1	1.2
個人消費	1,048.9	60.8	1.9	1.3	1.5	1.0	1.1
政府消費支出	320.0	18.5	-0.6	0.3	-0.1	0.0	0.3
総固定資本形成	303.9	17.6	2.1	3.5	4.3	3.7	2.0
輸出	537.9	31.2	4.4	2.1	5.7	1.6	3.4
輸入	486.0	28.2	6.8	3.6	5.2	2.6	3.7
雇用			0.7	1.3	0.9	1.0	1.0
失業率*			11.9	11.7	11.2	10.7	10.4
財政収支**			-2.6	-2.5	-2.4	-1.9	-2.9
公的債務残高**			131.6	131.4	131.2	131.1	131.0
経常収支**			1.4	2.5	2.7	2.5	2.4

(注) \* 労働人口に対する比率

\*\* 対 GDP 比

(出所) 欧州委員会

## 2. 欧州理事会の勧告

欧州理事会は加盟各国の経済政策に関し勧告を行っている<sup>2)</sup>。イタリアについては一部の改善を評価しているものの、全般的にさらなる改革を促している。イタリアが抱えるマクロ経済の行き過ぎた不均衡として指摘されているのは、大きな財政赤字、改善されない低い生産性、不良債権の多さ、高い失業率で、イタリア自身にとっても、また経済規模から経済通貨同盟に与える影響の大きさからも、これらのリスクを軽減することが重要であるとしている。

同勧告では様々な問題点も指摘されている。将来の財政負担増につながるものとしては老齢年金制度がある。イタリアでの年金支出は潜在 GDP の約 15%であり、EU の中では一番多い。人口構成に見合った改革を実施したとはいえ、2017 年、18 年とそれを修正したため、今後財政負担が増加する恐れもある。

税制についてもふれられている。イタリアの税制は経済成長に不利な資本と労働に重点が置かれており、これを成長中立的な資産と消費に重点を移すべきと勧告している。さらに闇経済も問題視している。イタリア統計局によればイタリアの闇経済は GDP の 12% と推計されているが、対策はまだなされていない。

投資も 2007 年水準まで回復していない。特に民間投資が不活発で、良好とはいえないビジネス環境、資本市場の未発達による金融上の制約、銀行の貸し渋り、専門職の不足などが理由として挙げられる。イタリアは小企業が多く、知識集約産業への専門化が限られており、デジタル化も進んでいない。

司法制度の改革も歩みが遅い。イタリアは民事、商事訴訟とも EU の中では最も時間がかかる国であり、企業活動にとってもマイナスである。

イタリアの行政の効率化については改善がすすんだと評価されているが、行政の効率化が指摘されることがそもそも異例と思われる。

就労人口は 2017 年に 1% 上昇し、2,300 万人を超えた。20~65 歳の労働参加率はパートタイム労働者の増加により 62% を上回ったが、それでも EU 平均を下回っている。失業率は 10% 台へと下がってきたが、総労働時間は危機以前より少ない。労働市場に改善は見られるものの、長期失業者および若年失業者は依然として多い。また、就労もせず教育も職業教育も受けていないいわゆるニートの比率も 2017 年で 20.1% と高く、これは EU で一番多い。

イタリアは教育にも問題をかかえる。学校教育、職業教育などに改善は見られるものの、地域格差が大きい。大学の中退者比率も 30% と EU 平均の 19.7% を大きく上回っている。成人向け教育も十分ではない。

### 3. レンツィ首相の改革

2014 年 2 月 22 日レンツィ新政権が発足した。首相となったマッテオ・レンツィ民主党 (PD) 書記長は 39 歳で、史上最年少であった。前年の 12 月に行われた民主党の書記長 (党首) 選でフィレンツェ市長であったレンツィは、当時首相であったレッタを破り、首相を退陣に追い込んだ。ナポリターノ大統領は各党との協議の結果、レンツィに組閣を指示、新政権の誕生となった。レンツィは政権発足時、議席を有していなかったが、イタリアでは非議員首班というのが制度的に認められている。

組閣の指示を受けたあとの記者会見で、レンツィは憲法および選挙制度の改革、労働に関

する諸課題、行政改革、財政改革などに取り組むことを明言し、改革に強い意欲を示した<sup>3</sup>

政権発足後、2014年8月には刑法を改正、9月には民法を改正し、裁判の迅速化を図る司法改革に着手した。労働市場改革に関しては Jobs Act を成立させ、解雇制限を緩和し、労働市場の柔軟化を図るとともに、正規に雇用をした企業に対し社会保険料の一定期間の免除を行っている。景気刺激策としては、年収8万ユーロまでの労働者に対し月額80ユーロの減税を行い、一軒目の持ち家の不動産税を廃止した。財政赤字対策としてイタリア・ポストの株式の38%を市場に放出している。

教育・職業教育の改革にも取り組んでおり、教員の自主性を促すとともに、業績評価を導入しようとしている。

レンツィ首相が退陣に追い込まれたのは、上院の改革を含む憲法改正問題であった。イタリアの議会は上院(元老院、Senato della Repubblica)と下院(代議院、Camera dei deputati)から成る二院制で、しかも両院が完全に平等である。したがって法案は両院を通過する必要があり、両院の多数派が異なる場合や意見の違いがある場合は法案そのものの成立に時間を要し、迅速な政策決定が阻まれていた。

レンツィの改革案は選挙制度を改革するとともに、主に上院の権限を縮小する憲法改正を行うことであった。選挙制度の改革は両院を通過し成立したが、後日2017年1月に憲法裁判所により一部が憲法違反と判断された。上院の改革案は、①議席数を315から100に削減する、②上院の議員は選挙で選ぶのではなく、地方自治体の代表などで構成する、③内閣不信任案を決議できるのは下院だけとするなどで、議会は事実上の一院制となる<sup>4</sup>。議会の改革案は両院を通過したものの、憲法改正に必要な両院での3分の2以上の賛成が得られず、規定により国民投票にかけられることとなった<sup>5</sup>。

憲法改正の是非を問う国民投票は2016年12月4日に実施され、投票率は68.48%で、賛成40.89%、反対59.11%で否決された。この結果は世論調査で事前に予想されていたが、否決された理由としては、上院のチェック機能が弱くなることにより、下院を支配した政党が、あるいは個人が権力を独占する恐れがあること、および地方の代表者から選出される上院議員の能力・資質に疑問があることなど挙げられているが、レンツィ首相が就任して以来いっこうに改善されない景気、雇用情勢も敗因の一つとなった。

投票結果を受けて、事前の声明どおりレンツィ首相は辞任を表明した。2015年2月に就任したマッタレラ大統領は、総選挙を避けて、外相を務めていたジェンティローニに組閣を要請し、暫定内閣の発足となった。

新内閣は 2017 年 11 月に新選挙制度を成立させた。新しい選挙制度では、両院とも小選挙区と比例代表を組み合わせたもので、過去に見られた第一党に与えられるプレミアム議席は導入されていない。2018 年度の予算も成立させたところから、マッタレッタ大統領は上下両院を解散し、総選挙の実施に踏み切った。

#### 4. ポピュリズム連立政権の誕生

上下両院選挙は 2018 年 3 月 4 日に実施され、右派政党の同盟と反エスタブリッシュメント政党の五つ星運動 (M5S) が躍進した。各政党連合・政党の得票率は下院で、中道右派連合が 37.0%、五つ星運動が 32.68%、中道左派連合が 22.85%となっている。議席数で見ると中道右派連合が 265 席、五つ星運動 227、中道左派連合 122、その他 16、計 630 で、過半数を獲得した政党連合・政党はない。上院では議席数で見ると中道右派連合が 137、五つ星運動が 111、中道左派連合 60、その他 6、3 月 23 日現在未確定 1 となっている。上下両院とも過半数を制した政党連合・政党はない。中道右派連合の中では同盟が 17.39%を獲得し、14.02%のフォルツァ・イタリアを上回っている<sup>6,7</sup>。

景気を回復できない、また国民投票で敗れた中道左派連合が票を失い、反移民、反 EU、フラット税率による減税を掲げた同盟、最低所得制度などを公約とした五つ星運動が大きく票を伸ばした。投票結果には地域の特徴が現われている。同盟はもともと北部同盟という地域政党であったこともあり、北部で強みを発揮し、五つ星運動は貧しい南部で票を獲得している。中道左派連合が支持を得たのはフィレンツェ、ポローニアを中心として地域であった。

五つ星運動と同盟では政策の違いが大きすぎ、中道左派連合の中心政党であった民主党は両者との連立を拒否していたため、新政権の誕生は難航が予想された。しかし、五つ星運動と同盟で妥協が成立し、フィレンツェ大学の法律専門家コンテ教授を首相とすることで両党の連立政権が成立することとなった。ここで問題となったのが閣僚候補のうち経済財政相に指名されたパオロ・サボーナ氏である。82 歳のサボーナ氏は MIT でモジリアーニのもとで学んだこともあり、イタリア銀行の調査部に勤めていた経歴を持つ。1990 年代にはチャンピ内閣で産業相を務めていた。サボーナ氏はしかし、ユーロ懐疑論者であり、「ドイツの敵の一人」でもある<sup>8,9</sup>。EU との関係悪化、ユーロ離脱を恐れたマッタレッタ大統領はこの閣僚名簿を拒否し、一時は暫定内閣の樹立を検討したほどであった。

同盟と五つ星はサボーナ氏を新設の欧州担当相に横滑りさせ、経済財政相には新たにロ

ーマにある Tor Vergata 大学の教授のトリア氏を指名、大統領はこの閣僚名簿を承認し、コンテ内閣が成立した。同盟のサルビーニ党首は内務相兼副首相として、五つ星運動のディ・マイオ党首は経済発展・労働相兼副首相として入閣した。

成立した連立政権は最低所得保障や年金支給開始年齢の引き下げなどの選挙公約を盛り込んだ予算案を作成した。予算案は、GDP 比赤字が 2.4%と前政権が設定した 0.8%を大きく上回るものであり、イタリアの累積債務がさらに増加することから、欧州委員会からは修正の要求が出された。イタリアは「過剰財政赤字是正手続き」(EDP=Excessive Deficit Procedure)により制裁をかけられる恐れもあったため、赤字幅を削減し、2.04%で欧州委員会と折り合った。

## 第 2 節 ギリシャ

### 1. 経済見通し

欧州委員会が 2018 年 11 月にギリシャの経済見通しを発表している (注<sup>1</sup>に同じ)。ギリシャは欧州安定メカニズムのプログラムを卒業し、脆弱さを抱えながらも成長し始めている。雇用は回復しつつあり、輸出も順調である。借入れの少なさとプライマリー・バランスの黒字の多さと組み合わせられた安定した成長は、GDP 比の累積債務の減少をもたらすであろう。

2018 年の成長率は 2%と上方修正されており、2019 年、2020 年と 2%成長するものと予想されている。失業率は 2020 年までに 17%以下になる見込みである。

改革へのコミットメントがこれからの成長にとって重要であり、この経済見通しも現在の政策を変更しないことを前提としている。

表 5-2 ギリシャの主要経済指標

	2017		対前年比				
	金額(10億€)	%GDP	2015	2016	2017	2018	2019
GDP	180.2	100.0	-0.4	-0.2	1.5	2.0	2.0
個人消費	123.8	68.7	-0.2	0.0	0.9	0.8	0.4
政府消費支出	35.7	19.8	1.6	-0.7	-0.4	1.2	0.2
総固定資本形成	23.2	12.9	0.7	4.7	9.1	-2.1	14.6
輸出	59.5	33.0	3.1	-1.8	6.8	8.4	5.7
輸入	61.3	34.0	0.4	0.3	7.1	3.6	6.1
雇用			0.7	0.5	1.5	1.8	1.6
失業率*			24.9	23.6	21.5	19.6	18.2
財政収支**			-5.6	0.5	0.8	0.6	0.6
公的債務残高**			175.9	178.5	176.1	182.5	174.9
経常収支**			0.1	-0.3	-1.0	-0.2	-0.2

(注) \* 労働人口に対する比率

\*\*対 GDP 比

(出所) 欧州委員会

## 2. 3次にわたる支援策が終了

2018年8月20日、第3次ギリシャ支援プログラムが終了し、2010年から始まった3次にわたるギリシャ支援策が幕を閉じた。終了にあたり欧州委員会はギリシャ経済の回復振りを示す統計数字を紹介している。

第3表は、もともとはグラフで表示されたものを表にしたものである。2010年から始まった支援策でEUは合計2,566億ユーロを支援、またIMFも619億も拠出しているところから合計2,887億ユーロがギリシャに流れたことになる。

表 5-3 ギリシャ経済の変遷

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
経済成長率	-5.5	-9.1	-7.3	-3.2	0.7	-0.3	-0.2	1.4	1.9	2.3
失業率	12.7	17.9	24.5	27.5	26.5	24.9	23.6	21.5	20.2	
財政収支	-11.2	-10.3	-8.9	-13.2	-3.6	-5.7	0.6	0.8	0.4	0.2
10年国債利回り	9.2	18.2	23.9	10	6.9	10.2	8.3	5.9	3.9	

(出所) 欧州委員会

## 3. 欧州委員会報告

ギリシャはEMSによる財政支援プログラムを終了したが、支援プログラムで課せられた政策についてはまだコミットしており、そのため欧州委員会としても、諸政策の進捗状況をモニターし、報告書を発表している。2018年11月に発表された報告書<sup>10</sup>から主要な論点

をみていくこととする。

EMS のプログラムで、鍵となる構造改革を実施するために、特にコミットしているのは 6 分野で、2022 年半ばまでと期限が区切られている。6 分野とは①財政および財政構造政策、②社会福祉、③金融の安定、④労働市場および製品市場、⑤民営化、⑥公共行政の近代化、である。

この時点では成長率を 2018 年は 2%、19 年では 2.3%、2020 年で 2.3%とやや高めの予想をしている。2019 年予算ではプライマリー・バランスで GDP 比 3.5%の黒字を達成するとされている。経済成長とともに高い失業率も少しずつ低下しつつあり、1 年前には 20.8%であったものが 2018 年 8 月には 18.9%となり、20%を下回った。しかし、25 歳以下の若年失業率は 38%と高く、失業者の 4 人に 3 人は長期失業者である。

10 年に及ぶ危機はギリシャに高失業率を残しただけでなく、公的及び民間の債務の多さ、銀行に多額の不良債権を残した。持続的な成長のためには投資は欠かせないが、ギリシャの設備投資はピークの 2007 年から 17 年までに 65%低下している。投資促進のためにもビジネス環境の改善、特に司法改革と所有権登記が必要である。

財政を圧迫していた年金は、2015 年と 16 年の改革により 2016 年では GDP 比で 17%となっており、2027 年までには EU 平均の 13%に低下する見込みである。

人数が多くすぎ、能力にも問題があった公務員の改革では、まず人数で見ると大幅に削減されている。2009 年に約 73 万にいた長期雇用の公務員は 2017 年には約 60 万人に減少、削減率は 17.4%である。パートタイム労働者も同じ時期に約 15 万人から 6 万人に減っており、60%を超える減少率となっている。賃金総額も 37%削減された。質の改革は道半ばである。

独立した歳入庁の活動に関する評価は割れている。税収は改善されているものの、漏れがあったり、納税の遅れもみられている。

### 第 3 節 各種国際機関の経済指標

南欧 2 カ国、イタリアとギリシャの経済の現状、問題点を主に欧州委員会の資料を中心にみてきたが、国際機関等が発表している両国の経済指標、指数などでは問題点、弱点なども示されている。

両国とも投資が必要であるが、それは国内の投資ばかりではなく、海外からの直接投資も重要である。その際指標と成るのが当該国におけるビジネスのしやすさであるが、世界銀行は毎年”Doing Business”のランクを発表している。2018年版では190カ国を対象に調査をしているが、イタリアが51位、ギリシャが72位で、先進国としては決して高くない。

汚職に関しては Transparency International という NGO が Corruption Perception Index (汚職認知度指数) を発表しており、最新版である2017年では、ニュージーランド、北欧諸国が上位を占めるが、イタリアが54位、ギリシャが59位である。

EU平均と比較すると両国の教育、学力も課題が多い。OECEが実施している学力達成度調査 (PISA: Programme for International Student Assessment) では数学、読解力、科学の3科目で評価がなされるが、イタリアは数学で30位、読解力で34位、科学でも34位となっている。ギリシャの場合はそれぞれ44位、41位、44位である。

ダボス会議を主催している世界経済フォーラム (WEF) は毎年世界各国の競争力を発表している。2018年では140カ国中、米国が1位、2位シンガポール、3位ドイツであるが、イタリアは42位、ギリシャは57位となっている。

#### 第4節 改革を阻むもの

イタリアもギリシャもユーロ導入時には過大な累積債務を抱えていた。イタリアの1999年の累積債務は対GDP比で107.7%、ギリシャの2001年では107.1%で、マーストリヒト基準である60%をはるかに超えていたが、当時は改善に向かっているということで、認められた経緯があった。イタリアは過去のケインズ政策などによる財政赤字が積み重なっており、ギリシャの場合は長年の借金によるバラマキ福祉の結果であった。ユーロ導入後、両国ともやや改善が見られたが、リーマンショック、ユーロ債務危機により、債務は急増し、現在に至っている。

ギリシャについては3次に渡り、EUなどから支援を受け、厳しい緊縮策を受け入れた結果、プラス成長に転換し、財政収支も黒字となった。増税、年金の削減、公務員の削減などにより達成されたが、特に中間層への打撃が大きく、国民の不満は今もって大きい。徴税の強化、脱税・汚職の防止、民営化、公務員の効率化、司法改革などの歩みは遅い。

イタリアはかつて強みを発揮し「メイド・イン・イタリア」とよばれ賞賛された産業が衰

退している。イタリアは中小企業が多く、これらの企業が産地（クラスター）に集積することによりネットワークを作り、国際競争力のある製品を作り出していた。しかし、投資不足、高度化の遅れなどにより中国等の競争に敗れつつある。また、南北格差も縮まっていない。

労働市場改革、年金制度改革などは歴代の政府による少しずつ進展してきたが、ポピュリズム連立政権の誕生により後退さえ危惧される。

欧州委員会との協議、勧告などにより財政改革あるいは労働市場改革は比較的順調に進むかもしれない。しかし、伝統的な意思決定システムを反映した政治制度や司法制度などは経済合理性の理由だけでは簡単に改革できないであろう。脱税、汚職、縁故主義なども数年でなくなるものではない。

## 第5節 ユーロ離脱は解決になるか

制度的にはほとんど不可能であるが、両国では経済停滞の克服手段としてユーロ離脱が論じられている。ユーロ圏を離脱すれば、ユーロの代わりに導入されるリラあるいはドラクマが対ユーロで切り下がり、輸出が増加するであろうし、積極的な財政政策が実施可能となり、経済成長が図られ、雇用も増加するというものである。ユーロの債務の返済が問題となろうが、成長がもたらされれば返済は可能である。はたしてそうなるのか。

ギリシャの場合は、戦後の歴史を振り返るとドラクマがドルとリンクしていた時代は経済が成長したが、切り下げを実施した場合はかえって低成長になった、という事実から、切り下げは必ずしも好結果をもたらさないとし、現在のように増税、年金・賃金の切下げによる緊縮策の実施ではなく、構造改革により経済成長を図るべきとの論調も見られる<sup>11</sup>。

両国とも政府、経済専門家でユーロ離脱を主張するは少数である。

統計一覧：出所 Eurostat

① 実質 GDP 成長率 対前年比 (%)

国名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
イタリア	-1.1	-5.5	1.7	0.6	-2.8	-1.7	0.1	0.9	1.1	1.6
ギリシャ	-0.3	-4.3	-5.5	-9.1	-7.3	-3.2	0.7	-0.4	-0.2	1.5
アイルランド	-4.4	-5.0	1.9	3.7	0.2	1.3	8.8	25.1	5.0	7.2
スペイン	1.1	-3.6	0.0	-1.0	-2.9	-1.7	1.4	3.6	3.2	3.0
ポルトガル	0.2	-3.0	1.9	-1.8	-4.0	-1.1	0.9	1.8	1.9	2.8
ドイツ	1.1	-5.1	4.1	3.7	0.5	0.5	2.2	1.7	2.2	2.2
フランス	0.3	-2.9	1.9	2.2	0.3	0.6	1.0	1.1	1.2	2.2

② 失業率 (%)

国名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
イタリア	6.7	7.7	8.4	8.4	10.7	12.1	12.7	11.9	11.7	11.2
ギリシャ	7.8	9.6	12.7	17.9	24.5	27.5	26.5	24.9	23.6	21.5
アイルランド	6.8	12.6	14.6	15.4	15.5	13.8	11.9	10.0	8.4	6.7
スペイン	11.3	17.9	19.9	21.4	24.8	26.1	24.5	22.1	19.6	17.2
ポルトガル	8.8	10.7	12.0	12.9	15.8	16.4	14.1	12.6	11.2	9.0
ドイツ	7.4	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6	4.1	3.8
フランス	7.4	9.1	9.3	9.2	9.8	10.3	10.3	10.4	10.1	9.4

③ 若年失業率 (%)

国名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
イタリア	21.2	25.3	27.9	29.2	35.3	40.0	42.7	40.3	37.8	34.7
ギリシャ	21.9	25.7	33.0	44.7	55.3	58.3	52.4	49.8	44.4	38.6
アイルランド	13.5	24.5	28.1	29.6	30.8	26.7	23.4	20.2	16.8	14.4
スペイン	24.5	37.7	41.5	46.2	52.9	55.5	53.2	48.3	44.4	38.6
ポルトガル	21.6	25.3	28.2	30.2	38.0	38.1	34.7	32.0	28.2	23.8
ドイツ	10.4	11.1	9.8	8.5	8.0	7.8	7.7	7.2	7.1	6.8
フランス	19.0	23.6	23.3	22.6	24.4	24.9	24.2	24.7	24.6	22.3

④ 財政収支、対 GDP 比 (%)

国名	1999	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
イタリア	-1.8	-2.6	-5.2	-4.2	-3.7	-2.9	-2.9	-3.0	-2.6	-2.5	-2.4
ギリシャ	-5.8	-10.2	-15.1	-11.2	-10.3	-8.9	-13.2	-3.6	-5.6	0.5	0.8
アイルランド	2.4	-7.0	-13.8	-32.0	-12.8	-8.1	-6.1	-3.6	-1.9	-0.5	-0.2
スペイン	-1.3	-4.4	-11.0	-9.4	-9.6	-10.5	-7.0	-6.0	-5.3	-4.5	-3.1
ポルトガル	-3.0	-3.8	-7.2	-6.9	-5.2	-5.0	-4.8	-7.2	-4.4	-2.0	-3.0
ドイツ	-1.7	-0.2	3.2	-4.2	-1.0	0.0	-0.1	0.6	0.8	0.9	1.0
フランス	-1.6	-3.3	-7.2	-6.9	-5.2	-5.0	-4.1	-3.9	-3.6	-3.5	-2.7

⑤ 累積債務 対 GDP 比 (%)

国名	1999	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
イタリア	109.7	102.4	112.5	115.4	116.5	123.4	129.0	131.8	131.6	131.4	131.2
ギリシャ	98.9	109.4	126.7	146.2	172.1	159.6	177.4	178.9	175.9	178.5	176.1
アイルランド	46.6	42.4	61.5	86.0	110.9	119.7	119.7	104.1	76.8	73.4	68.4
スペイン	60.9	39.5	52.8	60.1	69.5	85.7	95.5	100.4	99.3	99.0	98.1
ポルトガル	51.0	71.7	83.6	96.2	111.4	126.2	129.0	130.6	128.8	129.2	124.8
ドイツ	60.0	65.2	72.6	81.0	78.6	79.9	77.4	74.5	70.8	67.9	63.9
フランス	60.5	68.8	83.0	85.3	87.8	90.6	93.4	94.9	95.6	98.2	98.5

⑥ 経常収支 対 GDP 比 (%)

国名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
イタリア	-2.8	-1.9	-3.4	-3.0	-0.3	1.0	1.9	1.5	2.5	2.8
ギリシャ	-15.1	-12.3	-11.4	-10.0	-3.8	-2.0	-1.6	-0.2	-1.3	-1.0
アイルランド	-6.2	-4.7	-1.2	-1.6	-2.6	1.5	1.1	4.4	-4.2	8.5
スペイン	-9.3	-4.3	-3.9	-3.2	-0.2	1.5	1.1	1.2	2.3	1.8
ポルトガル	-12.1	-10.4	-10.1	-6.0	-1.8	1.6	0.1	0.1	0.6	0.5
ドイツ	5.6	5.7	5.6	6.1	7.0	6.7	7.5	8.9	8.5	7.9
フランス	-0.7	-0.6	0.0	-0.9	-1.0	-0.5	-1.0	-0.4	-0.8	-0.6

⑦ 研究開発費 対 GDP 比 (%)

国名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
イタリア	1.16	1.22	1.22	1.21	1.27	1.31	1.34	1.34	1.37	1.35
ギリシャ	0.66	0.63	0.6	0.69	0.7	0.81	0.83	0.96	0.99	1.13
アイルランド	1.39	1.61	1.61	1.53	1.56	1.57	1.55	1.19	1.19	1.05
スペイン	1.32	1.35	1.35	1.33	1.29	1.27	1.24	1.22	1.19	
ポルトガル	1.45	1.58	1.53	1.46	1.38	1.33	1.29	1.24	1.28	1.32
ドイツ	2.6	2.72	2.71	2.8	2.87	2.82	2.87	2.91	2.92	3.02
フランス	2.06	2.21	2.18	2.19	2.23	2.24	2.23	2.27	2.25	

- NEWS 8 November 2018 “Commission publishes Autumn 2018 Economic Forecast”
- ここでは主に以下の報告を参照した。  
Recommendation for a COUNCIL RECOMMENDATION on the 2018 National Reform Programme of Italy and delivering a Council opinion on the 2018 Stability Programme of Italy, Brussels, 23.5.2018
- 「改革のスピードアップ、レンツィ新政権が始動」ビジネス短信 2014.3.3、ジェトロ
- ARC レポート（イタリア）2018年5月
- EU Trends 「イタリア国民投票：一問一答～国民投票よりも次の総選挙が心配」第一生命経済研究所 2016年11月9日
- 「総選挙、野党が躍進一過半数の勢力なく、新政権は不透明」ビジネス短信 2018.3.6 ジェトロ
- 【イタリア】2018年両院選挙と選挙後の政治動向 国立国会図書館 調査及び立法考査局 2018.5
- ”Italy’s president balks at choice eurosceptic finance minister” Financial Times ウェブ版 May 23, 2018

- 
- 9 "Italien will einen Deutschland-Feind in der Regierung" Frankfurter Allgemeine Zeitung ウェブ版 26.05.2018
  - 10 Enhanced Surveillance Report Greece , November 2018
  - 11 "Why depreciation is the wrong medicine for the Greek economy" ekathimerini ウェブ版 30.05.2017

[禁無断転載]

---

統合の深化を阻むもの  
～ナショナリズムの高まりと英国の離脱を前にして～

発行日 2019年4月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)  
〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階  
TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>

---